

# 長野県環境審議会地球温暖化対策検討会 意見交換会 議事録

日 時 平成17年10月17日(月)  
午前10:00～正午  
午後 1:00～午後 3:00  
午後 3:30～午後 5:00  
場 所 サンパルテ山王3階千曲の間

(関係団体：(社)長野県トラック協会)

司 会

それでは、定刻より若干前ですが、皆さまおそろいですので、これから長野県環境審議会地球温暖化対策検討会と関係団体との意見交換会を開催させていただきますと思います。

それで、初めにちょっとお断りを申し上げたいと思いますけれども、意見交換が1団体で30分という短い時間になっておりまして、最初の10分間程度、団体から適格なご意見をいただきまして、意見交換を進めさせていただきたいと思います。また、残り5分ぐらいで事務局より合図をさせていただきますので、その後のまとめの方に入っていただければと思います。

もう一点なんですけれども、本日はご意見をちょうだいいたしますのは、県民総参加の条例づくりを目指しておりまして、ここでご意見をいただいて何かを決定するというものではございませんで、後ほど検討会で持ち帰りまして、このいただいたご意見を条例の方に反映させていただくようにしたいと思います。

それでは、川妻委員、進行の方をよろしく願います。

川妻委員

おはようございます。川妻です。

検討会委員は9名で構成されております。委員長は信州大学の高木さんなんですけれども、今日午前中は所用で欠席のため、私、検討委員の1人の川妻千将と申しますが、進行役をやらさせていただきます。どうぞよろしく願います。

時間が限られておりますけれども、今日全部言い足らなかったことは、また別個の機会にどんどん意見の方を言っていただければなど。これだけで全部の決着をつけるというわけではありませんので、そういう意味で少し肩の力を抜いて存分に。

それでは、最初は、(社)長野県トラック協会の方々です。よろしく願います。

トラック協会

それでは、私は、県のトラック協会の理事であって、なおかつ、その中の環境対策委員会の副委員長でございます。そういう立場で、協会を代表している我々の状況等、取り組んでいる姿勢等をお話をさせていただきたいと思っております。

当然、我々はこういう時代でございますから、社会の中でいい関係を構築して、ともに生きていこうということを柱に、環境とか、安全とかということをも最重要課題として取り組んでおるわけでございます。当然最新規制の適合車あ

るいは低公害車の導入等を中心に諸対策を実際に取り組んでいるという状況でございます。

細かく申しますと、低公害車の導入については、1都3県のPMの条例のものをベースにして、また、積極的に取り組んでおるところでございますけれども、現在その取り組みの状況を見ますと、金額でちょっと申し上げますけれども、二酸化触媒、DPF等については、4億9,000万円の費用です。それから、あと、ハイブリッド、CNG車、低公害車については、認定車も含めて2億1,000万円、かなりのお金を投入してきております。これが、低公害車の一連の状況で、15年から実施しているところでございます。

それから、アイドリング・ストップ運動、この中にもございますけれども、アイドリングのストップ運動については、もう92%ぐらいは我々協会員では実施されておまして、協会のドライバーもそれについてはかなり認識が高くなっております。なおかつ、我々はそれに対しての燃料の使用量を今までよりどうなったかというような、燃料の使用量についても把握をしておまして、これも70%強の把握をしながら、実際にどういう結果が出ているかということもやっております。

それから、省エネ運転の研修会、これは年に、我々協会7地区あるんでございますけれども、7地区で1回か2回、積極的にドライバーによる省エネ運転の研修会、あるいは、管理者も含めた座学等を含めて取り組んでおまして、これも実質本当に社員が全部こういうことを確実に実施できれば、燃料の10%から15%は完全に減らすことができるということで、これからもずっとこういうものを続けていきたいというふうに考えております。

そういうことでございまして、その後、今回の規制に関する取り組みについてでございますけれども、当時のこの1都3県の環境条例については、大変な問題もあつたり、戸惑いもあつたんでございますけれども、何とか厳しい中でも対応はしてきておりますけれども、ご承知のように若干問題があつて、造反者が出たりして、今ちょっとトーンが下がっているのが現状でございます。

それから、そういう中でこういう県の方で温暖化の条例が施行されていくことになっておまして、特に申し上げたいのは、この中で、大口自動車保有者に対する使用合理化計画の作成等、これはもう温暖化とか、いろんなものについては反対するつもりはまったくありません。逆に積極的に取り組んでいるんでございますけれども、ただ今いろんな経済状況とか、いろんな体制がありまして、こういう中でこれを対応していくということについての義務付けをしようということについては、この辺のところは、とても今の状況の中では十分な対応ができない状況にありますので、義務付けというのでは、これはちょっと我々の業界としては大変困りますので、努力していくとか、現在やっているものがさらに努力して、結果を出していくということについては、当然のことでやるんですけれども、これを義務付けられてやるということについては、大変困惑する面もございます。その点だけ、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

それから、今のように我々が自主的にそういうことに取り組んでいる、あるいは、一部結果を出しているというように、そういう厳しい中でそういうことに対応しているということについても、この場でよくご理解をいただいた中でご検討いただければ非常にありがたいと。いずれにしましても、条例が義務化されるということについては、現在の状況では非常に厳しいんじゃないだろうかとございまして。

それから、もしこれを厳しくやったときに十分な対応ができないとするならば、まず、県内の事業者は身動きが取れない。現実には1都3県の条例でも、実際には業者が110社も減りまして、対応できなくて減って、なおかつ、車両も1都3県で4,500台減っております。そういう中で、大変輸送の方も混乱を1都3県は起こしているわけでございますけれども、長野県も、もしいろんな状況を判断して、結果を出してもらわないと、恐らくもう限界に、ぎりぎりに来ておりますので、ある部分ではもう蘇生(そせい)できないというような状況になっておりますので、1都3県のように車が減って、業者が減ったということになるとどうなるかという、全国に生鮮食料品等輸送している責任ある輸送しているトラックの業者が減ると。県外からどんどん車が入ってきまして、当然そういうものを運ばなくなるということで、県の産業というものの振興に足を引っ張るといいますか、産業の衰退につながっていくというような懸念もあるんじゃないかというふうに判断をしておるわけでございます。

それが状況でございます、どちらにしても、そういう経済とか、いろんな業界の体制をよくご認識いただいた中で、やるとすれば、義務化を外してもらおうことと、重ねて言いますが、全体のバランス、県民益をとということであれば、そういう全体のバランスというものをしっかりと取り入れた中で十分に検討をしていただくことが一番よろしいんじゃないかなということで、そういうバランスをぜひ見て、検討していただきたいということでございます。

本当に短い時間の中で、書類を広げて言いたいことはたくさんあるんですけども、今、委員長(代理)が言われましたように、後でも十分お話を承るとい話を聞きましたので、もっと厳しいといいますが、本音をつっ込んだお話をさせていただけるということを冒頭いただいたものですから、一応時間はこの範囲で、雑ぱくでございますけど。

川妻委員

ちょっと確認でありますけれども、今言われた具体的な条例骨子(案)のところは、交通・自動車利用に関わる対策(2)というところがありまして、ページで言うと8ページのアルファベットのb、ここの事項についておっしゃっているんですか。

トラック協会

そうです。

川妻委員

「一定台数以上の自動車を使用する事業者は、定期的に自動車の使用状況、合理化計画を自ら公表する。」という、この義務付けは大変混乱するから、努力義務ぐらいにしてほしいと。

トラック協会

はい。

川妻委員

この理由をもうちょっと。その前に、ちょっとそのことについて、委員の方からさらに今の意見についての質問があればおっしゃってください。

黒沼委員

黒沼と申します。

今のbのところ、一定台数の自動車を使用する業者が、自動車の使用状況と使用合理化計画・実績報告書を作成して、提出したらどうでしょうかという、そういうことなんです、それを今現在やっちらっしゃるというふうに私は、それでこういう非常に実績を挙げてきたということを前段でお聞きしまし

たので、何ら矛盾するという事はないのではないかと思いましたが、いかがなものでしょうか。

トラック協会

協会の専務理事をやっております でございます。

今のご質問のお話ですけれども、一生懸命取り組んでおりますけれども、ご承知のとおり企業格差というのがございまして、そういう具合で大変厳しい中でも事業が比較的安定した事業所、それから、非常に厳しい事業所、大きく今分かれてきております。それから、倒産が相当増えてくることも私は見ています。

従って、台数を持っているからといって義務付けという形だと全社に数字が行くわけです。私どもはできる会社からやってほしい。ですから、積極的な会社はどんどん入れていきますから、先ほど委員長(代理)がおっしゃられたとおり、相当数普及はしておりますけれども、全社というところで義務付けになるところに、できないからやめなさいということになりかねませんので、大変厳しい問題があるという、こういう意味です。

ですから、県内に走っている車の私どもの協会の会員の車両の全体の中から努力して入れてきているということでご理解いただきたいなというふうに私どもは、

川妻委員

一定台数以上という、この規模ではなくて、企業によって相当格差があるので、一定規模であっても義務付けをされると、使用状況・使用合理化計画、その結果の報告書を作成するのは無理だというのは、ちょっとそこはよく分からないところなんです。これはまだ細かなところはもう少し詰めなきゃいけないところがあるんですけども、実情と削減策についての検討と、それから、その結果について一定規模のところは等しく状況を報告して、対策を取った結果を報告して出ささいという、そういうことです。一律に減らせということでは、

トラック協会

一定規模のところは合理化計画をやりなさいというふうにとれると思いますが、ですから、これ、台数は何台なるか分かりませんが、10%とか、何台とかと言われた場合に、果たしてその会社がそれは対応可能かということ。ですから、今私どもの が申し上げたとおり、関東ではできない会社が倒産したり、廃業したりしておるわけですから、現実問題として。これはNOx・PM法も同様でございます。ですから、そういう問題を抱えているということ。です。

ですから、そういう形で、じゃ、県内の産業としてどうなるかということになりますと、長野県の車が駄目になると、長野県の台数が、必然的に総台数が減ります、これは、県外事業者が入ってくる。ですから、県内の雇用の問題から始まって、県内が落とすべき経済がよそへみんな持っていかれるということになりかねない。

宮本委員

すみません。お伺いいたします。委員の宮本です。よろしくお願いたします。

業者数ということでちょっと把握していないんですが、大まかでいいんですが、どのぐらいの規模の業者がどのぐらいで、どのぐらいの規模の業者がどのぐらいということがお分かりになりましたら教えていただきたいと思うんで

すけれども。

トラック協会 今、数字は持ってこなかったんですけど、長野県の事業者数は約700ぐらい。それで、トラック協会加盟のところは約500ぐらいです。規模で申し上げますと、いわゆる大企業と言われるのは、長野県は県外業者です。規模にすると県外業者なんです。県内に本社があるという会社で、いわゆる大手というのは1社だけです。あとは、100台規模の会社から。

川妻委員 規模の順をランクすると、100台、どういうふうに関数付けしているんですか。

トラック協会 特に関数付けはしていません。

川妻委員 規模の累関というの、100台から50台か、50台から30台とか、そういうので関数は分かりますか。

トラック協会 今、関数は手元にありません。

必要であればまた。

ご提示する気持ちは。

川妻委員 県内だと100台以下が。

トラック協会 おおむねそのように受け取っていただいて結構でございます。

川妻委員 一番多い、平均すると何台ぐらいのところなんです。30台とか、50台とか。

トラック協会 はじいたことはないですけど、30台行かないかなと思うんですけども、事業規模は5台が最低限となっていますから。

黒沼委員 すみません。申し訳ないんですが、ちょっとまだよく分からないんですが、今石油の価格が上がっていて、コストが非常に上がっていて、そして、省エネするといったって、そう大して1台当たりの省エネというのは大変でございますよね。それで、やはりそういう中で、合理化計画を立てるということは、やっぱり本当に今必然というんですか、そういうことになっていらっしゃるんですか。

トラック協会 合理化そのものは、従来からやれるものはみんなやっているということになっていますね。一定の、5台以上ですから、当然運行管理者とか、整備資格者とか、要するにドライバー以外に抱えなきゃならない事務もいっぱいあります。これは減らしようがありません。労働時間は、ご承知のように週に決まった時間制限がございます。この中でやっています。ですから、ドライバーの賃金も下がる傾向にあるというわけです。

軽油はもう既に昨年の4月から23~24円、現在上がっています、リッター当たりですね。これが、大体3キロから4キロぐらいしか走りませんから、そう

いう意味では相当の経費負担ということになります。

省エネ運転とか、そういうアイドリング・ストップとかいうような形、あるいは、冬季用に蓄熱マットというのが長野県の場合、特に普及させるよう努力しております。これは、仮眠するときに暖房を入れないようにする。温かいマットで仮眠すると、それなりにしております。こういうようなことはもうそれはみんな取り入れているということです。

ですから、これ以上ドライバーは、1台には1人おりますので、必要ですので、これは減らしようがないし、もう合理化は行き着くところです。今度、低公害車等の につきましても、これ、新車で約300万くらい減るといような話になっています。非常に大きな問題になっています。

今のお話で、そういう状況ですから、人はもうぎりぎりでございますので、だいたい部課長以下プレイングマネージャーです。もうほとんど出て対応しているのが現状で、車両も足りない状況でございます。

従って、そういう厳しい中でやっていますので、なかなか管理面が十分に対応できないというのが今の状況であるということで、本来運行管理者の筆頭の管理者も全部来て仕事をしている。ですから、私ども社長、役員、全部前線に出ているというのが現状でございますので。あるいは、その下の、私、ちょっとこの大きいこのグラフを見ましたけども、低公害車・低燃費車を1割以上導入する、こういうことも経済的に義務付けられれば、とてもそんなに簡単に対応できるものじゃないので、そういうことになるんですね。

もう一つ言わなきゃならないことは、NO<sub>x</sub>・PM、それから、温暖化のCO<sub>2</sub>がございまして。本来15年のやつでは、やっぱりCO<sub>2</sub>を前面に出して我々は取り組むということが、本当は本来の仕事だったんですけどね。本来、全体的、全地球的に言えばそういうことですよ。

これが、京都議定書という話になりますけれども、地域公害、東京、横浜も東京も併せてそうなんですけども、地域公害で石原都知事がパフォーマンスでバンとPMを打ち出したところから始まったんですけども、NO<sub>x</sub>は国ですね。PMは東京都、1都3県、これはもう本当に整合性を取っていくということは、非常に技術的に難しいですね。PMを減らすのはわけないんですよ。これはCO<sub>2</sub>も同じことです。よく燃焼させてやればPMは出ないんですね。そういう技術は十分できるんです。

ところが、よく燃焼させると、燃焼室の温度が上がるからNO<sub>x</sub>が出ちゃう。要するに、排気ガスが化学変化を起こして窒素酸化物になっちゃうんですよ。xというのは温度によって、たくさん出るときもあれば、少ないときもある、いろいろあるから、xというのをつけているだけなんです。NOなんですね。それと、温暖化のCO<sub>2</sub>との関連というのを、これはもう一つ一つというのはとても状況報告ができないのが現状、技術的なことですね。

ですから、全体を見た中で、ちゃんと整合性を取って取り組んでいかなければできないという技術的な理由が基本的にはあります。ですから、非常にこのところは県としてはそういう意味ではうまく調整が取れて、こういうもんだというふうにできれば、それは対応はしていかなければ当然ならぬだろうと思うけども、こういう状況の中でちゃんと調整が取れないで、そのままの状態、CO<sub>2</sub>のやつはこうですよと、状況報告書はどうですか、合理化計画はどうですかと、あるいは、CO<sub>2</sub>を軽減させるのはどうですかというようなことは答えが出てこない。

実際に今まで経過したことですからやっていますけども、PMもNOも完全に分離しても出ないし、一緒にしても、片方を立てりゃ、片方は立たないという、こういうことも技術的にあるという。それで、当時はディーゼルが悪者にされまして、我々運送事業界はぼーんと来たわけです。

温暖化からもしスタートしたら、ガソリン車、石原知事はガソリン車と言ったけれども、ガソリン車の方がCO<sub>2</sub>は、同じ進むにもかなり多くの量を発生する。だから、世界はみんなディーゼルに切り替えるときにディーゼルと言ったわけで、今度、CO<sub>2</sub>をやると、ディーゼルがいいんですね。そういうところが全然調整が取れていないので、何の結論もなく今日来ているから、今混乱しちゃうという、だから、そういう中で、どうしても商売をしたいというふうに考えるから、造反をしてまでもやらなきゃならない。

実際は、余計なこと、ここには関係ありませんけれども、関連はあるから申し上げますと、PMの除去装置は、あれはもともと商品になっていないんです。問題点がたくさんあります。それを東京都の認定委員会が認定したというところに問題がある。だから、ああいうふうに造反も出てくるし、代わりのものと替えなさいと言っても替えなかったということもあるので、NO、NO<sub>x</sub>、温暖化のCO<sub>2</sub>、それぞれみんな関連があるので、それを整然とした整理ができたところだということだろうと、温暖化、ちょっと前に申し上げました、関連があるので申し上げました。技術的なこと、そういうことも含めてでございます。

川妻委員

岡本さん。

岡本委員

岡本といいます。

aとbのところ、一応区切りを入れてありますので、bの部分というのは、低公害車・低燃費車を購入しなさいという義務付けということでは区別をしていただきますので、そういった経済的負担を強いるというような問題はなくて、むしろ今までやってこられたことを県の方へというか、全体の業界の状況を知ってもらうための基礎資料として出していただくことによって、逆に将来こういったことを県のレベルで支援することができることはないだろうかとか、そういうことも含めて状況を把握するという意味合いで必要なのかなというふうに思います。

それと、もう一つは、例えば、自動車の使用状況とかいう中で、稼働率というか、積載率というか、何%ぐらい荷を積んで走っているのか、あるいは、空荷で運行している分はどうか。こういったことが把握できると、もう少し県内の業者さん同士の中で連携しながら、積載率を上げていくということが環境に対して非常に効果があるんじゃないかなというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

トラック協会

おっしゃるとおりでございます。輸送効率化の問題は、私どももおっしゃるとおりです。ですから、帰り荷をなくす問題、空車ですね、だから、帰り荷あっせんシステム、「ヒットシステム」というのを取り入れてやっています。工夫してやっています。ですから、輸送効率から言えば、事業トラックの方が自家用に比べてはるかにいい。車の台数から言えば、事業トラックが80%ぐらいある。輸送量から言えば、営業用トラックが90%近く。

今の積載率、これは、正直言って、現状は、出ていったものは帰りに積んでこなかったらですね、それは、出せないんです。もうそのくらい厳しい。積んできたとしても、損益分岐点というような状況で、これはもうどんなことをしても往路の貨物を把握する効率化、いずれも必死になって経営上やらなきゃ駄目だということです。

それから、経済的負担と申しましたが、その前に県の支援が必要だと、これからですね。今までいろいろやってお金を何億もかけてやっても、長野県は県の助成が全然なかったということがありませんか。大体全国で半分ぐらいは県の助成をしています。もう我々の範囲内、国土交通省からの・・・、残念ながら県がなかったので、ぜひもしこれが進めていって、結論が出たら、協力することはもちろんやぶさかではございませんので、県の支援、これは期待しますよ。恐らくそこまで行かないと、これはほとんど我々としては厳しいと受け止めるほかしようがないというような状況でございます。

川妻委員

実情は短い時間ですけど、ある程度分かりました。こちらの骨子の趣旨と、それから、具体的なこの中身がさらにまだ詰めなさいいけないところがかなりありまして、どういう状況、報告書を、合理化計画書になるのかという、それによってもだいぶ違うと思うんです。それらをちょっと少し詰めまして、また検討を進めたいと思います。今日はこれぐらいにさせていただきます。どうもありがとうございました。ご苦労さまです。

トラック協会

よろしくどうぞお願いいたします。

いろんな問題がもう副そうしているの、時間を取ってやっぱりやらないと、恐らくなかなか、さっきの話で、技術的な問題があるので、ぜひ時間をつくっていただいて、別枠でも徹底して協議した方が、僕はいいと思うんです。時間がないということじゃなくて、十分時間を取るように、機会をつくっていただいた方が、よろしかったら。余計なことで。

川妻委員

どうもご苦労さまです。

(関係団体：(社)長野県建築設計事務所協会)

司 会

それでは、引き続きまして、(社)長野県建築設計事務所協会様です。

初めにお断りさせていただきますけれども、意見交換会、30分という限られた時間なものですから、最初の10分程度ご説明いただきまして、意見を言っていただいて、意見交換に進めさせていただきます。残り5分ぐらいでまとめに入っていただくように合図させていただきますので、よろしくお願い致します。

また、この意見交換会、ここで何かを決定するということじゃなくて、忌憚のないご意見をちょうだいするという趣旨でございますので、よろしくお願い致します。

それでは、よろしくお願い致します。

川妻委員

この温暖化対策検討会は9名おりまして、委員長は信州大学の高木さんなんですけれども、ちょっと今日所用で午前中來られませんで、私、委員の1人



の川妻と申します。今日は宮本さんと岡本さん、黒沼さん、この4人で意見をお伺いします。どうぞよろしくお願ひします。

建築設計事務所協会

よろしくお願ひします。

川妻委員

それじゃ、どうぞ、おっしゃってください。

建築設計事務所協会

県の方でこの地球温暖化と、世界的な課題でございます。長野県としても積極的に取り組むということでございまして、大変うれしいことでありますし、ありがたいことだと思っております。私どもは建築設計に携わっておりますのでございませうけれども、まず、建築設計の部分で、大規模なものほかに、一般的に住宅というのが一番省エネに、エネルギーに関する問題については重要なポイントを占めるんじゃないかというふうに思います。

ご存じのように住宅の今あるものについては、昭和初期に建てられたものから、戦後住宅難の時代を経まして、古い建物といひますか、エネルギーを大量に消費するような建物が非常に今多いわけですね。新しい建物については断熱化ですとか、省エネ化というのは本当にうまく図っていかれるんですけども、古い建物についての対策というものをいかに進めていくか。今、流行っておりますリフォームという業種の皆さんがそういうことを主にやっていってくれるんですけども、私どもの業界にはリフォームの関係のものはなかなか入ってまいりませんで、普通の建設業の許可があるか、ないか、分からないような皆さんでも住宅のリフォームというものをおやりになっていることがあって、ただその皆さんはただ物を売ればいい、ちょっとしたものをつけて何百万取ればいいというような悪質な皆さんも中にはおるわけで、そういうものを排除していかなければならないんですけども、この本当にエネルギーをいかにしていくかということが大事なことだろうと思っております。

ちょっと資料を読ませさせていただいたんですけども、今、県産材を使え、県産材を使えということで、だいが森林の関係の方々も力を入れてありますし、木質のペレットというようなものもだいが開発されまして、いいものができておりますけども、私は山歩きといひますか、キノコ採りですとか、山菜採りが趣味でもありますし、よく山へ入るんですけども、山へ入って、昔の山と違うところは、皆さんもご存じだと思ふんですけども、本当に足の踏み立てができないんです。というのは、枝が折れて落ちています、倒木があります。その山ですから、キノコも生えませうし、ワラビですとか、ゼンマイですとか、そういったものも、本当に限られたところにしか生えないようになっています。そういう状況です、山というのが。

だから、間伐材を使えなんていうことは、私はちょっと森林のことに携わっている皆さんではちょっとおかしいことを言っているんじゃないかと。山をもっときれいにしなきゃ駄目だというふうに思ふんです。そういうのがある。

ペレットを作るにしても、間伐材を持ってくるのは一番簡単です。大きな木を切って持ってくればいひますから、それからペレットを作るというのは一番簡単な仕事なんです。本当は山へ入って、そういう朽ちた木だとか、朽ちた枝を拾い集めて、それをペレットにする。昔のように、昔は燃料がなかった時代は、ほとんど山へ入って行って枝を切ってきて、拾ってきて、燃料にしましたよね。ああいうことをすることが、山をきれいにしていたんですけどね。そ

れが今全然なされていないわけですよ。山菜を採りに行くのはいますけども、そういう木々を拾いに行く、集めに行く皆さんは誰もいないんです。そういうのが私は信州の山を悪くしている一番の原因だと思います。県産材を使うより先に、それを何とかみんなで作る方法はないか、その方法を検討することが大事なことじゃないかなというふうに感じています。

話がそれましたけれども、本当は住宅というのにもっと力を入れなきゃいけないということを先ほど言いましたけれども、私の事務所で設計した物件で、今度3つ、4つ、新しい形のものを模索してやったんですけども、1年間に消費する燃料が、冬場18リットル缶の灯油が2つあれば十分です。自然の太陽光の熱と断熱性能を上げただけで、快適に過ごさせています。中にお子さんが2名おるんですけども、そのお子さんの生活が真冬で半袖で飛んで歩いてます。

そういうことまで、極力断熱化をして空気をうちの中で回してやるというようなことをしますと、本当にエネルギーというのを消費しないで済みます。だから、私は古い住宅を何とか、今、流行の外張り断熱という木造住宅や何かを、外断熱と言わないで、外張り断熱と言いますけども、外壁の外側にもう一つ断熱層を新しいのをくっつけて改修する。それをすれば、本当にそういう快適な住宅が再現できるというふうに自負していますので、そういうことをやっぱり進めるべきかなと。リフォームというのは、そういうところからリフォームしていかないと、ただ台所がきれいになった、お風呂がきれいになった、居間が広くなった、ただそんなことで本当の快適な住宅は得られないんじゃないかというふうに思います。

時間があれなようですから、もう一つ言いますけれども、ただあと大規模な建築物ですね、こういったホテルですとか、お店ですとかというものは、平面的にまだ決まっていないようですけども、私の意見では、やはりあまり大きなものに限定していかないこと。やっぱり規模的には500m<sup>2</sup>程度のものからこういうものをやっぱり義務付けるべきかなと思います。

というのは、なかなかお店とか工場、工場もそうなんですけど、断熱に金をかける余裕がないんですね。ランニングコストは少しかかっても、イニシャルコストをなるべく抑えて、安い店、安いものをつくって何とかしのいでいこうと。あとのランニングコストは何とかなるよというような部分が多うございますので、できるなら、最初から規制をかけていくというふうにすることが将来的にエネルギーを使ったり、石油ですとか、そういうものを使わないで済む状況になるんじゃないかと思います。

ただ水素燃料ですとか、そういう燃料はなかなかまだ開発途上で、一般的に使えませんけども、これから長野県で使っていくのは、先ほども言いましたけれども、木質ペレットの普及、これを先ほど言いましたような下に落ちているような木々を使ってもしできるようなになれば、そういうものも普及するでしょうし、木質ペレットによるボイラー、24時間運転のボイラーが開発されると、安く開発されれば、家庭にも普及ができるんじゃないかと。だいたい今石油関係で、石油やガスをやっているボイラーが1台当たり家庭に売るのが20万から30万の範囲ですから、そのぐらいの金額で木質ペレットのボイラーが開発できれば、需要は大幅に膨れると、一般家庭にも普及できるというふうに思っています。

住宅だけのことであれしますけども、あと、文章を直していただくとか、そういうようなことは若干ありますけども、主に私どもが考えているところはそ

ういうことでございまして、もっと文章的にも住宅というものを表に出すべきだと。建築物というふうになってありますけれども、住宅等建築物というふうにして、建築物の大きなものについては次の項に書いてありますので、そんなふうにしていった方が一般の県民にとっては分かりやすいのではないかというふうに思われます。県民に普及するためにはその方がベターじゃないかというふうに考えております。

川妻委員

ありがとうございました。

大変貴重なご意見をいただきました。ページで言うと、9ページから10ページにわたって、建築物の対策が盛られているんですけども、ここにあるようなaとbも、それぞれ環境性能を高めて省エネにしていくための取り組みを要望しているわけなんですけれど、それと、このbの方にある環境配慮計画書を作成するというふうになっていますね。これは、まだこれから詰めていくものなので、その環境配慮計画書を作るときに、現実的にこういうような対策を取ればよいというような中身をこれからいろいろ情報を得て詰めなきゃいけないんですね。そのときにまた今のお話、これ以上もう少し詳しくいただければ役立つんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

質問やご意見を少し。

岡本委員

岡本といいます。よろしくお願いします。

今回の条例を導入していくに当たって、既に策定されている長野県の温暖化防止県民計画というものに沿って当面進めていこうということが決まっておりますけれども、その中で建築の省エネルギーという項目の中に、私、個人的に苦労した経験があって言い続けてきたんですけども、長野県は特殊だと思うんですが、特に住宅の場合に、水道凍結防止帯というものを使用する。これのエネルギーがこまめに電気を消すとか、冷蔵庫を買い替えるというレベル以上に、電気を無駄に使っている仕組みになっておりますので、私、20年前に自分のうちをつくったときに、これを使わない方式をつくったんですけども、ぜひ建築、新しく建物をつくるときに、水道凍結防止帯の不使用ということを徹底すれば、長野県の寒冷地特有の冬場のエネルギーピークというのを抑えることができるのかなというふうに思うんですけども、何か参考になるような、ちょっと時間のない中であれなんですけども、ぜひこれを細かいところですが取り組んでいただきたいというふうに思っております。

建築設計事務所協会

水道凍結防止帯というのは、今はさほどでもありませんけれども、開発された当時は、1台あたり80wです。ですから、一般の住宅ですと、5つぐらい平均で付いていますから、大体それが1.5mぐらいなんですけど、それで80wです。2mになると100wぐらいになる。そうするとでかいですね。裸電球100wがずっと24時間ついているんですよ。古いものは、温度が一定以上になっても消えないんですよ。ですから、水道をひねって手を洗い始めるとお湯が出てくる、そういう状況ですよ。ですから、すごい熱量を使っているんです。

私のうちもまだそういうものを使っていますけれども、紺屋の白袴といひまして、そうなんですけども、今はコンセントに省エネのコンセントがありまして、それで切ったり、入れたり、外の外気温を感知してやるとか、水道の金属の部分の温度を感知してやるとかという方法もありますけれども、そういうものを使って省エネを図っている人もいます。それでも、約40ワットぐらいか

かるんですね。

ですから、今の新しい住宅というのはほとんど、私の考えているものではほとんど今、水道凍結防止帯を使っていません。使わなくてもいいんです。

岡本委員

現状は、特にそういった指導とかをしなくても、使わない設計が主流になってきているということによろしいですか。

建築設計事務所協会

主流になってきています。そうしないと、もうそれだけでものすごいランニングコストがかかります。それはもうほとんどの設計事務所でやっていないと思います。

岡本委員

そうですね。それをさらに徹底するために、例えば建築確認という制度がございますね。そのところで、例えば、そうしたことが配慮されているかどうかということを一度チェックするというのはいかがですか。問題がありますか。

建築設計事務所協会

それは問題があると思いますがね。

岡本委員

どんなような問題が生じるのでしょうか。

建築設計事務所協会

というのは、そこまでの規制というのは県ではかけられないと思いますね。

岡本委員

規制というよりも、これは温暖化にとってもいいことだし、施主さんにとっても、ほとんど施主さんはそういった知識を持っていないわけですから、むしろ啓もう啓発というような意味で、そこで、業者さんの中にもそういったことに知識がない方がいるとすると、施主も損する、そして、温暖化で県民全体も、あるいは、世界中の、大げさに言えば損失になるという意味で、啓もう啓発の機会を、そういった建築確認のような機会のところで何か盛り込むということに関しては、抵抗はないですね。

建築設計事務所協会

抵抗はないですけども、今建築確認というのは、住宅に関しては誠に簡素化されておりまして、役所の皆さんが見なくも平面の形、それから、敷地に入っている形がどうであるか、そのようなものだけで、あとは書類は要らないよという形のものなんです、住宅に関しては、ほとんど無審査というような状況です。

というのはなぜかということ、設計事務所、もしくはプレハブメーカーと言ったら失礼だと思いますけれど、既成住宅、つくったものを持ってきて置くというような住宅をつくっている皆さんの部分が主流でございますので、だから、私どもの協会にそれを規制するように流せということであれば、私どもの協会からすべての事務所に、それは通知することはできます。そういう形の方が、建築確認で規制をかけるよりは、私どもの協会にせえと言われれば、いくらでもしますので、そういうことを申しつけていただければ、十分効力は発揮すると思うんです。

岡本委員	どうも大変ありがとうございました。
川妻委員	黒沼さん、宮本さん、どうでしょうか。
建築設計事務所協会	宮本先生、さっき木を拾ったんですと言ったら、うなずいておられましたけども。
宮本委員	昔、父やきょうだいが拾ったという話を聞きました。「さど拾い」とか言って、それを燃料にしてかまどでたいていましたので、子供の仕事だったように聞きました。
建築設計事務所協会	子供のところにも全然そういうものを継承してこなくなってしまうておりますし、昔、石油ボイラーと一緒にまきを、そういうものをくべるボイラーがあったんですが、今はもうそれが全然ないんですね。買おうと思ってもないんです。作ってくれと言うとかなり高いものになりますし、そんなものでもあればなというふうに思いますけどね、ちょっと私らも取り組みが遅くて、そういう形になったんじゃないかという気がするんですけど。
川妻委員	今はあれですか。木質ペレットのボイラーを入れた、あるいは、ストーブを入れたような建築も少しはつくられているんですか。
建築設計事務所協会	ボイラーが高くて、ボイラーじゃ使えないんです。ただストーブの代わりに使うという方はあります。また、木を、まきを買ってきて、ストーブに入れて、それでというのはあります。ああいう効率のよいボイラーを、ストーブを使っている方は、暖房代わりに使っておる方はありますけども、なかなかあれもスイッチ、ポンでやるというわけにいかないものですから、なかなか消費者になじめないんですよ。
川妻委員	家の構造も一応排熱するために煙突が必要になりますからね。
建築設計事務所協会	はい、必要になりますしね。ペレットだとスイッチ、ポンでできるでしょう。誰でもできるし、燃料を1袋入れておけば、何日も持つし。
川妻委員	あのあれは、私たちの議論の中ではだいぶ、なぜ小学校とか、いろんな学校や公共施設にどんどん使って、じかにペレットストーブのボイラーのよさを味わいながら、だんだん普及していくというのがどんどんできればいいんじゃないかという話をしていたんですけど。
建築設計事務所協会	そうですね。学校は全部セントラルヒーティングですから。
川妻委員	ちょっとついでに、外張り断熱層だとか、いろんなものですけど、断熱のするための、ちょっと気になるのは、断熱の素材はどういうものが使われるのでしょうか。

建築設計事務所協会	素材は、昔、今問題になっておりますがアスベスト、あれを断熱の素材に使っていた時期がありましたけども、今はグラスウールです。グラスウールがほとんどだと思いますね。あとは、スタイルフォームといいますか、発泡スチロール、ウレタン、ポリエチレン、その関係の発泡したもの、そういうものが主流です。
川妻委員	これはほかのことにもつながるんですけど、廃棄物になったときに。
建築設計事務所協会	廃棄物になったときに、グラスウールは何とかなると思われるんですけども、ウレタン関係、ポリエチレン関係はちょっと廃棄物になったときに困ります。
川妻委員	やっかいですね。
建築設計事務所協会	ええ。ですが、それが一番断熱性能がありますね、今のところ。
川妻委員	そうですか。ウレタン関係が。
建築設計事務所協会	ええ。発泡ウレタンの関係がね。
川妻委員	あれでももう少し天然のものでいいものがあればよろしいんですが。
建築設計事務所協会	あればですね。天井裏に吹き付けておくようなものは木質系のものを、パルプのもうちょっと細かいもので、天井へ吹き付けて20センチぐらいの厚みにする、一面に敷いてしまうという断熱方法があります。
川妻委員	ありますか。
建築設計事務所協会	はい。
川妻委員	それはコストが高いんですか。
建築設計事務所協会	ちょっと高いです。使えないんですね。
宮本委員	昔の土壁の家の断熱をよくするにはどうしたらいいんでしょうか。
建築設計事務所協会	土壁の家。
川妻委員	住宅相談になっちゃいましたね。
建築設計事務所	今の壁はどうしようもならないんです。そこを、壁を外して、中か外

所協会	を外して断熱材を入れても、効率は上がりません、ほとんど。
宮本委員	省エネ性能をよくするには、やはり壊すしか。
建築設計事務所協会	その壁はそのままにしておいて、外はもう1枚断熱性能のある壁をつくるんですよ、その外へ。それが一番安く上がります。
宮本委員	じゃ、景観というか、見たところは。
建築設計事務所協会	見たところはほとんど変わりはないです。屋根もそのままそういう形で持ってくるようになりますので。壁、屋根をやれば、床下はもう何しても、敷物でも何でもできますから。まず外から熱を入れないこと、外へ熱を排出しないこと、これが一番大事だと思います。
宮本委員	外張り断熱というんですか。
建築設計事務所協会	外張り断熱です。
川妻委員	クーラーは排熱も何とかならないものかと私は思うんですけど。
建築設計事務所協会	だから、いい断熱のうちをつくれば、クーラーは要らないんです。
川妻委員	そうですね。
建築設計事務所協会	天然の風だけで十分生活できます。ただこういうものは駄目ですね。こういう施設は、これは絶対駄目です。できません。
川妻委員	黒沼さん、いいですか。
黒沼委員	<p>私、黒沼と申しますが、松本で住んでおりまして、ヒートアイランド現象というのを毎年調べております。風の道というんですか、それが松本市に女鳥羽川沿いと薄川沿いにありまして、そして、コンクリートで排熱される熱を少しは緩和されていると。それと、松本城周辺の緑が、やっぱりほかの中心部にある割には1度ぐらい下げているという効果があるんですね。</p> <p>それで、ここに屋上の緑化と書いてあるんですが、それってあれですか。建設費とか全部トータルで見て、本当に環境型の負荷とかを考えて、効果があるものかどうかということと、それから、都市全体の建築をする上で、ある一定程度緑化を推進していくというんですか、中心部というのは駐車場が多いものですから、そのコンクリートで地面を露出しないわけですよ。そうすると、やっぱりどうしても温度が上昇して、それでそういう都市構造が、ごめんなさい、長くなりまして.....。</p>
川妻委員	黒沼さん、時間がもう。すみません。11時に終わらなきゃいけないん

です。ちょっとその限りで。

建築設計事務所協会

屋上の緑化というのは、こういうフラットな、屋上はフラットな建物、例えば、コンクリートやアスファルトで面が覆われているんですけども、今も緑化、東京都がだいぶ促進していますけども、確かに効果はあるんですね。外に与える影響というよりは、その建物の中に与える影響が大きいと思います。

決して木を植えたり、そこまで大規模にしなくても、シダですとかコケ、あれのたぐいのものを敷いとくだけで、かなりの効果は表れます。だから、外部に対する、その熱が出ていかないということは近隣も影響すると思います。だいぶ効果があると思います。

黒沼委員

ありがとうございました。

川妻委員

ちょっと申し訳ないんですけど、時間が来てしまいましたので、今日はいろいろ教えていただくようなことになりましたが、お許してください。それでは、どうぞよろしくお願いします。ご苦労さまでした。

建築設計事務所協会

よろしく。ありがとうございました。

(関係団体：(社)全国清涼飲料工業会、日本自動販売機工業会、日本自動販売機協会、長野県自動販売機事業者連絡会)

司 会

お待たせいたしました。

それでは、続きまして、関係団体の意見交換をお願いいたします。初めにお断り申し上げますが、今回団体さんが多いということで、1時間の時間の中でお話をさせていただきたいと思います。当初20分程度のご意見をいただきまして、その後、委員さんたちと意見交換をお願いいたします。残り5分ぐらいになりましたら合図を申し上げますので、その辺で話の方をまとめていただければ、大変ありがたいと思います。

もう1点、ここはお話をいただいて何かを決定するという場ではなくて、忌憚のないご意見をいただいて、今後策定されます条例の中にそのご意見を反映させていきたいということでございますので、よろしくお願いいいたします。

それではお願いします。

川妻委員

皆さんご苦労さまです。この温暖化対策の検討会は、今年の春から9名でスタートしまして、いろいろ議論しているんですけども、今日は委員長を務めている高木さんがちょっと所用でどうしても午前中は欠席ですので、委員の1人であります川妻が進行役をやります。今日は全員どうしても仕事で来られないので、宮本さんと岡本さん、黒沼さん、4人でお聞きしていきますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

じゃ、最初に、そちらの方からお願いいいたします。



自販機関係団体

どうも今日は2コマちょうだいしまして、手際よく説明をさせていただきたいと思います。今日は、4団体の方からご説明に参上しております。(社)全国清涼飲料工業会、それから日本自動販売機工業会、日本自動販売機協会、長野県自動販売機事業者連絡会、こちらの方は長野県の食品自販機協会を統括しております。以上4団体で説明に参上をいたしました。

今お話がありましたように、約20分ぐらいで説明をさせていただきまして、その後、意見交換ということで進めさせていただきたいと思います。私、(社)全国清涼飲料工業会の と申します。説明の方は、同じく(社)全国清涼飲料工業会の の方から説明をさせていただきます。ちょっと今画面が。

それでは、画面が開くまでの間、今進行の方からお話がありましたように、私、(社)全国清涼飲料工業会で運営委員と、それから、自動販売機委員を担当しております でございます。よろしく願いいたします。

では、事務局の方からお話がありましたように、私の方から20分、貴重な時間をいただきましたので、ぜひ皆さんに自動販売機の業界の、今もお話がありましたように非常に複雑な業界でございます。ぜひその辺の組織も一度ご紹介をさせていただいて、さらに私ども、これまで、今回の一番のポイントだと思いますけれども、温暖化の対策、これに関しましては取り組んできたところがございますので、ぜひ委員の方にお聞きをいただいて、また、この後40分ほど意見交換の時間もございますので、その中で十分なお意見をちょうだいして、貢献させていただきたいというふうに思っております。ぜひよろしく願いします。(機械は)駄目ですか。じゃ、手元の資料で。

お手元に資料を。あまり環境にはよくなくて、カラーで。10枚ほどにまとめてございます。本当はもっと細かくご説明をさせていただきたいんですけども、大半の資料は私どもの(社)全国清涼飲料工業会あるいは日本自動販売機工業会のホームページの方に掲載をしておりますので、そこにはない部分につきましては、実は今日、技術の人間も来ておりますので、その場で即答できるように考えております。よろしく願いします。

間もなく立ち上がりますので、それまでの間、口頭で。

川妻委員

お座りになったほうが。

自販機関係団体

いえ、立った方が。よろしく願いします。

それで、表紙に書いてございますように、右隅に今の団体名を書いてございます。今日は(長野県自動販売機事業者連絡会)会長の 、あるいは、役員の 、 というのも出席しております。

それから、ちょっと目次の方、1ページと書いてございますけれども、ご覧いただきたいと思います。今日の10枚の資料を目次にしてございます。後ほど、マイクを使った方がいいんですか。

川妻委員

使ってほしいと思います。記録を取っているもので。

それでは、目次の方を私の方から簡単にご説明したいと思います。

初めに、先ほど申し上げましたように、自動販売機業界の、まず現状を参考資料2枚、つけてございます。現在の自動販売機の構成、それから、業界の仕組み、この辺をご紹介したいと思います。さらに私どもが今回のテーマでございますけれども、省エネについて取り組んでまいりました。なかなかご説明はしているんですけども、ご理解いただけない部分もございますので、この辺をポイントを絞りましてご説明したいと思います。

その後、社会的な取り組みもしておりますので、この辺もぜひこの機会にご理解をちょうだいしたいと思っております。また、私どもの業界、これは生活者の方あるいは消費者の方からも意見を交わそうということで、毎年調査をしています。自動販売機につきましても、2004年に調査をした結果がございますので、この辺のほんの一部でございますけれども、ご紹介をさせていただきます。

最後にちょっと環境から離れてしまいますけれども、自動販売機、社会的なインフラとしてどのような取り組みをしているかという点を2点ほどご説明させていただきたいというふうに考えています。

それでは、（画面が）まだ開きませんので、開くまでお手元の資料で説明をさせていただきます。2ページに戻ります。2ページは、これは今の自動販売機全体の構成を示しております。自動販売機、これは飲料の自動販売機も含めてでございますけれども、すべてのいわゆるサービス機器を含めまして、現在550万台が日本の中にあります。ご覧いただきますように、一番左上の部分でございますけれども、清涼飲料と書かれた自動販売機、ここが今日出席をしております団体の主に扱う部分でございます。特に省エネの数字につきましては、一番右肩の数字になりますけれども、213万1,000台、この数字を基にしました結果を皆さまにご説明させていただきたいと思っております。

それ以外にも、ご覧のような食品関係の自動販売機、ガムであるとか、インスタントラーメンとか、そういうものもございますし、また、たばこの自動販売機、あるいは、駅の券売機、これも自動販売機でございます。さらに右側で、どちらかということ、生活に密着したものであるということになりますけれども、CDであるとか、カミソリだとか、乾電池であるとか、こういったものもございます。そして、最近駐車場も増えておりますけれども、駐車場のところのパーキングメーターのところ、あるいは両替機、こういったものも含みまして、合わせて550万台強というのが今の現状でございます。そのうち清涼飲料につきましてもは約半数、200万台という台数が現在、こういう状況でございます。

ちなみに長野県下にはどのくらいあるかということでございますけれども、これは、ここには書いてございませんけれども、前回の報告をさせていただきますと6万8,000台ほどございます。これをちょっと内訳で見ますと、屋外にあるのが3万5,000台ということでございます。約半数が屋内ということになります。

全国と対比するのはなかなか難しいんですけども、全国と対比しますと、全国の場合ですともう少し屋外にあるものが多い。長野県下の方は、逆に屋内にあるものが多い、こういう傾向にはございます。

それでは、3ページ目の方に移りたいと思います。

3ページ目の方ですけれども、こちらは今日出席しております業界関連の全体の構成を示しています。自販機関係では、自動販売機のメーカー、作っているメーカーですね、それから中身、清涼飲料水を販売している、あるいは、製造しているメーカー、飲料メーカーがあります。さらに、自動販売機に製品を詰めて、実際に販売に参与しているオペレーター、さらに、小売店といった、実際に設置先でありますロケーション、こちらを所有されておりますロケーションの方、また、メンテナンス、これは自動販売機を設置したり、あるいは、保守点検をしているメンテナンスの事業者、さらにはリース会社ですね。こういったような企業、個人から構成されています。今そこにグラフがありますように、一番左端の自動販売機を作っているメーカーを出発点にしまして、一番向かって右側が設置している、先ほど言いましたように、長野県では屋内では約3万5,000台というロケーションになります。

自動販売機メーカーから出発いたしまして、こちらで機械の方を飲料のメーカーに卸しているところです。さらにリース会社、こちらの方に機械を売却する、販売しているところがあります。さらに、直接ですけれども、一番下段のところ、ブルーでありますけれども、オペレーターと書いてございまして、こちらの方に自動販売機をそのまま販売する。

こういうことで、それぞれ飲料メーカー、リース会社、オペレーターが自動販売機を受け取りまして、さらには飲料メーカー、そして、飲料メーカーから実際に売る小売店、これは酒屋さんでありますとかお菓子屋さん、こういうようなところには自動販売機を貸与したりしております。こちらの方で管理運営をしていると、こういうふうな実態になります。直接飲料メーカーが設置先とお話をしまして、そちらを直接管理運営しているということもございまして。それから、飲料メーカーでも、さらには地元オペレーターに自動販売機を貸与して、そして、そちらで管理運営をしているという流れがございまして。

全体としてはこういうようなことですけれども、実際に自動販売機の管理運営という観点では、小売店あるいは飲料メーカー、オペレーター、さらに、ここは団体に属するところ、さらには、個々にやっておられるところは私どもではちょっと把握できていないところもございまして。それらを含めましてロケーションに、設置先ということになりますけれども、自販機が置かれている、こんなような構成になってございまして。直接ロケーションを持っていらっしゃる方も経営をされているというようなことも実際にはございまして。ここまでが全体、私どもの業界の構造をお示したところでございまして。

次に、4ページになりますけれども、私どもの省エネに対する取り組みでございまして。実は、ここにありますように、産業界としては、省エネに関してはトップランナーと言っているくらい積極的に実は取り組んでまいりまして、それをぜひご理解いただきたいと思っております。今日ここに紹介させていただきます。

ちょうど真ん中の上段、緑色のところに書いてございまして、こ

の温暖化傾向、90年が基準年になりますけれども、その年度に比較して、2005年の時点で約半分、半減できているというのが実態です。ほぼこれは自主的な取り組みで進めてまいりました。京都の議定書が批准されていますのも、当然この話以前にこの問題では取り組んでまいりました。1次、2次、そして、改正省エネ法がありました年代、2002年から、その3次ということになりましょうか、現在と、こんなふうになっております。

1次では、これは特に自動販売機1台当たりの省エネ率を上げていくということで、この期間では、1991年から96年の間でしたけれども、約5年間で20%の削減をしてきております。さらに、2次に入りまして、こちらは1996年から2001年になりますけれども、こちらでは15%の削減というような形になっております。特に書いてありますように、対策の中では、2次のところでは局部冷却、今までは中を全面的に冷やしたような ということのようなことをしてまいりましたけれども、それを必要なところだけ温めたり、あるいは、冷やすということにシステムを切り替えることによって削減をしていった。

それから、さらに調光ということで、蛍光灯も実際には結構消費電力がございます。ここにつきましても調光を調節できるシステムを導入しまして、削減の方をやっています。一番右側にありますけれども、省エネ法が決定されてまいりまして、こちらの法で改正省エネ法とって、特定機器に指定をされ、これは経済産業省と一緒に目標をつくって進めてきました。目標は2005年、ここで30%の削減ということでしたけれども、書いてございませんけれども、トップランナー方式ということで、その時点で、自動販売機各社が市場に出している自動販売機、この中で最も性能の高いもの、これをトップランナーに指名しまして、それを各業界が情報を共有して、それに追いつくと、あるいは、追い越すというようなことで省エネ性を業界内で切磋琢磨して進めるという取り組みによりまして、30%の削減というところに来ております。

この時点では、かなり中にコンプレッサーというものが入りますけれども、こういう冷却加温のシステムをやはり確立させたというところが大きな点でありますし、断熱材につきましても、真空断熱材といったようなものを採用して、加温、あるいは冷却効率を上げるという取り組みをして、30%を上回る削減を進めてきました。結果として、1991年から計算が取れるところのものでございますけれども、約15年間でエネルギー消費量は半減しています。

次のページ、数字を載せてございます。これは、公表している数字でございまして、ちょうど、グラフの方がご覧いただけるかと思っております。棒グラフは自動販売機の台数を示しております。ここ5年、近年では200万台でほぼ横ばいの状態がそこには出ております。ただし、折れ線グラフで示してございますように、特に1台当たりの消費電力量を削減していくと、年度ごとに機種をきちんと改善をかけていくというような結果によりまして、台数1個掛けた総電力消費量という観点では、50%の削減ということができてきたということでございます。

この先も努力はしていくところでございますけれども、スタートが早かったということもありまして、若干言い訳がましくなりますが、スピ

ードは落ちるかもしれませんが。ただし、引き続きその辺の目標を持って進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、6ページ。省エネの話は今2枚でご説明しましたが、直接これは省エネということではないかもしれません。私どもの取り組みの1つ、環境に係る取り組みの1つということでございまして、私はエコ・ベンダー、これもなかなか認知度がなかったところでございますけれども、電力各社と協力をいたしまして、最もやはり日本の中で季節的にも電力消費の多い7～8月、ここに焦点を当てまして、一番ピークになる1時から4時、この時間帯を電力の消費をできるだけわれわれは削減するというようなシステムを取り入れてございます。名付けてピークカット自販機ということで、ピークの時期に電気を止めてしまって、その前後の余熱あるいは冷却によってその間を賄うというようなシステムを取り入れました。

右側にございますように、これは北海道は、実はあまりこういうシステムを必要としないということでございますから、ここではあまり採用しておりませんが、それを除きますと、ほぼ100%、現在こういう方式をしております。

続きまして、先に、できましたら8ページの方をご覧いただきたいと思っております。

こちらは、一般の生活者、消費者の方から、これは男女500名の方の消費者調査というものを実施しております。自動販売機がまずどういうふうに見られているのかということ、これからわれわれは何をしていったらいいのかというようなことをこの調査から得ているわけです。

では、ご説明させていただきたいと思っておりますが、1に書いてありますように、ほぼ全数の方が、自動販売機そのものは便利であるというようなご意見はちょうだいしております。さらに、2番目にありますように、今の生活に必要であるかどうかということに対しては、8割を超える方が必要であるというふうにお答えをいただいているところでございます。また、あってよかったというようなことも7割近くの方に回答をいただいているところです。ただし、前のページの7ページにちょっと戻っていただきたいと思うんですが、縷々(るる)申し上げた省エネの取り組みでありますとか、エコ・ベンダーの取り組み、こういった問題もなかなかわれわれ説明しきれていないと思っておりますが、一生懸命ホームページであるとか、業界紙をつくってご説明させていただいておりますけれども、なかなかご理解いただけていないところでございます。この辺はわれわれももっと努力をしていかなければいけないというふうに思います。

上段のところは、これは、そのまま調査結果を示してございまして、エネルギー消費の大きいと思われるものについての意見となっております。自動販売機、何と言われましても26%、5人に1人はやはりここを消費しているというふうに思われているところでございます。

下段の方でございまして、先ほども右側を見ていただきましたら、エコ・ベンダーということでしたけれども、ほとんどの方は知らないということで、これも説明が不足しているところかと思っております。それから

左側の省エネ化についても、「思わない」あるいは「わからない」という方が8割近くおられるというのも実情でございます。このへん、また、努力していきたいところでございます。

ここまでは消費者の結果でございます、そのとき、少し私どもが取り組んでおります自動販売機社会インフラとしての取り組みを2つ、事例としてご紹介させていただきたいと思っております。

1番目は住居表示のステッカーを自動販売機に貼付したということでございます。実は、警視庁あるいは警察署、それから消防署、こういったところと今、連携をしております、ご要望もございまして。最近では携帯電話が非常に普及して、住居を表示されなくなった方が多いこともあって、緊急時になかなか所在地が特定できないというような悩みを緊急事業の方はお持ちでいらっしゃる。初めは、大阪市の消防局とスタートをいたしましたけれども、この結果を受けて、今年度中に全体の自販機につきましては、できるだけ多く、業界の中では住所を張りましょうということでございますけれども、今も住居表示を進めているところでございます。これも1つ社会に大して自動販売機ができることということで、何とか社会に貢献していきたいということが、その試みの1つです。

続きまして、昨今環境問題と並んで、昨日もちょうど関東の方では震度4の地震がございました。地震対策としましても、防災の問題ということが中央あるいは各自治体の方、非常に悩まれているというところがございます。これも自動販売機の台数が各地域に広がっているということもございますので、そういった利点を生かしまして、防災時に、1つは製品を供給できるような体制を取るということ、それから、ちょうど自動販売機の頭の部分、ちょうど円になってございますけれども、ここに情報を伝達する仕組み、これは各自治体の方が、地元から指示を出すことによって、そこを変更することができます。平時のときはいろいろ地域情報とか、お知らせとかいうようなことにもお使いいただいているところがございますけれども、有事といいますか、災害時のときはそこに避難用のサインを出していくというようなことも実現をしています。結構いくつかの自治体の方と実際に共同で、今もう進めているところがございます。

さらには、災害時に電源が切れてしまうようなことがございます。そういった意味ではバッテリーを搭載したもので、そういう点をフォローしていると、停電時の仕組みを今進めていっているところがございます。

以上、簡単ではございますけれども、もう少しお時間いただいて、詳しくご説明したいんですけども、取りあえず私どもの自動販売機を通じての取り組みをご紹介させていただきました。ぜひご意見をちょうだいしたいということでございます。どうもありがとうございました。

川妻委員

今の説明は非常によく分かる、大変よくできた説明で感謝しております。条例骨子(案)について、そちらの方からいくつかこの点かという意見がございましたら、こちらの方におっしゃっていただければと。それはございませんか。

自販機関係団体	<p>私どもにご提示いただいているのは大きく2つあるということで、事務局の方から既に説明をいただいております。1つは、環境対策の計画を作成して、これを報告するよという趣旨のことです。もう一つは、設置台数、これは自治体の方々、市町村の方と連携できればという条件はついてございますけれども、台数を減らせないかというようなことかというふうに理解をしております。</p> <p>それで、1番目の対策計画につきましては、実は、類似の計画はもうご承知かもしれませんけれども、京都府、京都市、それから大阪府……。</p>
川妻委員	<p>ちょっとページと数字をちょっと言ってください。どこの項をおっしゃっているのか、もう一度確認のために。6ページのaですね。骨子の(案)をご覧になってください。骨子(案)の6ページの。</p>
自販機関係団体	<p>そうですね。6ページのスモールa、b。それで結構かと思えます。それと、もう一つ下段の方に、市町村の申し出を受けてというこの部分。今1と申し上げたのはaとbに該当するところです。</p>
川妻委員	<p>これについてご意見を。たぶんおありでしょうから、おっしゃってください。</p>
自販機関係団体	<p>今と関連するんですが、この骨子(案)a、bにつきまして、特にこの5ページからの中身で言うと、1つは、努力義務と、それから2つ目、bは義務付けのようになっているんですが、特にbの「エネルギー使用量の多い一定規模以上の」というところでのくくりで、この義務付けの一定規模以上の、その辺のところの、今県での論議状況がどうなのかを聞かせていただければと思っております。</p> <p>その背景は、先ほどの方から説明がありましたように、自動販売機関連業者、非常に多いもので、どの部門を指されていこうと、後の部分はどういうふうにしていこうとされているのか、ちょっとご教示いただければと思えます。</p>
川妻委員	<p>現在の段階は、ここについては骨子というか、考え方をいろいろ議論して、ようやくここまで定めた骨子案を提案したもので、どのぐらいの規模にするか、これはほかの建築の規制だとか、ほかにもいろいろ多岐にわたってあるんですけど、量的な問題については、こちらから実情を正確に知った上で適切な判断をしようということなので、ここにちょっと説明はありますけれども、「     」と書いてありまして、「     台数何とか」というふうに、これについてはまだこのぐらいが適当だろうというのは決めていないんです。</p> <p>ほかの自治体のも参考にはしていますけれども、長野県に適切な規模といえますか、数値はどのぐらいかというのは、今このぐらいだというやつは持っていません。ですから、これはこれからの検討の中でこういう形にするとすれば定めなきゃいけない、まだそれはちょっと先の作業になっています。ですから、ちょっとお答えをこの段階ではできないんですけれども。</p>

自販機関係団体

そうしますと、2ページの、条例制定の背景と目的の中に、下から15行目でしょうか、「このような背景と経緯をふまえて、より実効性のある対策うんぬん」で、1つの提示として地球温暖化対策推進法だとか、省エネ法だとか、長野県環境基本条例に定める廃棄物の減量、何かこんなものをご参考にしながら、ひとつ、これから検討していこうというような動きをされていると理解してよろしいでしょうか。

川妻委員

そのとおりです。既におっしゃられた温暖化対策法や省エネルギー法、それから、環境基本条例はあまり具体的な規定というところまで踏み込んでいないんですけれども、この法律である程度の規模のやつは対象になっているんですね。対象になっているのはこの中に織り込まれているんです。

それだけではなくて、各自治体は、自分たちの地域の特徴がありますから、それに合わせて大阪は大阪、長野は長野で、もう少し広げるとか、場合によっては厳しくするとか、それから、これは抜いてしまうとかという、そういうふうになって付け加えているんですね。ですから、それと一体となっているという意味合いがかなり濃いです、省エネ法についても、温暖化推進法でも。ですから、これが単独でぽんとあるわけではなくて、それが1つの構成されているという、そういうふうな。だから、それがベースになっていて、それに長野県という特徴を乗せて条例を作るわけです。そういう趣旨です。

自販機関係団体

すみません。先ほどの続きになりますけれども、ほかの自治体の動きもご覧になってというふうなお話ありがとうございました。ほかの自治体、特に京都府、京都市の方ともお話をさせていただいています。実際にどういう、長野県の事務局の方からは20%を超える目標を達成していかなくちゃいけないということが背景におありと聞いております。京都府も、やはり国の方針よりも高い目標をやっていきたいというようなこともおっしゃっていました。実際に京都府の方ともお話をさせていただいているんですけれども、自動販売機だけを特定してここに入れるという、そこで得られた結果と、最終的に県がこういうふうにするような、あるいは、国がされるようなこと、きちっと整合しているのかどうか。2010年あるいは2012年かもしれませんが、そういったこともぜひご説明いただきたい。

あるいは、縷々(るる)説明申し上げましたように、非常に私ども1990年比でありますと、もう50%を上回るような削減をやってきておりまして、それに対してさらに高い目標をとということになると、非常にこれは苦しいわけでありまして。もちろん努力はいたしますけれども、そういった意味で目標についてもお話をいただけるのかどうかということを確認させていただきたいと思っております。

川妻委員

今の件に関して、こちら、委員の方と意見交換をしたいと思っておりますが、どうでしょうか。なぜ自動販売機を特定して、それを対象に取り上げているのかということと、それから、既に今までやっているの、これ以上もっと削減すると、対策を取れといっても、ちょっと無理があるというような趣旨でございませうか。



無理という表現は訂正させていただきたいんですけど、これからも努力はしてまいります。革新的なことにも挑戦してまいります。ただし、そこまでやれたことについてと、どこから目標にされるかによって、かなり取り組みの形が違ってまいりますので、ぜひ目標に関してはご相談をさせていただきたいということでございます。

実は私、長野県自動販売機業者連絡会としてちょっとお話を申し上げたいと思います。

もちろん長野県、先ほどもお話がございましたけども、長野県食品自動販売機協会という立場も踏まえて、お話をちょっとしたいと思います。補足にもなりますし、また、この業界のご理解をもうちょっと深くしていただきたいというようなことで、お時間をいただきたいと思います。

実は台数、それから細かい業界の特徴等々に関しては、先ほどご説明ございましたけれども、資料3ページ、いわゆるオペレーターという部門がでございます。ここが私らの中心です。オペレーターに属するという、ここからちょっとご説明したいと思います。

皆さまご存じのように、自動販売機というのは県内の至るところについております、確かに。これは、病院あるいは学校、企業、レジャー施設、ホテル、官庁関係、特にホテル関係なんかを例に取りますと、昨今自動販売機が非常に有り難がられています。どういうことかといいますと、各部屋、特にビジネスホテル関係がそうですね。今まで各部屋に冷蔵庫がみんな設置され、お客さまサービスをされていた。しかし、非常に大きな電気量を食うというようなことで、各階あるいは隔、いわゆる離れた1階、3階とかの階に販売機を置くことで、各部屋の冷蔵庫を廃止すると。たぶん冷蔵庫があるけど、何も入っていないよとか、電源も入っていない。旅行をされて、そういうことにお気づきになったこともあるうかと思えます。

また、企業関係、最近長野県の企業もどんどん海外に出ていっております。実はいわゆる規模が小ぶりになってきています。県内の企業が小ぶりになっている。今まで売店というものが経営が成り立っておったんですが、ほとんど成り立たなくなってきました、売店をやっても成り立たない。ピーシーショーケースを何台も置いて、あるいは、冷蔵庫を置いて、企業がやっておったわけですが、成り立たない。しかるに、そこへ販売機を代わりに設置して、菓子の販売機もあります。たばこももちろんそうですけれども、飲料から始まって食品ですね、それによって実は売店を1軒、1社でオープンすることよりもかなりの省エネ。特に企業関係は今非常に省エネをしております。かなりそういう部分では役に立っておるわけでございます。

また、学校なんかは、非常にここは不規則です。特に少子化が進んでおりまして、休みが非常に、大学なんかを取ってみましても多いわけです。しかし、若い子ですので、非常に飲料を欲します。しかし売店をやる、オープンするにしても、休みが多いですね。どうしてもクラブ活動をするにしても、何にしても、販売機というのがどうしても必要不可欠である。以上のことで、大きな売店を開く値段で、それが自動販売機になってしまうようなことがございますね。

もちろんここで申し上げたいのは、パチンコ店、あるいは、細かくお話しした方が皆さん方への頭の中にわれわれの商売というのが入っていただけじゃないかということでお話を申し上げますけれども、お風呂屋さん、大きな入浴施設がいくつもできております。あの中でどういふふうに飲料サービスをするかといった場合、非常に、もうご存じのように販売機というものが有効です。大きなレストランをつくる、何をやるかといっても、なかなかそれはできない、小規模のお風呂さんがあります、何とかの湯とか、長野県はお風呂がいっぱいありますけどね。実は私、諏訪なんです。諏訪近辺あるいは茅野市とか、蓼科、霧ヶ峰方面を見ますと、たくさんのお風呂場があるんですよ。しかしああいうお風呂場さん、中堅クラスですので、なかなか施設を中につくることはできません。それは、もうほとんどが自動販売機というもので代えてることなんです。

黒沼委員

ちょっと先ほどのことでちょっとお尋ねしたいんですが、平成 17 年 6 月 8 日に、全国市長会で「都市と環境」という政策提言がありまして、その中の 2 項目で、深夜、終夜営業の自粛で自動販売機の夜間使用の規制についてのプランを政策提言してるわけですが、ですから、今京都府とか、その後、ちょっと聞こえなかったんですが、京都府のほかにも、まだそういう計画書をお出しになっているということ、そのほかのこともちょうとお尋ねしたかったんですが、それで、そういうように全国の市長会でこういう政策提言があるということは、長野県だけではなくて、今後、例えば、誰もいない、まず、長野県なんかは非常に誰もいないところにこうこうと明かりがついて自動販売機があるんですが、だけでも、そのように深夜営業、深夜、終夜に使用禁止の条例というものが今後たぶんあるだろうと思うんです。それに対して、今後そういうものを合理化して、何だったら、ロケーションを整備していくというお考えがあるかどうかということだけをお尋ねしたい。

自販機関係団体

実は、皆さんご存じのように、長野県をとってみますと、たぶん最近コンビニエンスストアが非常に多いことをお気付きかと思えます。ひどいところだと 500m おきですね。それが、どうして私がお話しするかといいますと、大型店あるいはコンビニエンスストアというものが、昨今非常に値引き販売を始めているんです。このまま私も、いても、街頭という自動販売機が非常に商売がしにくくなることは確かなんです。というのは、コンビニがあれば台頭してきますと、街頭に自動販売機を置いても、正価でしか売れません。120 円のは 120 円です。150 円のペット（ボトル）は 150 円です。ところが、コンビニでは既に 100 円あるいは 120 円、低価格で販売しているんです。私どもオペレーターとしてとらえますと、今後街頭のものは商売にならなくなるだろうと、そういうふう考えています。

ですから、こういうことを申し上げてもあれなんです、確かに今お話があった真っ暗闇の中にある、これはまずなくなります。というのは、ここ 3 年ほど、実は年頭に県警の方から説明がございまして、私も出席したんですけど、ともかくいたずらが多い。もう壊される機械は年間 2 回、3 回となる。さすがに 3 回壊されますと、商売できません。それ

が、ここ2～3年非常に多くなってきた。よもや山の中の誰もいないところに、今機械を置けません。ほとんど壊されています。

という意味で、今お話のございました、真っ暗闇の話、まずこれからはなくなります。無理です。まさか機械は持っていきませんが、ATMと違って、そんな中が入っているわけじゃございませんので、機械が壊されるわけです。しかし、その壊され方というのは非常に過激です。一発でもう使い物になりません。あれは60万、70万します。一発でもう何も使うことができない。保険にも入っていますのであれですが。

まさしく私も長野県出身なので、状況は今ご説明したとおりです。ちょっと業界的なことだけ補足したいと思うんですけども、具体的な話ということで。2つあります。1つは、今おっしゃられるとおり、全く何も無い中にあるというのはこれから減っていく可能性は非常に高い。ただし、先ほどちょっとご覧いただいたように、非常に業界が複雑で、個人的に置いていたり、例外的なものはあると思います。それから、どこかのメーカーのものがついていても、個人の方が所有したりと、自分で買われるとかということが、実は例外的にあります。全体としてはそういったところに、各業界が自主的に進めてきたと思います。

これは、調査結果そのものなんですけども、やはり暗い場所、今は蛍光灯もかなり消しているところが多うございまして、蛍光灯じゃなくても、夜間の照明と言ったらいいんでしょうか、われわれの方はお客さまの利点としては、その中であってよかったの中の言葉として、真っ暗闇の中というようなところも、これは深夜の、先ほどお話しがあった部分とも連動してまいりますけども、社会の中で変わってきて、どうしてもそういうシフトだとか、あるいは深夜営業だとか、業界自体が変わってきていると、そこに従事する方々の利便性ということも全く無視することはできないというようなこともあって、そういう意味での利便性というのは、すべての方ということではありませんけれども、支持を受けているというふうには分析をしています。そんなようなことも1つちょっと付け加えさせていただきたいと思います。

この黒沼さんのご指摘の全国の条例で禁止しているところがあるか、なしかの点なんですけども、承知している範囲ではございません。深夜販売を禁止している。一方、今、から説明があったいろんな背景があったと思います。ただお酒の場合は未成年者の飲酒防止、たばこもありましょうが、動きはありますけれども、清涼飲料はいろんなシーンが想定されますから、やはりその場、土地、長野県に合ったいろんな背景があって設置されているかだと思います。

岡本委員

2、3、質問させてください。先ほど長野県の事例をいろいろご説明いただいたのと、当初のご説明の中で、思っていたよりも長野県の特徴というような前置きもありましたけれども、屋内設置型が多いんだなという認識をいたしました。それで、今黒沼委員とのやりとりの中で、屋外設置のものはだんだんなくなっていくだろうと。特に今回こうした自動販売機の問題というものに対しての県民からの意見も、屋外設置に限ることはできないのだろうかというふうな意見が大変多いんですね。

それで、1つ、最初にご質問したいのは、たぶん同じ機種でも、屋内に置いた場合、屋外に置いた場合で消費電力量は変わってきますよね。

自販機関係団体

若干は違います。特に長野県の場合は寒いということもございますので。

岡本委員

分かりました。あと、棒グラフと折れ線グラフのところでご説明をいただいた、費用対努力の点なんですけれども、大変早い時期からこうした努力をなされてきて、敬意を表したいと思っておりますけれども、これは、緑色の折れ線グラフで言うと、棒グラフの数字を見た上で、微増ではあるけれども、台数が頭打ち、ピークになってきているというような認識でよろしいんですかね。それで、その中で1台当たりの消費電力量が下がってきたので、すべての自動販売機が消費している電気量も緑色のようにならなってきたよという意味合いですね。

そこで、最近ちょっと目で見えた感じのあれなんですけれども、非常に自動販売機が大型化してきているということに関しては、どういった理由があるんでしょうか。それが1つと、もう一つ、続いて、2つの点でお答えいただきたいと思うんですけれども、私が、個人的な話なんですけれども、つい最近相当長く使っていた冷蔵庫を買い替えました。買い替えることに踏み切ったのは、ようやくノンフロンの冷蔵庫が一般的になってきたということで、それまでちょっと非常に長生きをした冷蔵庫の方がちょっと不安だったので、しばらく買い換えを控えてきましたけれども、自動販売機に関して、ノンフロン型というのはどのくらいあるのかということをお答えいただきたいと思っております。

自販機関係団体

まず、大型化の問題で、これは今技術の人間が後ろにいますので、詳細はそちらで説明します。概要で申し上げますと、実はこのグラフをご覧いただくとお分かりいただけるんですけれども、96年から99年ぐらい、一度数字が上方に上がっているところをご覧いただけたと思います。こちら辺が急速に大型化に進んでいった部分でございます。

ですから、1台という単位で大型化していきますと、今まで小型のものよりは1台当たりの消費エネルギーは多くなる、これは事実です。ただし2台分を1台にまとめる、あるいは、私どもの専門的な言い方で、18セクションとか、選択肢が18あるんだと、これを2つに合わせていくということで、トータルで省エネ性をさらに進める。大型のものは新型機で省エネ性を高めるものでできていますので、そちらに移行することで、より省エネ性を上げていくというのを少しレンジを見て進めていくというのが事実かと思っております。また、詳細は後でご説明をさせていただきます。

それから、2点目、ノンフロン、これは今回あえて入れてきませんでした。実は取り組んでいます。既に今2つの候補ができて、実際には市場でテストを開始しております。1つは二酸化炭素、いわゆる炭酸ガスを使ったCO<sub>2</sub>を使った、これは自然冷媒です。それからもう一つはHCといひまして、これはプロパンを使ったものがございまして、プロパンを使ったものが、今おっしゃられた冷蔵庫に利用されています。ただし自動販売機につきましては屋外で使用されるということもありますので、

そういったことも加味して、安全性を見ながら、今業界の中で実際設置を徐々に拡大していくという、ただご承知のように新しい技術を投入しますと、経済性にも影響をしております。そういったことも技術を進めながら改善をして、われわれは普及できるような状態にしていきたい。なお、現在では代替フロンが、いわゆる1,500倍ぐらいの温暖化係数があるということも認識しておりますし、ただし、今は、今の代替フロン今後きちっと回収をして、自動販売機に関してですけれども、これは法律もありますけれども、回収しているということでもありますので、屋外に飛ばさないということまで進んできている。ただしやはり将来的にはノンフロン化ということのをわれわれのビジョンとして進めていきたいと思っております。ちょっともし技術の方で、先ほどの大型のことで違うことを私が言っていましたら、補足していただきたいんですが。

大型化の背景に2点ございます。先ほどご説明があったように、1つは、より大型にすることによって、断熱性をさらに高めて、省エネ目的で大型化をしていこうという点、それから、2点目には、飲料自身のパッケージが変わってきたということで、皆さんよく飲まれているように、ペットボトル関係の飲料が増えてきたと。それが、結果的に大型商品に移行してまいりました。従来350mlぐらいの缶であったものが500mlのペット(ボトル)ということで、そのために、それを使用するために少し機械としての外観が大きくなったということでございます。

ですから、単純に大型化はしとるんですけれども、消費電力がそのまま大きくなっているということではございません。逆に引き下げていっているということでこれをしてまいったという次第でございます。

という状況でございます。時間が限られてきたようなので、最後、ちょっと一言だけ申し上げたいと思っておりますけれども、今回委員会の方でいろいろな報告書だとか、いろいろなことを。率直に申し上げて、規制という形で入るよりは、われわれ自主的に取り組んでまいりましたから、自主性を信じていただいて、お任せいただきたいというのが自販機に関しての私どもの意見です。

それから、2つ目です。利便性、これはやはりそういう生活者からのニーズは全員ということではございませんが、あります。ですから、我々、利便性と省エネ性の関係対応、これをやはり両立させていく必要があると考えております。

ただし台数を削減するということと、利便性とは反しますし、やはり台数ではなくて、総消費エネルギーという観点で大きな目標を立ててやっていきたいということに由来しておりますので、ぜひその辺の自主性にご期待いただきたいというふうに考えています。以上です。

川妻委員

ご意見。どうぞ。

宮本委員

すみません。細かいことで申し訳ないんですが、事前にいただいているご意見で、電力使用量が1%未満の自販機業界ということなんですが、全体というのは、どこを全体として1%ということでしょうか。

それと、普及台数なんですが、これは業界に入っている台数のみで、

個人の方は統計には載っていないのでしょうか。

それと、もう一つ、地域協定ということについては、どんな考えをお持ちでしょうか。

自販機関係団体

では、3つの質問にお答えします。

まず、最初、1%以下という話なんですけど、お手元の5ページを、上の年度毎の表があると思うんですが、2005年の最後の3つ目の欄がございませぬ。総消費電力52億1,000万kwhが、これは全日本の総使用量1兆を若干超えている部分でございませぬが、1兆を分母にした場合、52億1,000万kwhは、大体0.5(%)ぐらいの総消費電力であります。

宮本委員

全日本の電力使用量の0.5。

自販機関係団体

はい。そういう意味合いでございます。

それから、2つ目の、自動販売機の個人の分があるかどうかということですけども、本当にまれだと思われませぬ。あるとするならば、パン屋さんだとか、お菓子屋さんだとか、もしくはご自宅の前にぽんと置かれているケース、それを個人で買われるということはないかも分らないです。ほとんどゼロと言ってもいいかと思われませぬ。

それと、第3番目の地域協定、まさにある一定規模の場合は地域で協定うんぬんというような、この今日いただきました資料の6ページのこの欄で書かれておりますけれども、まさにこれは条例の中身次第だと思われませぬ。ですから、われわれ、が良かったですように、業界の自主的な活動が一番ベストだと思われませぬけども、条例そのものが今後どのような動きになっていくのか、十分、我々としてもぜひ参加させていただきたいというふうに思われませぬけれども。

川妻委員

ありがとうございました。12時になってしまいました。

今日いろいろご説明いただいたように、やはり情報が公開されて、それで十分状況がみんな認知した上で、最終的に県民、国民がどういう形を選ぶかということが最終的なんですが、ですから、そのための情報が行き渡っていれば、それに即応した県民の判断というのが出てくるんじゃないかと思うんです。そこが大事ですので、私たちとしてはなるべくこの取り組みを通じていろんな事業者から状況を出してもらって、それを県が公表すると。最終的に県民がどういうふうに判断するかということだんだん詰めていって、いい形に持っていきたいというふうな、この県民の中にもある部分を通じて、これは無駄じゃないかと、こんなのはやめた方がいいという人と、非常に便利だ、あるいは、助かったというのいろいろあると思うんです、社会の変化の中で。そういうものをいろいろ交換し合いながら、この部分は規制した方がいいんじゃないかとか、この部分は減らせ、明らかに無駄はどんどん減らしていって、社会に必要なものを積み立てなきゃいけない。

それから、利便性の追求もわれわれが野放図にやった結果がここまで来ちゃったので、利便性の追求についてもどこかでブレーキをかけなきゃいけない、これもCO<sub>2</sub>の排出削減のためには前提だと思われませぬ。それらを総合的にさっきおっしゃれたような観点から取り組んでいきた

いと思いますので、一律に何か規制するというよりも、事態が、状況が十分公開されて、その上で、必要な体制がちゃん取られるということが必要だと思うんですね。ですから、今後ともぜひ真剣になってこの問題に取り組みたいと思います。今日のご意見を参考にしながら進めていきたいと思います。今日はどうもご苦労さまでした。

ありがとうございます。

司 会

では、意見交換会、午前の部はこれで締めますので。

川妻委員

ありがとうございました。

(休憩)

(関係団体：中部電力(株))

司 会

それでは、長野県環境審議会地球温暖化対策検討会、関係団体意見交換会、午後の部を始めさせていただきたいと思います。はじめにお断り申し上げておきたいのですが、30分と限られた時間なものですから、団体の方からは10分ほどご意見等をいただいて、その後意見交換をさせていただきたいと思います。残り5分ぐらいになったところで、合図を申し上げますので、まとめに入っただけであればありがたいと思います。

またもう一点、ここの場で何か意見いただいて決定するというのではなくて、後日また検討会において、条例の内容についてご意見を参考にしたいと、決定させていただきたいと思います。

それでは川妻委員、すみませんお願いいたします。

川妻委員

ご苦労さまです。

温暖化対策の検討会は、今年の春から9名の構成でいろいろ検討してきました。意見交換を、金曜からやっているわけですが、委員会の委員長をやっている、信州大学の高木さんという方ですけど、所用で午後遅れました関係で、私が進行役をやります川妻です。岡本さんと黒沼さんと宮本さんと諏訪さんの、この合計5人で意見を伺います。

どうぞよろしく申し上げます。おっしゃってください。

中部電力

中部電力の環境部の と申します。よろしく申し上げます。

長野県さんにおかれましては、このような地球温暖化対策の推進にかける、先進的な条例策定ということで、この策定に関わりましては、県の事務局さんあるいは、委員さん始めとする関係者の、ご努力には深く敬意を評させていただきます。

当社のエネルギーの供給にかかわるものとして、地域や世界と連携を保ちながら、地球環境の保全に、推進してまいっている所存であります。この意味からも、この条例が制定されたあかつきには、その趣旨に沿うように事業活動をとおして、最大限貢献してまいりたいと思っております。

ただ、今、骨子を拝見しておりますと、まだ一部に条例者の過大な負

担、あるいは公平性を、損なうようなおそれがある記述が、見受けられると思ひまして、これにつきまして、今日お配りした資料のように、ご意見を申し添えさせていただきたいと思ひます。

当社が意見を言わせていただく対象といたしましては、この骨子案の中の、分野別地球温暖化対策の一覧表にありますように、骨子案でいうところの7ページ。5番の、分野別の地球温暖化対策、そのうちの事業活動に係る対策で、エネルギー供給事業者に係る記述というふうに理解をしておりますので、この件に関して以下の3点につき、意見を述べさせていただきます。

まず始めにお願いでございますけれども、今後この条例制定にあたって、詳細な検討がされていくものと思ひます。ただこの作業に当たりましては、長野県の事務局さんと、当社をはじめとする義務付け関係団体との間で、十分に協議調整をしていただきたいと思います。

またこの温暖化対策検討会をはじめとする審議会などにおきましても、やはり当社をはじめとする、義務付けの関係団体の意見を踏まえた上で、ご審議をお願いしたいと思います。この骨子にまだ盛り込まれていない詳細の内容、例えば再生可能エネルギーの定義、あるいは導入目標量の考え方、目標年度の考え方、また導入計画書や実績報告書に関する内容、記述方式、様式など、もう少し検討していただきたいと思います内容が、数多く入っていると思っております。

次に特にこの場をお借りして、強くお願いしたいのがその次の2点でございます。1つ目は、再生可能エネルギーの導入目標量につきまして、国の施策を尊重していただき、長野県独自の義務量というものを、関係団体に課することがないように、ご配慮いただきたいと思います。

ご承知のことと存じますが、私も電気事業者には国の電気事業者による、新エネルギー等の使用に関する特別措置法、いわゆるR P S法が縛りがかかっておりまして、一定量以上の新エネルギー等による電気の利用が義務付けられております。現状この利用目標量達成すら大変厳しいものがございます。

目標量を達成するにあたっては、自らがこのR P Sの対策、対象となる電源を開発することのほかに、風力などの新エネルギー等の電気相当量、いわゆるR P Sクレジットというものを、売買することが認められているわけですが、これはもともと風力などの新エネルギーの、ポテンシャルが地域においていろいろ偏在していると。ある地域では、まだまだたくさん開発ができるけれども、ほかの地域では、ほとんど開発する余地がないと、というような地域的な状況を踏まえて、全国規模での売買が認められているものでございます。このために、このR P S法の目標以上に、長野県さんのほうでそれに上乘せするような義務量を達成すること。またその内訳で、長野県の県独自のもの、あるいは長野県産のものと、いうふうに分けられるというものは、一種の二重規制でございまして、もともとそのR P S法の主旨、いわゆる全国規模で、市場メカニズムを利用したエネルギー政策という考え方と、整合性のないものと思っております。

2つ目でございますが、この利用計画書の中で、エネルギー源の種類あるいは内訳が分かるような、計画書の策定、または実績報告書の提出、公表等はぜひご容赦をさせていただきたいと思ひます。



もともと私どもは、地域の社会的自然的特性、あるいはいろいろな新エネルギー電源の経済性、運転特性などを総合的に判断した上で、適材適所で利用する最新エネルギーを選択しております。RPS法においても、もともと事業者ごとのエネルギー源別の利用目標量というの、定められているものではございません。

この条例の骨子案に定められているような形で、再生可能エネルギーの導入計画書、実績報告書を、エネルギー源の種類や内訳が分かるような形で、提出、公表をされるということは、エネルギー源ごとの利用量というものが、どれだけあるべきだと、いわゆるコンセンサスまた評価基準等が存在していない状態で、無意味な議論を引き起こすと思われる懸念、あるいは全国でのエネルギー源ごとのクレジットの受注バランス、これの地区アンバランスによるRPSクレジット価格の高騰、これによりまして電気料金に影響を与える可能性がございますし、これによりまして、当社及びお客様に不利益が被るという恐れがあるものでございます。

従いまして現在骨子（案）に記載されております、エネルギー源の種類が分かるものと、いう表現については、ぜひ削除していただきたいと思っております。

また私どもは長野県をはじめ静岡、愛知、岐阜、三重に及ぶ中部5県下において、保有する発電設備、送配電設備といった電力設備を、総合的に運用して事業活動を行っております。

特に再生可能エネルギーにつきましては、先ほど申し上げましたように地域の社会的、自然的特性や各連系の経済性運転特性などを、総合的に評価判断した上で適材適所に利用しております。

その導入計画や実績報告、これにあたっては長野県に特化した数字を示すことが、難しいということについても、ぜひご理解を賜りたいと思っております。

最後に繰り返しになりますけれども、いずれにしてもこの条例の詳細検討にあたりましては、長野県事務局さんと当社をはじめとする、関係団体、義務付けの関係団体の間で、今後十分に協議調整していただきたいと思っております。

これが私どもの要望でございます。

ありがとうございました。

1点目については骨子（案）をこういう形で検討しておりますので、これからも関係団体と協議をしながら、詰めていくということでありまますので、そちらが必要と思われる事業説明は、どういう形でやるかは任されておりますので、必要に応じてどこにでも、意見を述べていただければいいのではないかと思いますし、やっていただければいい、たぶん無駄がないと思っております。

2番目3番目について、少しこれについての今意見を述べられたので、私たちのほうからいろいろ質問や意見を、交換したいと思っております。

それでは2番目のところについて、こちらのほうから、何かさらに質問なり意見がありましたら、委員の人はおっしゃってください。

ページ7の、一定規模以上のエネルギー供給者、定期的に再生エネルギーの導入計画実績報告書を作成し、県に提出し自ら公表するという、

川妻委員

この主旨といたしますか、これ自体は問題ではなくて、独自の県の義務量を課されると困るといたしますか、難しいというそういう主旨です。主旨としては。

中部電力

ある程度の情報公開は、やむを得ないというふうに理解をしております。ただ、やはり当社も一事業者でございますので、事業者の事業活動に差し障りのない範囲に、させていただきたいというところでございます。

川妻委員

ほかのCO<sub>2</sub>を減らすための全般ご覧になってお分かりだと思えますけれども、温暖化対策推進法あるいは省エネ法などに、全国的な一応基準があって一定規模以上のものは、削減計画なりを提出するようになっているんですけども、どこの都道府県であっても、県の地域の特性に応じて、それを具体化するというのは国の方針になっているのです。

この温暖化対策は、地域特性をかなり考慮するので、東京都とまったく山間地を多く抱える長野県やほかのところ同じようではなく、むしろ地域の特性をうまく生かして温暖化対策を進めるべしという方針になっているので、私たちもその精神の沿って、この長野県でできること、長野県でしなければいけないことを、考えるということの立場から作成しているのですけれども、その観点からまだこれは長野県独自のどこまで踏み込むかと、あるいは一定規模というのをどのくらいにするのかと、というのは検討中なのですけれど、できるだけ長野県の特徴を生かして、広げるものは広げるもの、厳しくするものは厳しくするもので長野県の使命を果たしたいという考え方ですけど、これは一般論として。ですからその一般論からすると長野県独自の数値を出すということについても、検討をしているわけなんです。

今のお話は、国の義務付けが相当厳しくなっているので、これ以上は実際には無理だという話なのか、そのあたりはどういうふうに。

中部電力

はい。率直に申し上げて、このRPS法のクレジットの義務量達成ですら非常に厳しい状況でございますので、それ以上の義務というのはちょっと実現は難しいのではないかと考えております。

先ほどの温暖化対策推進法、あるいは京都議定書の目標達成計画という考え方の中にも、川妻先生がおっしゃるように、地域の特性ということで都道府県は対策を立てることはありますけれども、それは国の規制あるいは方針と矛盾をするようなことを課すということではないと理解しております。このRPS法は、少なくとも全国規模で課されるべき義務というふうに理解をしております。

川妻委員

これに関してどうですか。

諏訪委員

ご意見、非常に経験に裏打ちされたご意見ですので、\_\_\_\_\_ と思っております。今お話の中で、達成困難というお話が出てきますけれども、達成困難どのような関連から判断をされているのか。達成困難を計る目安は、何を目安なのか伺いたいと思いました。

2番に関しましては、私どものRPS上乘せという情報は、こちらの

方では設けておりませんので、中部電力さんに対しても県の条例として明らかな形で何らかの義務量をこっちですというような形での対策ではなくて、むしろ自主的なご判断でRPSよりも、さらにもっと自然エネルギーを導入することを妨げないというか、むしろそれを促進するためには、県も含めて、市民も含めて、企業もいろいろのことを考える立場にあるということをご理解いただきたいと思います。

中部電力

達成困難というのは2つございまして、1つは技術的なところでございます。導入目標量、導入目標義務量達成の中で、当社が自ら開発する、あるいは地域の風力等の新エネルギーを購入するという場合に廃棄物発電の一部を除いて、自然のものでございますのでどうしても出力の変動、あるいは予定外の停止というような心配がございます。

一方我々には電気事業法で電力の給付義務というのが課されておりますので、どんなことがあってもお客さまに実際に電気を届けなければいけないということになりますと、私どもの中でいわゆるバックアップの電源、送電線、又は制御システムの用意をする必要があります。

そうなりますといわゆる新エネルギーの導入に当たっては、それと同等程度の電源を自分で持っておらなければいけないという二重投資という側面がございます。それをこの義務を達成するという中で、どの程度合理的に配置できるかということで非常に苦しいところでございます。

2つ目はやはり経済的な観点でございます。私どもの中でも導入目標量義務を達成するために社内でいろいろと、例えば風力発電適地を探すとかいうこともやっておりますけれども、どうもそれなりに費用がかかってしまうということがございます。

RPS法の中で、クレジット価格の上限というのが定められておまして、そこまではどうしても費用の負担をせざるを得ないというところなのですが、必ずしもその中で十分経済的に開発できるような適地というのが少なく、それを満足させるためには、またそれを上乘せした当社の費用の負担を持っている開発というケースを課せられる可能性がございまして、これは本末転倒ではないかと思っております。

諏訪委員

はい、ありがとうございます。今問題点を技術的なもの経済的なものというものでした。

まず技術的な点について伺いたいのですが、バックアップ等の必要になるようなことは考えるのですが、他社さんの状況、他の電力会社さんの状況を拝見していると、これまであった水力とか太陽光、余剰光のエネルギーで購入されている部分を、RPSに読み換えて対応をされている部分もありますので、どこまで技術的な、追加的な技術的対応というのが必要になっていらっしゃるのかその点について伺いたいという点。

先ほどから費用に関してRPSクレジットという言葉が繰り返し出てくるんですけども、これまでRPSクレジットが必要になるほど購入されたご経験があるのか、私が今知っている限りではRPSクレジットというのは経産省のほうで準備した制度ですけども、利用なさっている電力会社さんたちは、あまりいらっしゃらなかったように記憶しています。

例えば北のほうにある電力会社さんですと、自然エネルギーが非常にふんだんにありますからそれを購入すればすむと。それ以外の分に関しましてもRPSクレジットが必要ないけれども、目標値厳しい目標値ではないところですから、それほど高い目標ではないので、非常にまあ、達成はある意味、考えていたよりは容易であったと。クレジットも必要になっていないというように記憶しておりますので、その点についてちょっとご確認いただきたいと思います。

中部電力

そうなりますと、系統対策等の技術的なところでございますが、少なくとも今ご指摘のように、一般住宅に設置した太陽光発電とか、あるいはお客さまの一種の方の風力さんの余剰分を購入している状況がございます。

ただこれは全体の義務量からいくと、量としてはそれほど多くないものですから、この辺は我々の努力の中で吸収できているのかなと思っております。ただ、それを超えるところがどの程度困難になるか、私も系統運用の専門家ではありませんので、もしご必要でしたら別途機会を改めて、専門的にご説明させていただく場を持ちたいと思います。

今のRPS法の導入規模の達成状況でございますが、これも諏訪委員のご指摘のように、現状は何とか目標を満足している状況でございます。これは2つ理由がございます、1つはまだ現在は経過措置ということで、もともと義務量が本来よりもかなり低く抑えられているということ。

もう1つはバンキング制度というのがございまして、余ったものを翌年度へ繰り越せるというそういうその貯金がまだございまして、低い利価措置と過去からの貯金で何とかまかなっているという状況でございますが、これは2010年の本格的な施行になりますと、その導入量が多くなるということと、もうすでに過去からの貯金が使えなくなるということで、これはかなり導入義務の達成が困難になると考えております。

川妻委員

分かりました。ほかの方どうですか。

ここでは導入計画書をこれから詰めるんですけども、さっき諏訪さんが言ったように、なるべく今度の主旨は事業者、県民、行政が一体となってこの問題に取り組むというので、何か権力的にこれをやれということも無理なものではないし、中部電力のような大変大きな、また社会的な役割が大きいところは率先してなるべく情報公開をし、自らやっていることを、この県の計画を通じて、条例を通じて情報を出して、ここまでやっているという計画書とその実績を逐一報告していただければ、県民にも知れ渡るし、我々の理解も進むというところがあるんです。そこがベースで。

その導入計画書というのをエネルギー源の種類も分かるようにするというのは、時間の関係で3番目のほうにいけますけれど、エネルギー源の種類が分かるものと、これが分からないと再生可能エネルギーの導入がどこまでどのように進んでいるか見えないもので、それでそういう種類が分かるものというふうになっているはずなんです。

それはできないというのは、県の規模にそれを数値としてまとめるのができないのが主な理由ということになるんでしょうか。

中部電力

理由は先ほど申しました、1つは川妻先生がご指摘のように当社、中部電力全体でポイントしていますので、その中で長野県から導入した量というのを実際に集計していないというところが1つ。もう1つは内訳を出すということは、トータルの中で例えば今後RPSクレジットを買っていく中で、そのクレジットをどのように買っていくのかということ、世間に示すこととなります。

トータルで、とにかく全体きちんと再生可能エネルギー導入をしている義務を果たしていることはもちろんお示ししますし、それは最低限の貢献だと思っておりますので、それはやります。

ただその内訳を示すことによって、逆に売り手のほうに間違った情報を与えてしまうということで、例えば一部の方から少し高めのクレジットのオファーを受けるとか、そういうことで当社の収益に不利になるようなところまでは、ちょっとご勘弁いただきたいと思っております。

川妻委員

それについてどうですか。大体理解できましたか。

諏訪委員

すみません。先ほどからクレジットの取引がありますかということに質問を申し上げているんですが、クレジットの取引は現状 すると期間が発生しないことが予想される、バンキングの量がこれだけ大きくなっている状況下においてクレジットの取引価格うんぬんということ、どれだけ懸念される必要がありますでしょうか。

中部電力

これは、この条例自体は、決して1年2年で終わるものではなくて、今後それなりに継続するものと思っております。例えば2010年の最終目標、最終義務量の経過月が終わった段階で、私どもはクレジットの売買をしなくてすむような量になるというふうには思っておりません。

そういうところまで、当然事業主として ことごとくでございます。

諏訪委員

そうしますと、東京電力さんのほうは、RPSの内訳を公表されているんですが、その態度は社会的な情報開示という点から、非常に高く評価されるものですが、そういった他社の情報に関しては、中部電力さんはどのようにお考えでしょうか。

中部電力

これは各社さんの経営のご判断がありますので、他社に対してどうかというのはちょっとコメントを差し控えさせていただきますが、私どもは決してやっていないわけではなくて、今でも環境年報の中で現在の余剰電力の購入メニューとか、このへんはきちんとお示ししております。

決してエネルギー源の内訳を赤裸々に示すということが、環境に対する貢献を示すということにはならないのではないかと考えております。

川妻委員

ここではあまり、この条例の段階では、企業のいろんな支障がありそうなことについてあまねくすべて明らかにしろという意味よりも、そうでなくて趣旨が分かると思えますけど、再生(可能)エネルギー利用に徐々に転換をしていかない限り、これからの時代を好転することができないのでそういうのを、見える形で進めていこうという趣旨なんです。

ですから中電さんがやられたことを、具体的に「こういうふうによっ

ているんだ」と示すことが可能な限り示して、そのためのまた値を示していただければ、我々もそれを材料にしながら積み上げていくことができるので、我々の趣旨を理解いただければ、ここまではできるけど、ここは難しいというのを具体的に示していただければ、こういう形での報告書作成し提出して県も公表するし、そちらの中電としても公表するというようなことをしあいながらやっていくのは、十分可能なんではないかと気がしますけど。

無理やり企業秘密というか、混乱を招くようなものを出せということも毛頭ないんですけど、趣旨としては。

中部電力

法律で義務がかかっているということも十分認識しておりますし、その範囲内で協力はさせていただきたいと思うのですが、やはり内訳も中身をどういうふうに当てるかというふうなのは、ある程度事業者にお任せさせていただきたいなと思っております。

川妻委員

そこは、最後はもうちょっと詰めていただくと、地球環境課のほうでも、そのへんも少し……。

岡本委員

いいですか。

簡単に感想を述べさせていただきます。エネルギーの今いろんなエネルギーがあるんですけども、電力に依存しているという意味においては、とても温暖化と関連の深い業界かなと思うんです。

ほかの今までご意見を伺った意見交換の中で、とても前向きとはいえない姿勢かなという理解を私はいたしました。自然エネルギーが不安定であり、供給義務があるというお話は、自然エネルギーというものが、この世の中に出てきたときから、これは中電さんだけでなく電力各社の常套句(じょうとうく)というようなことで、いつもお伺いもするんですけども、長野県は特に自然エネルギーの中でも太陽光の発電が進んでいて、民間ベースでは全国で1番というふうな環境にあるわけですね。

電力会社さんは、各家庭を毎月人間が目視でメーターを見て回っているわけですから、どこのうちにどれだけ屋根があって、太陽光発電の立地に適したような屋根というのも、一月もあればすべて調査が可能なような環境にあって、自然エネルギーを電力会社さんの発電所として、これから普及していこうと。脱温暖化の社会にエネルギー会社として貢献しよう、自然エネルギーをたくさんやっっていこうという意志があるとすれば、それは民間に任せておくのではなくて、各家庭の屋根を、電柱を敷地料を払って借りるのと同じように、ユーザーの屋根を、中部電力さんが賃貸でお借りになって、そこへ小さな発電所をたくさんつくっていくというふうなことも、十分考えられるというふうに私は思っているんですね。

それから自然エネルギーが、不安定であるということに関しては、例えば病院であるとか緊急のときに、一切停電が許されないような環境の場合は、当然そうでしょうけれども、例えば民間の家庭のような場合は、そういうやむを得ない事情のときには、少々を電源を切ってもらってもかまわないということで、いろいろ前向きに努力して考えていくということで、地球温暖化というふうなことを、みんなで協力して解決してい

く方向へ、ぜひ視線を向けていただければというふうにちょっと思いました。

川妻委員

もう時間ですので、最後にちょっとおっしゃってください。

中部電力

どうもご指摘ありがとうございます。私の説明が悪くて、ちょっとそういうような印象をお受けになったということでしたら、私どもの意図としないことでございますし、決して、私どもも地球環境の保全に対してそれなりに貢献していきたいという強い意思は持っておりますが、ちょっと違うのは、私どもは民間でございます。

決して私どもが、お客さまに不利になるような負担を強いながら進めていけるというところは、自ずから限界がございますし、例えば先ほど太陽光導入につきましても、もともと今の屋根に、住宅外に設置する太陽光発電設備というのは、ある程度の補助があって、かつ今設置されている方の、かなりボランティア的な負担があって何とか成り立っているものでございまして、私どもは屋根に設置した太陽光からの余剰電力は、これは売値とまったく同じ値段で買い取ると、そこまでの犠牲を払っております。

川妻委員

ちょっとすみません。時間が。次の団体が待っているものですから。ちょっとこれ以上はやると次の団体に影響させられないので。すみません。ここまで。

中部電力

ひとまず、ご理解をいただきたいと思っております。

川妻委員

分かりました。ありがとうございます。今日はご苦労さまでした。意見は伺いました。今後とも、どうぞよろしくおねがいします。

(関係団体：長野県ガス協会)

司 会

すみません。続いて長野県ガス協会さんです。

初めにお断り申し上げたいと思っておりますけども、30分という限られた時間なものですから、率直に10分間ほどご意見をちょうだいいたしまして、その後、委員さんとの意見交換で、終了5分間前ぐらいに合図を申し上げますので、5分後を目指してまとめに入っていただければと思います。

もう一点、ここで意見交換した結果、決定することではございませんので、後ほどいただいた意見を参考にし、検討会等で条例案を詰めるときに参考にさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、委員長さん、お願いします。

高木委員長

遅れて来ましたが、ここから意見交換に参加させていただきます。最初にガス協会さんのほうから10分程度のお話をということなので、ご意見をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

一言ごあいさつを申し上げます。本日はこのような機会を賜りまして大変ありがたく、また大変光栄に存じます。

初めに自己紹介をさせていただきますが、私は長野都市ガス(株)のでございます。こちら左側が上田ガス(株)の専務でございます。右側が東京ガス長野支社の副支社長でございます。

長野県ガス協会は7つの事業者で成り立っております。長野都市ガス、上田ガス、東京ガス長野支社で70数%占めていますので、今日は代表で3社で意見を述べさせていただきます。

その前にちょっとだけ長野都市ガスについて触れさせていただきますが、パンフレットをお付けいたしましたけれど、長野都市ガスというのは長野県の田中知事が打ち出されました長野県のガス事業の民営化計画、いわゆる長野モデルに基づきまして東京ガスグループが、この4月から事業を譲り受けて運営している会社でございます。出資は東京ガスグループが70%強であるがガス系統の卸元であります帝国石油、それから隣接する事業者の上田ガス、それから長野県とこうなっています。

この4月から事業を開始して以来、私ども営業体制を整備いたしまして、ガスの普及拡大に取り組んでまいりましたが、昨今の原油の高騰とか環境問題のクローズアップによりまして、法人事業が数件成約になるなど、順調な滑り出しでございます。これからさらに発展していきたいというふうに考えております。

それから来年度の早い時期に、県にお約束をいたしましたとおり、東京ガスの長野支社を切り離しまして、長野都市ガスに吸収される、分割吸収する予定でございます。それから県の、これもお約束いたしました。現在私どもの会社は長野県の職員の方、東京ガスの東京の本体から来た30数名、70数名で運営をしておりますが、数名がそれぞれ戻っておりますので、今新しく地元の方を10数名採用いたしまして、毎年そんなことで地元の方に切り替えていく。いわゆる地元密着企業として、これから体制を整備してまいりたいと思います。

これからも県のご指導、それから出資企業のご支援を得て、環境にやさしいクリーンなエネルギーであります天然ガスの普及に努めてまいりたいということになりますので、よろしくご指導のほどをお願い申します。

それでは長野県のガス協会といたしまして、ちょっと細かくなりましたが大変申し訳ない、それから業界の組織的なものが入っておりますが、東京ガスの長野支社副社長の方から、資料に基づきましてポイントだけ説明をさせていただきます。

それでは県ガス協会の意見ということで、要点を絞ります。まず「1 事業活動に係る対策について」ということで、1と2をまとめますけれども、温暖化対策を推進するための個別対策効果の評価と算定ということで、県単位あるいは事業者単位という評価ではなくて、日本全体を見た中での評価が必要だということと、そのための手法を、ぜひ条例に例示していただきたいということがあります。

事例として、1つだけ申し上げます。2ページ目の裏のほうをご覧ください



ただけますでしょうか。 のところに、コージェネレーションの導入によって導入者のCO<sub>2</sub>排出量は増加するけれども、置き換わる系統電力を評価すれば日本全体のCO<sub>2</sub>排出量は削減されるということをお出し申しあげました。

それから「1.3 再生可能エネルギーの利用促進について」ということですけれども、再生可能エネルギーというものを、温暖化対策に貢献すると意味からは、もう少し広い範囲で拡大していただきたいということでございます。

再生可能エネルギーというのは、事業化が困難な場合と事業規模が小さいということが結構あると思います。一方新エネルギー法の中でも、新エネルギーというものを規定されておりますけれども、その中には従来型エネルギーの新利用形態ということで、天然ガスコージェネレーション、燃料電池等が入れております。こういったものも含めまして実効が上がるような、そういった組み合わせといいますか、そういったものを、ぜひ採用していただきたいということでございます。

それから3ページ目にまいりまして、「1.4 エネルギー供給者に対する再生可能エネルギーの導入について」ということでございますけれども、都市ガス事業者が都市ガスの原料としてバイオマス燃料等の再生可能エネルギーを使用するということは、非常に困難で現実性が薄いと言わざるを得ないということがございます。

ただ一方再生可能エネルギーの製造地点のオンサイトで天然ガス供給して、安定的に供給するという方法というのは非常に有効なので、そういう方法等はぜひ普及させるべきではないかと考えております。

最初のほうの理由ですが、私ども供給規定の中では、都市ガス製造について非常に厳しく規制されております。こういった制度の規定について、再生可能エネルギーにも同様の管理が、求められるということでございますので、これは非常に困難なことだというふうに考えております。

それから、再生可能エネルギーは薄く広く存在するというところでございますので、それを受け入れるということは、受け入れ地点を増やすということになりまして、保安管理上のリスクが大きくなるということもございます。

それから細かい話になりますが、ガスに付臭をしないといけないとか、あるいは再生可能エネルギーの製造場所から、都市ガスの導管に対してパイプラインを引っ張らないといけない、相当長い延長になるともいうようなことも考えられますので、経済合理性の関係から折り合わないといったような可能性もございます。

それから、「1.5 エネルギーの面的な利用の促進」ということですけれども、面的な利用と申しますのは、複数の建物間のエネルギー融通、あるいは複数の施設への効率的なエネルギー供給というものでございますけれども、これは非常に効率的な利用ができるということで普及に対する支援をお願いしたいと思っております。

それでは、4ページ目になります。「産業部門について」、「2.1 天然ガスの普及促進」ということでございますけれども、天然ガスというものは石炭、石油に比べて、非常に環境負荷物質の発生の小さい燃料、クリーンな燃料ということが出来ます。これを普及させるためには、地

方自治体による大気汚染防止法のSO<sub>x</sub>あるいはNO<sub>x</sub> 上乘せ基準の制定ですとか、ISO14001 環境マネジメントシステムですけれども、その取得奨励といったような、環境活動にドライブをかけるような対策が有効だというふうに考えております。

具体的に天然ガスがどれだけクリーンエネルギーかということで表がございまして、CO<sub>2</sub>のところを見ていただきますと、例えば石油が80に対しまして、天然ガスが60というように、非常にクリーンなエネルギーということです。それからもうひとつ、天然ガスは導管による輸送ということで、輸送に伴うCO<sub>2</sub>排出量がゼロということになりますので、石油製品の消費を天然ガスにシフトすることによって、ローリー車や配送車から排出されるCO<sub>2</sub>を削減できるということもございまして。

現在天然ガスのパイプラインというのも整備されつつありまして、県内79万世帯のうち20%今実際に使っていただいておりますけれども、それと合わせて40%にまで供給できるような体制もできつつございまして。

それから5ページ目にまいりまして、安定供給という意味では地震に対しても高圧あるいは中圧のパイプラインは非常に強いということなので、供給安定上も有効です。

それから、長野県内にはばい煙発生施設ということでボイラー、加熱炉、タービン等々ございまして、重油が多く使われております。一方首都圏の工場は、ご案内のように天然ガスの燃料転換が進んでおりますけれども、この理由として省エネ法における省エネ目標の達成ということもございまして、あと東京とか神奈川の地方自治体における大気汚染防止法の上乗せ基準の制定ということもございまして。それからISO14001の取得に、自主的に取り組むと。

こういったことが、大きな理由になっているのではないかと考えておりますので、こういった政策が必要ではないかと考えております。

「2.2 天然ガスコージェネレーションシステムの普及促進」ということでもございまして、コージェネレーションというのは総合効率が高いということで、CO<sub>2</sub>削減に大いに貢献いたします。具体的には総合効率は70%から80%になりますし、CO<sub>2</sub>排出量は従来システムの3分の1削減できるということになりますので、省エネ機器としてぜひ推奨していただきたいということでございまして。

それから6ページにまいりまして、「2.2 電力の二酸化炭素排出係数」ということで、細かい話になりますけれども、今申し上げたコージェネレーション導入をした場合、減少する系統電力の使用量、減少します電力のCO<sub>2</sub>の排出係数というものですけど、これ実質的には火力発電の出力が直接減るということで、火力発電のCO<sub>2</sub>排出係数、マージナル係数と称しておりますけれども、こういったケース方法も使用していただきたいということでございまして。

それから「2.4 優良事業者の公表」ということで、こういったような削減に積極的な取り組んでいるような優良事業者については、公表制度を導入していただきたいということでございまして。それから「3.1 天然ガス自動車の普及促進」ということでは、これも走行中のCO<sub>2</sub>排出量を10%から25%削減できるということもございまして、ぜひ普及の支援をお願いしたいということです。

7ページにいまして「民生部門」「4.1 高効率機器の普及促進」と

ということでは、CO<sub>2</sub>排出量を抑制する効果の高い機器については、省エネ機器として推奨していただきたい。具体的には、家庭用では潜熱回収型高効率給湯機とか、ガスエンジン給湯器、エコウィルと称してはいますが、それから高効率バーナ搭載コンロ等がございます。

業務用では、ガスヒートポンプやガス吸収式空調システムあるいは業務用ガスエンジンコージェネレーションシステム等がございます。

とりわけ家庭用コージェネレーションシステムということで、エコウィル、燃料電池等がございますけれども、このへんは省エネ機器だといっているいいものですので、ぜひ推奨していただきたい。

ちなみに潜熱回収型についても、従来80%の熱効率が95%に上がっているとか、こういったような省エネができるというものでございます。以下省略いたしまして次のページにまいります。

「4.2 環境教育関連」でございますけれども、私どもでも小中学校の総合学習時間というものを使いまして、いろいろ環境・エネルギー教育の支援をする、あるいは出張授業も実際にやっているといったようなこともございます。積極的に取り入れていただきたいと思っております。

具体的には、エコクッキングのご紹介ですとか、燃料電池のご紹介といったようなものをやっております。

「5 その他」ということで、「5.1 エネルギーサービス事業の拡大」とESCO事業と呼ばれておりますけれども、こういったことに対する普及支援をお願いしたいと思っております。これは初期投資が不要ということなので、省エネ設備が導入しやすいと思いますので、省エネ普及化に貢献するだろうと思っております。

「5.2 育林事業」ですけれども、事業者もこういった山林の育林に対する支援がしたいということも考えておりますので、ぜひとも政策の検討もお願いしたいということでもございますし、小中高校生による育林作業を通じた環境学習も必要ではないかというふうに考えております。

ちなみに東京ガスグループでは、本年4月に「長野東京ガスの森」を御代田町に開設しまして、地元の森林組合と協働いたしまして、森林保全活動ですとか、あるいは参加型の森づくりや自然体験ということで、環境教育の場として利用していくことを考えております。

それから「5.3 グリーン購入」ということでは、その対象物品として、高効率のガス機器を加える。それから、「5.4 未利用エネルギーの導入促進」ということでは、ぜひ県に、こういったことに対する相談の窓口の設置をお願いしたい。

それから最後になりますけれども、「5.5 地方伝統食文化の継承や地産地消の推奨」ということで、最近「中食」というのが結構増えておりますけれども、ライフサイクルで見ますと結構エネルギーを使うという面とか、健康にやさしいかどうかという面もございますので、伝統食文化の継承拡大あるいはそのスローフードの食材に代表される、地産地消の食文化に力を入れていただきたいということをお上げます

相当、急ぎ足で申し上げましたけれども、長野県ガス協会の意見であります。

高木委員長

はい、どうもありがとうございます。今のご意見に対する討論をお願いしたいのですけれどもいかがでしょうか。

諏訪委員

私からは、討論というよりはガスのほうが、温暖化防止の観点からガスの  
ので、特にガス協会をどうということではないんですけれども、天然ガスとガス化された燃料というものを普及促進していく支援ということで、条例で少し議論は、もう少ししてもいいのかなというふうに印象を持っております。

高木委員長

はい。ほかにはいかがでしょうか。質問等でも結構です。はいどうぞ。

宮本委員

やはり諏訪委員と同じような意見で、家電製品のところへ目が行って  
いましてけれども、ガスの関係を引き込むことも考えていかなければい  
けないと思いました。

高木委員長

はい。そうですね。当然給湯機器をはじめとするいろんな商品は、か  
なりエネルギーを取っていて、非常にエネルギー効率が高いものも出て  
きているわけですから、それらについてもうちょっときちんと、それが  
分かるような形を、どうやって消費者に示していけばいいのかという道  
筋についても、もう少し我々は、考えたほうがいい。それはそのとおり  
だと思います。

ほかにはいかがでしょう。

川妻委員

川妻ですが、いちばん最初のところで、温暖化対策の効果は、この提  
言は全国規模で評価するのが必要だというお話。これは趣旨はそのとお  
りなんですけども、私どもはこの趣旨に沿って、これから進めなければ  
いけないと思っているのは、長野県は輸送部門のCO<sub>2</sub>がかなり多いんで  
すね。

ですからそれを減らすということは、やはり公共交通を充実させて、  
あまりマイカーに頼らないで、日常の仕事や生活ができるような交通体  
系を充実させない限りは、それは実現しないわけです。そういう意味で、  
ここに挙がっているようにコミュニティバスとか、それから、これから  
もやるんですけど、いろんな事業者が協働して鉄道やバスや、それらを  
連携した公共交通を充実させていけばできると考えているんです。

ここで言われている例として挙がっているのは、コミュニティバスを  
増発した結果、通勤のマイカーは減ったと。地方自治体のCO<sub>2</sub>は増加す  
るがというふうに言っている。地域的に考えても、長野県でコミュニテ  
ィバスが増発したりして通勤用のマイカーが減っていけば、長野県全体  
のCO<sub>2</sub>は減っていくという数値になるのではないかと思うんです。

ですから言われていることの趣旨は、まったくそのとおりなんで、私  
たちも地域の特徴、特性を合わせて、特徴にあった都市は都市、農村は  
農村部、山間部は山間部のやり方でCO<sub>2</sub>対策をいろんな形で工夫しない  
と、全国的なやつはできないんじゃないかというふうに考えて、国のほ  
うもそういう方針ですので、長野県にとっても長野県らしいやり方を工  
夫して、それが全国的にもCO<sub>2</sub>削減につながるようなやり方でいき  
たい、そういう考え方、それは多分ご理解いただいていると思うんです  
が、一応申し上げます。

高木委員長

はい、ありがとうございます。

ここに書かれていることの多くのことは、というか幾つかのことは、私たちのこの中間報告の中にも書かれていることを、ガス協会さんとしてもぜひ進めてくれという内容で書かれていると理解しているんですけど、それはよろしいですか。よろしいですね。

ここで指摘の先ほどのことも、省エネ機器としてどうするとか、複数の企業に対しての簡単に言えば、コージェネレーションの導入とか、そういうもの我々がどういうふうに扱っていけばいいのかということについては、ちょっと宿題として預からせていただきます。

先週の金曜日のときにも、LPガスの協会の方とお話をしたときもLPガスにおいても燃料そのものに対して、新たに何かほかのものを転化するというのは非常に難しいのだと、それとまったく同じことをこの都市ガスでも言えますよと。再生可能の何らかのエネルギーを、ガス管の中に混ぜ込んでいくということは非常に難しいよということは、我々も理解をしております。

LPガスのときにちょっと話をしたんですが、ただ再生可能エネルギーがこれからもっと見直さなければいけない時代であることは間違いなくて、そのときにガス管の中に入れることはできなくても、ガスを今エネルギー供給業者としてのガス協会として、今だと要するに都市ガスに対しては対抗するエネルギーかも知れないけど、そういったものの販売とかそういったものも含めて、どうやったら温暖化の防止に役に立っていく企業として役立っていけるのかということも、ぜひ考えていただきたいなと。

ガス管の中にだけの商売で話をしてしまうと、どうしてもそれを守るということだけになってしまいますので、そうではなくて、LPガスのときも申し上げたんですが、例えばペレットが今後普及してくるなら、ペレットの販売をすればしたら皆さんがしてもいいわけですから、そういうことも含めて、再生可能エネルギーをどういうふうに社会の中に入れていくのかを、エネルギー供給の業界としてお考えになっていただければとちょっと考えました。

ガス協会

若干触れておりますけども、例えば今、下水処理場の昇華ガス、バイオ燃料とかガスのようなものですけども、それをその場でそのガスレンジの燃料にすると、それこそバイオガスとやっぱりちょっと変動がございますので、そのときに都市ガスと合わせて供給安定して使うということは、すでに実際にやっておりますので、私ども、対立する燃料だとはまったく思っておりませんで、それぞれのいいところをうまく生かしながら、全体としてCO<sub>2</sub>削減ができる方法というのは目指していきたいというふうに思っております。

高木委員長

そのために、例えば県の中で何らかの支援なり何なりが必要だということであれば、それを言っていただいてお互いに、ディスカッションをしながらということを進めていければと考えておりますのでよろしくお願いします。

時間になったという話なんですですが、ほかに何かございますか。よろしいですか。はい、では、どうもありがとうございます。

黒沼委員

ありがとうございました。

(関係団体：(社)長野県バス協会)

司 会

それでは引き続きまして、(社)長野県バス協会さんとの意見交換会を行いたいと思います。何度も申し上げて申し訳ございませんが、30分という限られた時間なものですから、最初10分くらいで団体のご意見をいただきまして、その後意見交換をさせていただいて、また残り5分くらいでまとめの合図をさしあげたいと思いますので、そのようなことでよろしくお願ひしたいと思います。

もう一点、本日の意見交換で何かを決定するというものではございませんので、いただいた意見を参考にさせていただいて、後日、また検討会でそのご意見を条例等に反映させていただきたいと思います。

それでは、高木委員長さん、お願ひします。

高木委員長

はい、どうも今日はお忙しいところに来ていただきましてありがとうございます。

では時間も少ないですので、さっそくバス協会さんとしてのご意見を以下伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

バス協会

座ったままでいいですか。バス協会事務局の専務の といひます。よろしくお願ひします。

初めに意見と言われましても、あまりの多くの事柄があるものですから、まず基本的に県の事務局方にちょっとお聞きしたいことは、先ころの1都4県ですか、例の東京都の、あるいは神奈川県、あるいは埼玉県ディーゼル除去装置というふうなひとつのあれがあったのですが、その際に長野県としては、東京都ではこういうような排ガスの対策を取られ、それにかかわる税財政措置というふうなものを当然伴うのですが、私どもの業界とすれば、助成方について何とかご配慮いただきたいというような経緯があったわけです。

その際での県のお話ですと、長野県の場合は特に空気が汚れていないというような趣旨のことで、助成というものは考えていないというような説明がございました。その経過からしますと、この度こういったような、全国的にも地方の県とすれば非常に早い時期での条例というふうな取り組みではないかなと思います。

D P F 除去装置のときのことをお考えと、この度のこの対応の仕方があまりにも、私どもとすれば、どうなったんかなというふうな気がしますので、そのへんのところをちょっとご説明をいただきたいと思ひます。

木曾課長

木曾と申します。D P F の P M の除去のときには、首都圏の方の環境基準の超過が大きいということで、1都3県ですか、そちらのほうで規制基準を決めた中での動きの中であった話でございます。

やはり規制をかけるべき部分が、環境基準を守れないというところでございますので、その中での動きで、各都道府県は支援制度、それから国

交省（国土交通省）もやられたところでございます。

幸いにして、当県ではPMにつきましては、非常に環境基準をクリア、空気がきれいだという事の中で、長野県の車が都市内に入ってくるがあるので、そこに援助ということについてはちょっといたしかねるということで、支援のほうは入れなかったということでございます。

今回の条例の中での、そういう位置付けにつきまして、まだ枠組みもまったく見えてきておりませんので、どういうのが問題があるかにつきましては、今この時点ではお答えいたしかねるということでございます。

バス協会

川中島バスでございます、お世話さまです。バス事業規制緩和以降、非常に厳しい状況でございます、経費の高騰、軽油、最近の燃料費の高騰等、そういった外的な要件で、非常に経営が厳しい状況に追い込まれているというような現状です。

ここで低公害車とか低燃費車の導入ということが書かれているわけですが、なかなかそういった設備に対する投資というのが、現在の乗合事業の中でできないのです。マイカー規制とか、CO<sub>2</sub>の排出規制とか、いろいろこういう政策を立ててあるのですが、その受け皿といいますか、公共交通機関に移行するという段階の中で、公共交通機関そのものが非常に活発に展開をしているという状況ではないということがございまして、まずその受け皿をきちっとしていかなければならないだろうなと思えます。

最近で言えばその公的な輸送、スクールバスとかそういったものもあるのですが、これも入札制度ということで、原価ぎりぎり以下の部分で委託するということもございまして、ある程度投資の部分も含めて、利益構造ができあがっているという事業形態であれば、そういうところも事業者の努力ということで、環境が整っていくと思うのですが、なかなか現状そうではないということもございまして、ぜひこの推進の中に公共交通機関の充実というか拡充といいますか、そういう部分でぜひ補助制度の整備というのもぜひ盛り込んでいただきたいと思えます。

当社でも現在130台ほどのバスがあるのですが、その中にCNGの圧縮天然ガスの車が2台あります。この2台でさえも非常に高価な買物になっていまして、それよりもディーゼル車を買ったほうが安いんですよ。ですから、そういう環境にいい車あるいは低公害の車というものを、メーカーのほうでも、もっと制度的に安くしてくれるとか、税制面で軽減をしてもらおうとか、そういういろいろな助成方法というのがあると思えますので、この計画の要はスタートのときに、ぜひそういう部分を入れてもらって、それであとそこに事業者の努力というものがどれだけこらえることができるかということ、ぜひ検討していただきたいなと思えます。

さもないと今のバス会社、自立でそういうものを整備してこの環境問題に取り組むという活力というか、そういう部分が、言い方は悪いですがもうないというか、非常に苦しい状態になってしまっているというのが現状なものですから、さっき専務が言いましたように、DPFの関係も助成をしてもらわなければ取り付けることができないという状態になっていますので、ぜひ県民の足あるいは地球を守るという観点から、スタートのときからぜひそんな充実した政策施策をぜひお願いしたいと思

います。

長電バスの でございます。今、川中島バスさんのほうからお話し  
がございましたことと、ほぼ意見は同じでございます。バス事業そのも  
のが大変厳しい状況にございまして、加えて今、燃料が高騰するという  
事態は、ただならぬ事態に進んでいる状況です。

確かに私どもも低公害車、低燃費の車を導入したいのですが、それら  
に投資する余裕は今ないという現状でございます。従いましてこの趣旨  
については、ご意向はよく理解できます。今、前の方がおっしゃったよ  
うに、ぜひそういう助成の措置も講じていただければありがたいと思  
います。

以上です。

諏訪バスの といいます。よろしく申し上げます。

今、すでに出尽くしたような感じでございますが、非常に経営状況に  
つきましては、大変厳しいというのがバス事業です。ちなみに当社をと  
ってみますと、路線バスの98%くらいがもう、中古車を買ってきて商売  
をしているというような状況でございます。

その点をかんがみて、長野県下でもより安い原価で講じているとい  
うような状況でございます。そんな中で地域住民の足をどうやって守っ  
ていくかと、日夜努力しているわけでございますが、環境面での施策につ  
いての反対意見はないわけでございますが、なにぶんにもこの苦しい経  
営状況で、皆さまにひとつ知っていただければということでございます。

加えて補助面もありますが、税制面でも何らかの対応が可能ではない  
かというふうに思いますので、ぜひ税制面でのいろいろな検討がなされ  
るということも望んでおります。

いずれにしても、低公害で安全性のあるものということになると、相  
当の設備に対しての価格高騰というものが、負担が大きくなるわけでご  
ざいますので、ぜひそのへんをお願いしたいと思います。

それから、ちょっと原稿を見ますと、いろいろマイカー通勤とかござ  
いますが、この中に義務付け、あるいは努力義務ということがございま  
すが、いろいろ異論はあるのでしょうか、マイカー通勤ということ  
に対してはやはり義務付けをしていただいて、それに関する、例えば正  
直言って路線バスのほうは、もうほとんどないような所もあるわけでご  
ざいますので、そういう所についての例外とか、こういった処置を取る  
中での対応ができるのかなと思いますので、ぜひそこらへんは努力義務  
じゃなくて、義務付けをしていただければなというふうに思います。

以上です。

高木委員長

申し訳ないですけれども、全員の方が一人一言ずつ言われるとほとん  
ど時間が終わってしまうのですが、それでもよろしければ。

バス協会

では簡単に説明します。それぞれ地域が違って、私は千曲バスでござ  
いまして、非常に人口の少ない佐久地方でバスを営業しているのですが、  
そんなことでやはり住民の皆さんの足としても、考え方変わってくるだ  
ろう、変わってもいいですが。



ちょっと2、3申し上げたいのですが、バスは我々は節約すると思っていると、どこを節約するかというと、人件費の節約しかないということで、賞与カットなど、そんなことで大変厳しい経営環境が続いています。その中で公共交通を維持していきまして、先ほど燃費の高騰というのが。そういうのはどこでカバーすることになるかということ、燃料の節約を取ると、人件費しかないということでございます。

もうひとつ、値上げが、もし公共交通で小学校から保育園とかそれから福祉バス、そのことをこの1年以上全国どこもまだ我慢していて運賃を上げてないのです、バス会社は。だから、もしそれを上げたら社会的な影響力がものすごくなくなってしまうということで、それをご考慮いただきたいと思います。

それから先ほど専務からありました、DPFも全国で長野県は及ばないという話があったのですが、全国都道府県中長野県だけが、ご理解いただけなかったという、1年足らずでこういう問題が出てきたということで、ちょっと理解が厳しいなということを一いつ思います。当然この指示については 思っています。

それから我々のバスは、15年とか20年近い18年とかの耐用年数を持って輸送、もちろん車検も15日とか20日の点検を済ませて、人の命を運ぶんですから、そういう車輛整備は十分やって運行しています。それこそ15年18年という車歴を持って運行しておりまして、そういう中で何台以上の自動車を変えろとか、非常に厳しいということです。

もうひとつ古い車につきまして、排気ガスをきれいにする装置というのが今、日本では完成されていないような気がするのです。ですから、前回東京都の場合でも捏造（ねつぞう）というのが出たんですね。早く取ろうと思って。今、その車が私ども いただいたんですが、車がまだ運行しているわけですよ。

そういうことで非常に不審じゃないかと。ですから、そういうことも計算して、よく通さないと、結果的に実施ができないというか、何もならない、できないというようなことでございます。

そういうことで、我々の実情もぜひご理解いただいて、補助金といっても大変厳しい時代でございますから難しいと思うんです。ということで、非常に車両の更新も厳しい中だと思えます。よろしくお願いします。以上です。

高木委員長

よろしいでしょうか。

バス協会

ちょっと補足したいことがあります。この条例案を見ますと、税制でありますとか財政でありますとか、こういうことを言っているのですが、具体的に援助制度といいますが、財政、どういことをやるのか本当は聞きたいです。と申しますのは、先ほどより私は説明したように、DPFのときにも協調補助、せっかく国で環境対策について予算も計上されております。あるのですが、これ自治体での協調補助がないと国からの助成が受けられないと、こういうふうになっております。従いまして、県の方からの助成が出ませんでしたので、実際どうしたらいいかと。せっかく国からの助成が、 すれば受けられないというふうなことで、大変な思いをしたことがございます。ですから、ぜひとも国のこの低公

害車等のバス導入等についての財政処置がありますが、地方自治体すなわち県からの助成がないと、その補助が受けられないという制度になっておりますので、そういうことも十分お考えになっていただきたいということです。

それからマイカーからのバスの転換、すなわちバスの活性化があって、それが前提となってこの制度というのが生きてくるのではないかと思うのです。従いまして、これを読んでいきますと、マイカーにつきましては努力義務というふうな位置付けかと思うのですが、そうしますと、事業者のほうも努力義務というふうにするべきであって、事業者については義務付けというふうな目標になっていると思いますが、それとはバランスを欠くのではないかなと思います。

従いまして、バス利用への転換が努力義務ということだけは、私どもも努力義務で実質的にやりますし、マイカーの公共交通化への転換が義務ということであればこれは私ども義務でいいのですが、そのようなバランスも大事なことでないかなというふうに思います。

高木委員長

よろしいですか。はい。半分、15分がたちましたけれども、ご意見がありましたらどうぞ。はい、マイクを。

黒沼委員

黒沼と申します。公共バス利用への誘導がなければならないということなのですが、これについて、県民の方々がバスに対して一定のいろいろな不安を持っていると。第一に非常に運賃が高い。それから運行時間が、高速バスは早いのですが、本当は通勤の場所に行くまでにそれを利用していると間に合わなくなってしまふ、時間帯が一定しかなく利便性がないということと、長野県も中山間地の特殊な状況で、バス利用がだんだん離れてきているということがありまして、地方自治体では補助金だとかいろいろやって、そして何度かスクールバスなどを利用させていただいているというケースがあります。

しかし、一般に利用させていただく、こう言ったら怒られてしまうのですが、もう少し経営努力というか、そういうことは不可能なのでしょうか。

バス協会

ちょっと、貸してください。今のご意見はおっしゃるとおりなのですが。今の環境の中では黒沼さんおっしゃるとおりなのです。しかし我々はバスはひところは、沢という山という、1日6回朝夕にしる、全部です。我々は運行して、長野県はみんな同じだと思うのですが、木曽の方もいらっしゃるのですが、長野から松本からあらゆる沢と申しますか、へき地全部入りました。JRさんもそうです。本当へき地はなお、我々民営ができない所は、JRさんも入って運行してまいったのです。

ところが、昭和40年代からマイカーが増えまして、現在は1軒に2台3台の時代になりました。そういうことで、バスに乗らない、大方がそうになってきました。やむを得ず我々も運行回数を、6回を3回2回にして、それでダメだったら、そういうのをやめて、そして今日昭和40年代から、マイカーがこうなってバスがこうなったんです。

ですから我々も一番バスの40年代の最盛期が約1千数百万人年間おりました。今は100何万とけた違いなのです。それは我々が合理化のため

に切ったのではなく、乗って行かなくなった時代がやってきたのと、そういう　　そこらへんが、本当に困る手足が不自由な方とか高齢化社会、それから子どもさん、保育園の方、それを皆さん、若い人たちは例えば役所の公務員さんでもいいです、社員でもいいです。そういう人が、子どもはいいから保育園行かないでおばあちゃんを病院へ運ぶとか、通院だとか年金もらえとか、毎日そうだったら皆さんが働けないじゃないかと。それを、私ども公共バスがやるからということで、お客さんは2人、3人しかいないです。

それで人並みの県民の血税をいただいています。それによってバスをせいいっぱい動いているんです。ですから、逆にそういう中でナンバー2、もう少し欲しいということをして市町村でも、じゃあということで今度はスクールバスですとか、1人いくらではどうにもできないですよ。それが私ども最低です。300万台の人員費を負います、社員もね。

ですから、そういうようなこと実情をご理解いただきたいと思います。

高木委員長

あと10分になってしまったのですが、我々としては、マイカー通勤により一人一人が車に乗ることによって、公共交通機関の利用が減ったことが皆さんの経営を非常に苦しめている、それは分かっているつもりです。

ですから、そしてそのことが地球の温暖化に対してただならぬ影響を与えている。だからそれを改善するために普通一般の方がマイカー通勤をしにくくしよう。その受け皿として、長野の場合に新都市交通システム、長野県内で新都市交通システム何だかんだではなくて、たぶんマイカーから降りた人はバスが受けもつだろうという前提でものを考えているつもりなのです。

ですから、先ほどのご意見を聞いていると、要するにニワトリが先か卵が先かの議論になってしまうのかもしれないけど、補助金等を考えてくれないと、マイカー通勤の削減というようなことを出してもらっては困るというふうに受けとられないこともない発言があったのですが、そういうことなのですか。

つまり我々がやろうとしている、マイカー通勤を削減して、その分公共交通機関に乗ってもらうという考え方は皆さんにとっては困る考え方なのですか。

そこをまずお聞きしたいのですが。

バス協会

確かにニワトリが先か卵が先かの論議なのですが、基本的に私どもとしてもこれから将来的にこういった政策というのは大歓迎だというふうに考えております。だから環境のためにマイカーから公共交通機関への移行ということは、私どもとしても積極的に今までも主張してきたところなのですが、ただそういう中で、例えばマイカーから移ってきたお客さんが、たまたま乗ったバスが15年も20年前のバスで、真っ黒い煙を吐いて動いていたと。これでは何のために私たちは、例えばマイカーから乗りかえてバスに乗ったんだというあたりが全然見えなくなるわけですよ。

ですからそういう意味で、マイカーから移ったバスもある意味で低公害のバスだと。だからそれに乗りかえて、市街地に来てくださいよと。

そういうところを並行して、ぜひやっていただきたいということです。ガスのことは事業者が勝手にやれと、低公害なり何なり買って自分で新しいバス買ってやれということになると、なかなか整備が進まないのです。

ですから、今の車もさっき言ったように15年20年使っている。だから今新車買って20年しないと買い替えができないというような状態なのです。ですからそういう意味では、決してマイカー規制、あるいはこういった地球環境というものを否定するなんていう事業者、1社ともいません。みんなこういうのに協力しようと思いますので、ぜひそういう意味では、先ほども言いましたように、一緒に合わせて考えていただきたいというのが、そこで私ども事業者の努力というものがどうできるかということを経営者としても考えなければいけない。これが事実だと思います。

私どもも実情を申しあげているわけでありまして、マイカーで、利用者が減ってきたという実情を改めて、そういうことをご理解いただいて、マイカーというのは非常に高いのですが、いったんお買いになった方はマイカーをうちへ置いておいて、高い運賃を払ってバスに乗っていくかということも、そういう事情もある。バスなら自分で車を買ってしまおうと。その車で行くのが一番安いという実情がある。ですから、もう大体それでみんなやっちゃう。

高木委員長

だからそれを、じゃあマイカーをどうやったらやめて、公共交通機関に乗り換えていただけるかということで我々としては知恵を絞ってきているつもりですし、単に一般のマイカーで通勤されている方に「やめようね、地球のためにやめようね」ということをキャンペーンだけで終わるつもりもございません。我々としては、それはみんな公共交通機関に対するバックアップのつもりでずっとやっていたわけです。

バス協会

結局先ほど出ましたとおり、今度はまた運行回数を増やさなければいけないと、そういうような問題がみんな出てくるものですから。難しい、実情はということをして・・・。

高木委員長

それは分かっております。それでこの中には、これ皆さんご存じになっている、中間報告の骨子の中に、県の責務として必要な温暖化対策の、今ここに書いてあることの中身を実施していく上で必要なことが出てきたときには、助成とか補助とかそういうことも財政的な措置も含めて、きちんとやらなければいけないと、これは責務として書いてあるわけです。

ですから、公共交通に、マイカーというのは我々の認識としては非常に重要なこれからの対策のひとつになります。それを実際にやろうとしたら、ただ皆さんは現実問題としてそんなバスの台数を増やすなんてできないよということが出たときに、というか出るんでしょうけれども、出たときに、じゃあどういう助成の仕方があるんだと、次のステップに入ってくるのだと思います。

ですから、そういう議論の進め方をしていけないと。下手すると規制

そのものに対して「反対なの」という取られ方になってしまうと、これはまったく止まってしまう話になるので、さっき私が質問させていただいたのは、その部分に関してはお互いにコンセンサスがあると。じゃあ具体的に進めるときに、ニワトリか卵かの問題も含めて、詳細についてはこの骨子の中ではとてもうたえないので、具体的にどうするかについては今後詰めさせていただきたいということです。

それから最初に出ていた排ガス規制の装置の話に関しても、それに関してはここでは特に書いてあることではないので、どうも私はよく知りませんがご不信感があるようなので、このへんについては逃げるようで申しわけないですが、ここでは検討事項に入っていますので。

バス協会                   でも、検討すれば重大なことなんですよ。つながっているんですよ。

高木委員長               はい、はい。そのご意見を伺いましたので、そのことは県とまた別途ご相談をしていただかなければ、ここではちょっと話ができないという。

バス協会                   まあ、それは終わった話ですがね。

高木委員長               はい。

川妻委員                   ちょっといいですか。

高木委員長               はい。

川妻委員                   検討会の中でも、この問題はかなり一番、我々いろいろ議論したんですね。マイカーと公共交通の問題の関連。私の意見をちょっと述べさせていただきますと、今、我々が直面しているこの問題は、日本全国でも、全世界でも同じなんですよ、先進国では。みんなマイカーで。

それに対する対策の原則は、やはり公共交通へ携わっているバスや鉄道や、そういう               の事業者や、事業者全部が長野県なら長野県あるいは地域、地域に集まって、その住民の参加あるいは公共交通に詳しい専門家を入れて、対策を練って、具体的に事業を展開していくということなんですよ。

ですからバスの会社の相互の協力はもちろん必要でしょうけど、それだけではなくて、鉄道や、あるいは県民の参加、あるいは行政もそれに巻き込んでやると。話によると、公共交通の活性化協議会というのがあると聞いています。

今度それを地域ごとに展開して、住民の参加の上でやるという話になっているそうなんです。しかし我々が今まで聞いた限りでは、その協議会が具体的にどういう提言を出したとか、どういう努力をしたのか、ほとんど見えていません。

ですからそこをもう少し広く、問題の本質をとらえて、関係する公共交通の事業者が協働して県民の参加の下に、今この直面をどういうふうに変換したらいいのかということも、もう少し広く深くご検討をいただいて、あるいはヨーロッパやほかの都市の経験などを学んでやれば、必ず方向は出てくると思います。

時代の状況は、やはりもうマイカーにこれ以上依存して車を増やしていたら、都市も我々田舎も壊れていくと。あるいは非常にゆがんでいくという事実は、もうはっきりしていますので、そういう方向への転換努力を、少し長いスパンでぜひ努力して、それまで何とかバス会社が減らないように、ぜひ努力していただきたいというふうに思っています。

よろしく申し上げます。

バス協会

先生、ひとつだけいいですか。今の先生のご発言と関係するんですが、マイカーとの整合で、これは例えば具体的に言うと、朝夕のラッシュというのも1人乗りの、そういうような問題が常にあります。これを県警さんに対して、ぜひともなんか規制してもらいたいなというふうな話をして、県警さんは理解しているわけです。やはり県警さんのお立場ですと、長野県だけそういう厳しい規制をかけても、ちょっと難しいというふうな、反動があると。これは確かにそのとおりだと思います。

やはりこれは中央のほうで、関係省庁で少しでもこのことを議論してもらって、これは全国的にそういうものをやろうと。マイカーについては、朝のラッシュのときくらいは、1人乗りあるいは2人乗りというのを規制して、3人乗り以上にしようじゃないかというふうなご意見を、しっかりと閣議とか時間の限りやって、申し合わせぐらいをしてもらって、それをひとつのものにして、各警察に下ろしてもらおう。

そういうことになれば、例えば長野県でも、これは中央で決まったことだからうちの県ではやるんだよと、こういうふうな言い方ができると思うんですね。それがないと、やはり長野県だけなんでそんなに厳しいのかということになりますと、もんですよ。

ですからそういうふうなことについては、中央においても話したというふうに聞いておりませんし、前回のこのバスの自由化についても、当然その議論に入ったらしいんですが、そういうふうな話になったということは聞いておりません。実は、これは大事なことだと思うです。

ぜひともそういうことについて、何かの機会にそういう方向で行くようにしてもらえれば、違ってくるのではないかなというふうに思います。

川妻委員

ちょっとそれは趣旨は十分分かりますけれども、全国一律にやれるものと、やらないで地域特性に合わせてうまくやったほうがいいものと、これは一般論としては非常にあります。

この問題も一律にやるほうがいいのか、その地域、地域に応じてやって、県警の方に理解してもらおうというふうにやったほうがいいのか、そこはそうと知恵の出どころだというふうに思います。

黒沼委員

すみません。ちょっと専務さんに言わせていただきますと、今後こういう公共交通のバス利用については、運営権をめぐって相当な議論が行われて、バス会社の方々と利益の面では反するけど、全般的、この地域にとっては大変さを考えるということでも、相当な議論が必要だと思うんです。

そうすると誰かに規制してもらおうとか、国に頼るとか、そういうことではなくて地域の人々の乗客のニーズに合わせて、どのような公共交通、総合的な公共交通を、どうつくるべきかという、そういう議論にやっば

り今後は展開すると思うんです。

そうするときにはぜひ、相当な見方とか考え方が、やっぱり相当ぎくしゃくすると思いますが、そういうところで一番前提は、やはり車に依存しない、そういう社会システムをつくるということです。ぜひそこらへんのところ、私どもの検討委員会でも趣旨をご理解していただきたいと、こんなふうに思います。

高木委員長

時間が過ぎてしまいましたので、すみませんがここらへんで終わらせたいと思います。よろしいでしょうか。

はい、どうもありがとうございました。

(関係団体：(社)日本フランチャイズチェーン協会)

司 会

それでは、引き続きまして(社)日本フランチャイズチェーン協会さんとの意見交換会を行いたいと思います。何度もくどいように申し訳ございませんが、限られた30分という時間なものですから、団体さんのほうから10分程度ご意見をいただきまして、その後意見交換をさせていただきます。

終了5分前ぐらいに、合図を申し上げますのでまとめに入っていたければありがたいと思います。また本日は、ここでお話を伺って何かを決定するという場ではございませんので、また後日、いただいた意見を参考に検討会で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、委員長さん、お願いいたします。

高木委員長

はい。どうも、今日はお忙しいところを来ていただきましてありがとうございます。今、ご説明があったように、ではこれから意見交換を始めたいと思います。最初に10分程度でまずご意見を、この我々が作った中間報告に対してのご意見をいただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

フランチャイズ協会

フランチャイズチェーン協会、 と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今日、お聞きしたのは、経過報告に対して直接のということではなくて、私ども協会のほうで取り組んでいる状況を、まずご説明をするということもしましたので、お手元に資料をお渡ししていますが、それをご覧いただければと思います。10分ということですから、はしょってご説明をすることになります。

例えばフランチャイズチェーン協会というのは、文字通りフランチャイズビジネスの経済の発展をということで設立をしまして、昭和47年に当時の通産省、通産大臣から認可を受けたというような団体でございます。

としましては、コンビニエンス、外食、それからその他のサービスということで、外食でいいますとモスバーガーさんであるとかマックさんであるとか、牛丼の吉野屋さんであるとか。サービスでいうと、例えばTSUTAYAさんとかリサイクルブックのブックオフさんとか、そん

なところがよくお目に留まるといいますか、会社名でいうとそんなところかなと思っています。

特に24時間営業という形でいきますと、各業界それぞれ絡んでくるところがあると思いますが、今日はコンビニエンスということで、ちょっとご説明をさせていただきたいと思っています。コンビニエンスにつきましては、私どもの会員は13社ございまして、セブンイレブン、ローソンをはじめとして13社。全国で4万1,000店舗の店を抱えています。

全国で4万2,000程度のコンビニエンスがあるということで、としてやっていますので、そういう意味では97.6%の構成比を占めているということでございます。ご当地長野県でいいますと、チェーンとしては5つ。サークルKさん、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ローソンと。細かくいいますと、8月末現在653店という出店をさせていただいています。

そのコンビニエンスが取り組んでいるところで、資料のほうなんですけど、カラーの分を付けていますが、表裏になっていて表はポスターですね。これは今、セーフティステーション活動に取り組んでいまして、後ほどセーフティステーション活動とは何だということをご説明しますが、そのポスターがこの表です。裏を見ていただきますと、導入したセーフティステーション活動のイメージ図という形で、これは具体的には店舗で従業員の方々が日々確認をしてという意味で、事務所掲示用と書いてあります。

その中に書いてありますように、コンビニエンスストアというのは、もちろん第一義的にはお客さまに良質な商品であるとかサービスを提供して、地域のお役に立つということなんですけど、それに加えて町の安全とか安心とか、生活拠点づくりにも寄与できないかということで、今活動を進めているということでございます。

そもそもこのセーフティステーション活動を始めたのは、経緯がございまして、だいぶ前になりますが平成12年の7月だったと思います。警察庁の生活安全局局長のほうより要請をいただいたということでございます。と言いますのは、全国に今お聞きしますと交番、派出所を含めまして1万3,500ぐらいあるらしいです。数年前と比べると10パーセントぐらい減っているということで、減少の傾向にあるということなんです。

それに比べて、コンビニエンスは先ほど申しましたように4万1,000店舗を展開しております。24時間やっているというのは、その94%弱のお店で、3万8,000なにがしになるろうかと思いますが、それが24時間営業と。必ず人がいるということですね。

交番につきましては、先ほど言いました1万3,500のうちの無人という交番もございまして、警察官が多分いらっしゃいまして警戒巡回に回られる間は当然無人になるというふうな交番もございましてということで、24時間必ず人がいるというコンビニエンスが、そのお手伝いができないかということで要請を受けます。

もちろん警察の代わりにするということは、とんでもないできませんが、24時間営業であり有人体制ということで何か役に立てるんじゃないかということで検討を進めてまいりました。

その中で、トライアルという形で平成15年の3月が第一次、それから



11月に二次、三次という形でトライアルで拳証してまいりまして、その間取り組み事項という意味では、そのイメージ図に書いてありますように大項目としては、安全・安心なまちづくりに協力をしようということで、防犯・防災、それから安全対策。

具体的には、防犯はそのものなのですが、安全対策という意味では、子どもさんであるとか女性の方のストーカーに対する対処のサイロといいますが、駆け込みの対応であるとか、高齢者とか、障害者の方へのお手伝いとか、その他もろもろございます。

それからもうひとつは、青少年の健全育成の取り組みということで、これはもちろんのことですが、お酒、たばこは店で売らない、飲ませない、18歳未満の方へは成人誌、有害図書といいますが、それは閲覧させません、販売しません、買わせませんと、そんなことも含めまして、大きな柱としては安全・安心のまちづくり、それから青少年健全育成の取り組みということで、これらを通じて、町の安全・安心な生活拠点づくりということに邁進（まいしん）していこうということで、取り組んでまいりました。

先ほど申しました一、二、三のトライアルを通じまして、例えば今世間をお騒がせしていますが、深夜のコンビニ強盗につきましても、このトライアル活動を通じまして、地域によっては半減をしたと、以前より半減をしたとか、ストーカーとか子どもさんの駆け込みということへの対応であるとか、お酒、たばこの未成年への販売、飲酒防止、喫煙防止、それにつきましても一定の実施効果が出ましたし、各地域からもうまく、各自治体さんからも全員評価をいただいた。

それが確認できましたので、もうひとつ一枚の白文の資料ですが、この2番目に書いてありますが、この10月1日をもちまして全国4万1,000店、具体的にいいますと4万919店ですが、4万919店についてこのSS活動というのを一斉展開したということでございます。

地域別には4万1,000店を一気にということは難しかったものですから、物理的に難しかったものですから、地域別に分割をして、ご当地長野県につきましては7月8日からスタートをすでにしていまして、その他地域6月中旬から、準段階的に展開をしまして、最終10月1日、東京をスタートということで、全店4万1,000店がスタートしたというふうなことでございます。

そんなことで、地域に何かお役に立つことということを主眼にしまして、活動をしております、と、こんなところでございます。

それから後ほどのお話にもなるうかと思いますが、24時間営業の意義といいますが、我々が考える年中無休、24時間営業の意味するところといいますが、プラスマイナスがそれぞれあります。社会的利益、それから社会的損失という意味では、それぞれ物事の功罪というのはあると思えますけれども、プラス効果というふうに手前みそであります。認識していますのは、先ほども申しましたSS活動を通じての社会への貢献、防犯をはじめとしての貢献。

それからコンビニエンスといいますが、お弁当の製造、配送、販売というトータルでのとらえ方をしますと、雇用ということでもそれなりの貢献をさせていただいているというふうに考えています。

それから防災ということでは、大規模災害時のライフライン

としての役割という意味では、24 時間体制というのは不可欠だと認識しておりますし、現にこの長野県さんともセブンイレブン、ローソンをはじめとしまして、災害救援協定を締結させていただいているというようなところで、大規模災害時の水道水だとかトイレの提供だとか、情報の提供とか、そんなことも 24 時間やっているというところに意義というのは、それなりに大きなものがあるのではないかなと思っています。

反対にマイナスといいますが、24 時間やっているからということで、例えばCO<sub>2</sub>の排出というところがあると思いますし、排出に伴って店舗網に配達をするときの環境負荷の問題というのはあると思いますけれども、CO<sub>2</sub>につきましては営業時間を 24 時間やらないとしましても、実際には店舗の冷蔵庫だとか冷凍庫というのは切るというわけにはいきませんので、稼働していると。

切るといえば、電灯、照明であるとか、エアコンということになると思いますけれども、これも従業員の閉店、それから開店準備という形で考えますと、真っ暗で仕事をするわけにもいかないというようなこともありますので、そういう意味なら 24 時間がたとえ十何時間になったからということで、そんなに削減効果というのは、そんなには出ないというふうな気がします。

それから配送ですが、配送はそもそも 24 時間という、そもそもこれはもともと 24 時間ありきで進んだわけじゃないですが、いろいろな環境についても効率の面を考えますと、例えばトラックの便といえますと、現行は交通量の少ない夜間にトラックを動かしているというところなんです。これは道路状態への緩和といえますか、そういうことでもプラス面は出ていると思いますし、そういう意味で 24 時間営業というのが崩れますと、現行の夜間集中の配送体制というのはほとんどの場合が崩れるということがありまして、昼間の配送というのも余儀なくされるというようなことも起きようかというふうに思っています。

縷々(るる)申しましたけれども、非常に早口で言葉足らずで申し訳ありませんけれども、年中無休、24 時間営業することの社会的利益だったり損失、これは両方てんびんにかけてみますと、非常にいたらない手前みそな考え方もかもしれませんけど、社会的利益というほうが多いのではないかなというふうなことも思っています。

そんな意味で、もちろん環境を守っていくというのが大事なことから、十分認識はしていますが、このあたりを全部含めました総合的な観点からのご検討をぜひお願いできれば幸いです。

そんなことをご報告いたしまして、ちょっと時間がオーバーしましたと思いますが、ご報告に代えさせていただきます。ありがとうございます。

高木委員長

はい、どうもありがとうございます。

今、24 時間営業、セーフティステーション活動のご紹介をいただき、24 時間営業のプラスマイナスのついてご報告をいただきましたけれども、何かご意見はございますでしょうか。

川妻委員

川妻です。

条例の骨子案の 6 ページのところに該当するところがございます。こ

これはまだ細目が決まっていなくて、条例の骨子の段階ですが、エネルギー使用量の多い一定規模以上の24時間営業を行う事業者は、定期的に温室効果ガスの排出、これはご存じですね。排出状況・削減計画・実績報告書を作成して提出、それを自らも公表すると。それでその中身を県も公表すると。

このことによって、より情報が公開されて、今お話になったようなことも含めて、県民に伝わっていくのではないかと。この趣旨は24時間を一律に規制するというのではなくて、それぞれの事業者にご努力いただくと。その努力の結果を公開して県民の理解を得るという趣旨なんです。

このあたりの考え方や、具体的な中身についてはまだ詳細をこれから検討するわけなんですけど、これについてのご意見がありましたら、よろしくお願ひします。

フランチャイズ協会

フランチャイズチェーン協会の環境委員長をやっておりますと申します、よろしくお願ひします。

今のお話でございますけれども、すでに13社のコンビニエンスのチェーンがこの協会におりますけれども、全社参加をした環境委員会というものが、この協会に設置をされております。

すでに13社すべて各社単独ですが、環境報告書の作成をしております。その中で1店舗あたりの年間の電気使用量に基づくCO<sub>2</sub>の排出と、これはすでに公表をしております。合わせて私どもは、経団連の産業構造審議会の中の、いわゆる地球温暖化防止対策のフォローアップミーティングというのが6年前から始まっております、業界としてそこに参画をさせていただいております。

そこでは形態ベースで増やしていかない、減らしていくという基本方針で、毎年のフォローアップミーティングで現状すでに達成をしているという評価を一応いただいております。この資料についても、経済産業省のほうから公表されております。

合わせて本県につきましては、以前営業時間帯の時間帯別の電気の消費量の詳細を提出するようということで依頼がございまして、これについても長野地区で出店をしている全社、それぞれ調査したものを提出しておりますので、そういうデータについては、各社それぞれ明快に把握をしているという現状でございます。

またそれら環境報告書をとおしまして、すでに公開されておりますので、それらについてご協力をさせたということについては差し支えないというふうに考えています。

高木委員長

はい。すでにデータをお持ちだということで、それを公開することについてもご協力はいただけるということで、大変心強いご意見でしたが、ほかには。

はい。

宮本委員

6ページの地域協定についても、前向きにお考えでしょうか。お伺いしたいと思います。

フランチャイ

これにつきましては、私ども自身がいわゆる事業者として自ら環境と、

ズ協会

それから経営とそれから社会という、その3つの考え方で対処をしています。ですからいわゆる協定をうんぬんということ以前に、先ほどもお話がありましたように、経営として24時間が成り立たないというところについては、実際に24時間のお店がないわけですし、また必要でないと考えるところではやっておりませんので、我々としては今のところ、また社会的な、あるいは経済的な変化というのもございますので、そういう考え方は持っておりません。

宮本委員

地域協定の話が持ち上がった場合は、それにはあまり対応できないということでしょうか。

フランチャイズ協会

内容がよく分かりませんので、一概には言えないんですが、私どもはそういう考え方として我々なりにやっているということだけ今日は述べさせていただきたいと思います。

高木委員長

先ほどセーフティステーションなどのこともやっていてという話で、また24時間営業をやっていて、夜中に閉店したところで冷蔵庫なんかを動かしているから電気が切れないという話は、確かにお店サイドから見ればそのとおりだと思うんですね。

ただコンビニエンス業界も、かなりもう日本のスーパーマーケットチェーン以上の集客力のあるチェーンになっていることを合わせて考えていただきたいのは、昼間の時間帯ですと、要するに歩いてきたり、自転車できたりいろいろな方法、また通勤の帰りにということもあるかと思うんですが、例えば夜の2時、3時に買い物に来ていらっしゃる方の、ひょっとしたらデータも、先ほどのこともあったのでデータを持っていらっしゃるかもしれませんが、ほとんどの方は多分車でいらしていると思うんです。

やっぱり2時、3時に歩いてくるのは怖いんですね。その方たちが車でできているということ自体も、実際問題としてCO<sub>2</sub>の排出につながっている。もちろんそれは皆さんが悪いわけではなくて、近いにも関わらず、車で行くお客さんが悪いんだという、自分たちには責任はないんだと言われればそのとおりかもしれないけど、営業形態が招いている問題でもあろうかと思うんですね。

ですから多分24時間をやっていることのマイナス面として、電気を切る程度の省エネしかないよというお話でしたが、実際はそうではないのではないかという気が、私はしております。ここでは単に意見交換ですので、そういう考えもあるんだという程度のご理解でも結構なんです。

ほかには何かありますか。時間も、まだちょっとありますので、何かほかにございますでしょうか。よろしいですか。

はい、ではこれで終わらせていただきます。どうもご苦労さまでした、ありがとうございました。

司 会

ありがとうございました。

それでは予定は3時半まで休憩ということになっていましたがお願いします。

(休憩)

(関係団体：(社)長野県建築士会)

司 会

お待たせいたしました。それでは休憩前に引き続きまして、意見交換会を続けさせていただきたいと思います。

次は(社)長野県建築士会さんでございます。

申し訳ございません。初めに、30分という限られた時間でございますので、10分ほど団体のほうからご意見等発表していただきまして、その後意見交換をいたしまして、残り5分ぐらいのときに合図をさせていただきますので、そのへんをお願いいたします。

またこの席は何かを決定するという場ではございませんで、いただいた意見をまた持ち帰りまして、検討会で条例に反映できるかどうかを検討した上で、対応させていただきたいと思います。

それでは委員長さん、よろしくお願いいたします。

高木委員長

どうもお忙しいところをありがとうございます。

私も建築士の会員なので、非常にやりにくいのですが、取りあえず今日は我々県のほうで今温暖化の対策ということで、条例を策定する予定で今やっているのですが、それに対しての建築士会との意見交換ということで、まず今もご説明があったように(建築)士会としてどういうふうにお考えかというご意見からいただいて、あと意見交換をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、お願いできますでしょうか。マイクは、いいですか、はい。

建築士会

あまり準備をしてきたわけではございませんので、一応住宅委員会の前提基準についてはという部分と、それから一定規模、床面積2,000㎡以上住宅についてのという部分については、2,000㎡以上のちょっと考えにくいということだけです。

それから、確かにそういう意識を持っていただくように、我々は設計や施工の段階から小さい住宅や何かに取り入れていく、あるいは確証的な普遍的なエネルギーレベルの低い物でも、建物の中に取り入れてくるような工夫であるとか、例えば ですね。太陽光発電とか、そういったものを入れていき、そういったことも合わせて熱損失を防ぐためのことと並行していくような配慮を、我々も仕事をとおしてやっていかなければいけないなということを感じています。

だから条例とか決まりとか、そういったことで基準を設けていくということは確かに大切なことだと思うんですけど、やはり建築主と一緒にあって、そういったものへの配慮とか、今後そういうものへの考え方とか、一緒に関心を示しながら仕事の中で出していくということをしていきたいと思っております。

よく読んでありませんので、よく分かりませんが、結局2,000㎡以上の建築物あるいは今、 さんの中で申し上げました住宅等2,000㎡以上のということで規模はちょっと大きいということがありますので、建

築士会といたしましては、そういう基準は設けなくていいだろうという見解です。

高木委員長

今、我々の見ているというか、お手元に今、行った資料で9ページからの建築物に関わる対策というところが、多分直接的に影響するところだろうと思います。ここで背景としてはご存じでしょうけど、長野県の場合に建築物の中で排出されている温室効果ガスが相当多い。それは当然寒冷地ですので、特に暖房時のエネルギー消費が非常に多いから、これから温暖化の対策をするときに建築物の対策というのを無視はできないということで、この項目は挙がっております。

ここではAとBという書き方をしている、Aの方は建築物の新築・改築を行う建築主は、ということですが、ここはすべての建築物が相当すると思ってください。Bの方で一定規模以上の建築物のということでは、何平米が適当なのかということについては、午前中に建築(設計)事務所協会さんがいらして話をしたときには、もっと小さい数字の方がいいんじゃないかというようなお話もございましたようです。

今のお話でも、何平米はないほうがいいんじゃないかということもいただいています。建築を実際に現業としてやっていらっしゃる方の考え方としては、むしろ一定規模以上なんてものはなくて、環境性能の向上を図るというのを義務付けしてしまったほうがいいのかということ、その場合もただ難しいのは施主の理解をきちんと受けられるのかというような点に関しては大丈夫なんでしょうか。

我々としても、もちろんすべてのここでは努力義務なので、例えば現業で施主さんと対面して、今長野県ではこういうように断熱性の工場等の環境性能を向上をしなければいけないというのが条例で決まったから、こういうようなことを例えば少しコストがかかっちゃうのだけど、例えば太陽熱温水器とかぜひ入れた方がいいんじゃないかとか、断熱性をもっとこういうふうにした方がいいんじゃないかということ、施主の方に説明したときに、施主は「そんなものいらないんだ」というようなことも当然出てきますよね。

そのへんで義務付けをすると、それを全部対応を現場にいらっしゃる皆さんもやらなければならないということになってくるんですけど、そのへんは問題はないとおっしゃるならば、我々としても踏み込んでしまう手もありますが。

建築士会

まず、定義してしまうよりは、努力義務からきちんとしていって、我々建築士の努力も勘案しながら、少しそんな形で努めていったらなということはあると思うんですが。

参考までに、業務団体の方はどんなふうな考えでしたか。

高木委員長

実は私は午前中、ちょっと大学の方で用事があって出られなかったので、じゃあ川妻さん、。

川妻委員

はい。

さんという会長の方がおみえになっておりました。こういう趣旨

は、非常にうれしいしありがたいことだと言って、全面的な賛成、参与をいただきました。ここに建築物と書いてあるけれども、建築物いうと何か非常に規模が大きいと一般には受け止められるので、表現上だけでも文言としては「住宅等建築物」というふうに記載したほうがよいのではないかという意見も言われていました。

それからいろいろ歴史的なことまで、いろいろ述べられましたけれども、柳澤さんは山にはいるのが趣味だそうですね。県産材を使えと盛んにいうけれども、今は山はキノコもワラビもゼンマイもなかなか採れなくて、山が非常に荒れていると。もっと山をきれいにしなければ、そういうものは上手に使えないということなので、県産材を使うのは大事なことだけど、もっと山をきれいにすることとやるのが大事ではないだろうか。昔のように、木を集め捨てる人もいなくなってきていると。こういうのをやるのは、非常に大事だろうというふうに言われていました。

それから住宅に力を入れるべきだというふうに思うのは、きちんとした断熱効果を入れさえすれば、自分で関わった家でも子供さんが2人いる、あの家庭でも、暖房は一冬18リッター缶で2個で十分済むと。太陽光と断熱を上手にしてやれば、そのくらいは大事だというふうな話でした。

それから古い家は断熱が十分ではないので、そういうところは何とかやるというよりも、外張り断熱層というのをやって改修すると。それを進めるのが必要。外張り断熱をすればいいのではないかと。

大規模な建築物等一定規模のと書いてあるけど、あまり大きくしないで500㎡ぐらいの規模に義務付けを課するのが適当ではないかというふうなお話もいただきました。

それから木質ペレット、木質ペレットのボイラーの普及も非常に重要だというふうに言っていました。若干コストがかかるのでこれを普及させるのは、いろいろ支援が必要だろうというようなことでしたね。

それからこちらの岡本委員からも、水道凍結防止帯の話が出て、これは非常にこのために電気をたくさん使うというような話があって、これ1台あたり、ちょっとその話もしました。

それから屋上緑化についても、これも屋上をシダとかコケなんかにすれば、相当断熱効果は十分あるので、これも大いにやったほうがいいんじゃないかというふうなお話もされました。

ざっと言えば、そんなところです。

## 建築士会

それでは30坪、100㎡の住宅とした場合、そのくらいの規模まで下ろして基準を決めた場合に、何を基準にしてその温暖化に対するレベルまでなるかという、そのレベル設定というのが何かおかしいんじゃないかと思うんです。

外断熱をやれば、それを取り組むことになるのか、いわゆる熱を逃がさない方法を、ひとつの省エネ対策としての取り組みをする。

あるいは一番最初に私が言ったように、光、ソーラーというか、いわゆる自然の力をこの中に取り入れることも含めて省エネになるわけですし、そこらへん、どのレベル、どの基準を設けてやるかというあたりが、例えば100㎡以上の家は、こういう義務付けになっているんだと。

何もないゼロの、ゼロというか在来の中で外壁材ひとつにしても、断熱効果がある物もあれば、ない物もある、じゃあ木を使った場合にどうなるのか。内壁に使った場合にどうなるのか。じゃあ土の壁はどうなんだ。いろいろ基準がありますよね。

ただどこかの上に　　なのか、下なのか、そのレベルというか基準点というか、そこらへんをどのように求めているのかという。

高木委員長

基本的には、もちろん予算というものもあるわけですから、皆さんが施主に対して、建物の建つ場所であるとか、用途であるとか、大きさであるとか、いろいろな条件をもとに、その建物に合った温暖化対策というか、環境対策をまず皆さんが提案して、それに関わるコスト等のことも踏まえて、施主がこれだったらできる、これはできないというのが出てきますよね。それをまず相談することに非常に大きな意義があるだろうと、私は考えています。

これまでだったら、例えばこういうのでやってみたらといったら、それでいくらかかるんだという話になって、それじゃあもうダメだというふうに単純に言われていたのが、でも今は長野県としてこういうような条例ができてから、温暖化対策はできるだけ進める必要があるんだと。ついてはこういうようなアイデアがあるけれども、この中のどれかを採用できないかという相談をするところをする。

それから実際にそれによっていろいろな効果のあるものと、効果のないものが立ってきますよね。それがあ程度数が増えてくることによって、やはりこれはダメだよ、これはいいよというのが見えてきますよね。それをフィードバックしていくことができれば、非常に大きな力になるのではないかなと。

取りあえずこれより下のもの、外断熱はいいけど、内断熱はダメだとか、そういうような規制がかかることは考えなくていいんじゃないでしょうか。仮に10年とか15年とかやってみて、明らかに効果の違いが何か出るようなものがあるならば、それはそのときもちろん考える必要が出てきますが、当面そういう意味での規制はなくて、どういうことをやったのかを出してくださいという形での、義務付けのほうにしても、そういうようなものだと思っております。

何かありませんか。

岡本委員

個別に設計して、個別に建築するということに関わるというふうに理解していいわけですね。そうするとやっぱりここにも県産材という話も出てくるのですが、一方ではやっぱりメーカーの住宅というようなものはカタログが整備されていて、うたい文句も決まっていて、そうするとお客さまにはとても説明がしやすいし、説明がしやすいと同時にそこにはいいことしか書いてないわけです。

そういうことに対して、やはり長野県が長野県の特性を生かした温暖化対策ということで、全体を考えているわけなんですけど、森の国というふうなことで、そういったことを生かしながらというふうに考えたときに、それをやっぱり評価する、あるいは高木さんのほうでおっしゃったように、温暖化に対してどういう特性を持っているかということ、きちんと説明するといえますか、つまりメーカーのカタログに対して、私



たちが提案する家造りはこうなんですよというふうなことをあれする、ひとつのそういうものがやっぱり県も協力しながら、できていくといいのかなと。

それで結果的に、既存の地域の工務店さんだとか大工さんだとか、あるいは地域の山づくりにつながる地元の製材所だとか、そういうところが昔のようにきちんと回っていくと。それを皆さん方が設計して、地元でつくっていくと。こういうことがエネルギー的に、もうよその県とか、よその国から材料を持ってきて家を造るということに対しても、まただいぶ、効果があるんだろうと思うんです。

そのへんは、個別個別になっているのをこういった、例えば公表とか、計画を作成しながら最終的にそういうものがまとめていかれるというふうな方向付けができるといいのかなと思います。

宮本委員

委員の宮本ですが、よろしくお願ひいたします。

設計事務所さんが、こういう条例ができた上で、事務所さんのピーアールに大いに使っていただければいいかなと思います。こんなことをしていますよ、こんなことをしていますよというよなことを、この報告書、まだ決まったわけではありませんが。そんなふうに向きにとらえていただければ、ありがたいと思っております。

またこの条例では、顕彰制度も考えていますので、優良事業者の顕彰に値するかもしれないので、そういう意味で参加のモデルになっていただければありがたいなと思っておりますが。

高木委員長

いかがでしょうか。

建築士会

考え方はよく今理解できましたので、そういうものだというふうには思います。ただその報告を義務付けられるということが大変なことだと思いますし、あと建物規模はどの程度の平米数にするかということも、そこらへんもあると思うんです。

当然施主さんと一緒に、温暖化に対する提案をしていくというのは、これは地球人としてやっていかなければならないと思うんで、そういう浸透はしていかなければいけないということはよく分かりますが、それを報告制度にしてきちっと義務付けるのかどうなのかというところがちょっと疑問に感じるところがあるんですが。

高木委員長

国の方の法律で。いつからでしたか。

同様に建築物の省エネ化を進めなければいけないということで、(すべての)2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物に対してというのは、いつから。もう始まっていますか。

事務局

18年4月1日から。

高木委員長

18年4月1日。いずれにしる国の方でそういう枠が当然、長野県の建物においてもかかってくるわけです。基本的に我々の原案というの、それに近いものでして、ただ長野県の場合に、長野県だからこそ言えるものとして、例えば断熱化のことはちゃんときちんと書き込んでおこう

よと。それから県産材ということも、もちろん森を有している県としては書き込んでおきたいとか、やっぱり再生可能のエネルギーの利用というの、太陽が非常に日射の多い県だから、それを何とか使える方法はないだろうかとか、そういうようなことで、地球温暖化対策に関する計画書というのは、国に出すものと基本的には同じでいいのかもしれませんが、今言ったような長野県としての特徴を持ったものを意識してやっていただきたいというのが、基本的には書いた、作ったものなんですね。

さっき川妻委員からも説明があったように、（建築設計）事務所協会としてはもっと規模は小さくてもいいよという、書類作りは大変。要するに国に出さなくてもいいものを、あえて長野県のために作ることを提案されたわけですから、我々としてはそれを追加されたワークだと思えばなるべく少ない方がいいわけで、2,000 m<sup>2</sup>は当然やらなければいけないんだから、2,000 m<sup>2</sup>を守ったほうがいいというバランスになるだろうし、降ってわいたビジネスチャンスだと思うなら、なるべく小さいほうがいいわけで、今何もここでご返答をという話ではないので、そういったことも含めて考えていただいて、そこで何m<sup>2</sup>以上というのは、今すぐここで決めたりすることではないので、まだしばらく先になると思うんです。

ぜひ建築士会としては、どのような、すべての建物についてやるのがいいのかとか、2,000 m<sup>2</sup>以上ということは多分ないと思うので、2,000 m<sup>2</sup>ぎりぎりまで出すとか、そういうようなこともぜひお考えいただいて、ご提案いただければいいかと思います。

建築士会

結論めいたことが出てしまいましたので、平成 18 年の 4 月 1 日から施行になる、今の大規模建物の省エネルギーの届けということで、2,000 m<sup>2</sup>ということでこの国の方でも届け出の基準が設けられておりますので、これを守っていくことが難しいのではないかとということで、そのほかに長野県としてはもう少し様子を見て考えていっていかれたらということじゃないかなと思います。

川妻委員

最初にちょっと言われたレベルの設定とか基準というものが大事だと言われた、その趣旨をちょっと私なりに入れると、それをやるレベルの設定や基準の前に、ここへ記載されているような温暖化対策、ただ断熱化、県産材、再生エネルギー、緑地等項目を含むと書いてありますけれども、この環境配慮計画書を作り、それを相談し、実際に実施するには、いろいろな情報、メニューが必要ですよ。

それをもっとたくさん、充実してやって、断熱化のためにもこういう素材があったり、こういう効果があったりという、それから県産材も、利用価値はこのくらい、コストはこのくらいとか、再生エネルギーも。

そういうものをもっと充実させれば、そこにかかわる関係者もこの中から配慮計画を選んで、自分たちで実施してくということがやりやすくなりますよね。そういう情報なり、そういうものをもっと集積すれば、イメージもわき、動きやすくなるんじゃないかなという感じがするんです。

我々からすると、そういうものについて実際に建築に携わっている専門家の方々からもいろいろ情報提供をしてもらって、この中身を充実し

ていけば、それじゃこの中からやっっていこうということで、一步でも二歩でも前進できるし、それが2,000㎡という規模だけじゃなくて、もう少し規模の小さいところでも1つでも2つでも工夫していくというところに進んでいくんじゃないかなというふうには思っています。

あまりここで一律に、ここまでやらなければ絶対ダメだと言うよりも、そういう環境配慮の建築物、住宅を造りながら、それをさっき高木さんが言われたように、生かして次に進めていくというものの走りだしが必要なんじゃないかなという趣旨なんですが。

そのへんは、どんなものでしょうか。

建築士会

そうですね。これは大切な取組みとか、いわゆるアイデアというか、いろいろなその対策要素をたくさん用意してあげるということを含めてということですよ。

確かに先ほどメーカー同士の案では、かなり綿密なデータとか温度管理とかやった、結果的な数字を出してお客さまに説明できるというのがあるんだけど、やはり在来工法でやっている、なかなか具体的な数字を出して説明することができない。

そういうようなこともありますので、やっぱり先ほどちょっと顕彰という話もありましたけれども、我々の中にも積極的な人もあれば、施工業者へ勤めている建築士もいれば官公庁にいる人もいますよね。

そういう中から、例えば自分でこういうことをやってみて、こういう成果が上がったと。そういうようなものを発表し合う機会をとおして、どの建物にも生かせるのが基本というか、生かせようじゃないかというようなものの情報もたくさん集めて、そして選択できるようにするということは、大事なことだと思いますね。

何かこうじゃなくちゃいけないから、何かというふうにはしないということではなくて。

川妻委員

そうですね。

建築士会

やっぱりなかなか県産材を使って、単に家に補助金を出してどんどんといっても、なかなか進まない部分もありますよね。非常にどちらかという、その建築物やコストだとか、そういった部分が先にできる部分があって、やはり精神論になるかもしれませんが、やはりこの地球に住む以上、これからの環境をひとつの住宅建築ということに対しても、やっていく必要があるんだよというところを、どう広めていくかという部分で、我々も努力していきたいと思いますけど。

川妻委員

そこで、立ち入って申し訳ないんですが、高木さんがちょっと言われた点で、こういう場合に目前のコストを比較すると高い低いはずが出ますよね。ただでも5年経った、10年経ったという総費用で比較すると、やっぱり当面のコストは高くなったけど維持していく、あるいはその中での温暖化、暖房だとか、いろいろなことを考えると、家計の維持費には助かったとか、その事業所にとってはプラスになったと、そういう実績が非常に大事なんじゃないかと思います。

そうすると一時期高くても、こういうものを使ってみようとか、こう

いう工夫をしてみようということになって、10年先には得をすると、20年先にはプラスになるという、そういうことの位置付けが大事だと。目先のことでやると、一番安いのをぽっと選んでしまう、そういう体質から抜け出すというか、それが必要何じゃないかと思います。

建築士会

コストの問題も出ましたけど、やっぱり（費用の）かけ方として、そういう人も中には多分にいると思います。快適さを求める人たちも増えてきていますね。そのためにお金は使うんだという方もたくさんいらっしゃいますし、例えば暖房するにも蓄熱みたいなもので、このランニングコストと一緒か結構安いものになってくる。ただイニシャルコストが高いので使わないと。そういうことがあります。

そういうものが、我々の今、建築士会の顕彰制度と言いましたけど、そういうのがありますので、そういうようなものも出していただくには、それも審査をするという対象にしていっても、浸透していくのではないかという気がします。

薪ストーブの炎を見るのは暖かくていいよという、そういう環境の部分も提案しながら我々もやっていますけど、だからすべてがマネジメントということになってしまうと、選択の幅は狭いんだけど、そういうもうひとつ先の部分の提案というか、やっていく必要があると思っていますけど。

高木委員長

だいたい時間が来たのですが、このへんでよろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございました。

建築士会

失礼しました。

（関係団体：長野県タクシー協会）

司 会

それでは引き続きまして、長野県タクシー協会さんたちとの意見交換を行います。くどいようですが、30分という限られた時間でございますので、10分ほどご意見を言っていただきまして、その後意見交換を進めさせていただきます。

残り5分で、事務局からまとめに入りたいということで合図を申し上げますので、よろしく願いいたします。またこの場は、意見交換で何かを決定するという場ではございませんので、あらかじめお願いいたします。

では、委員長さん、お願いします。

高木委員長

どうもお忙しいところありがとうございます。それでは意見交換を始めさせていただきます。

お手元に、この私どもが作ってきた温暖化対策の中間報告というのがあると思います。タクシー協会さんに関しては、どういうところが絡んでくるかという、運輸の部分で7ページのあたり、見方によっていろいろな見方があるかと思いますが、一定台数以上の自動車を使用する事

業者はというところが、一番直接的には影響する部分だろうと思います。  
それ以外の部分、逆にタクシーも公共交通の一部であると考えれば、それなりの見方がまた出てくるかとは思いますが、その辺についてご意見等をいただいてからと考えております。  
それではよろしく申し上げます。

タクシー協会

タクシーの方は、昔は車庫待ちで配車されて、そこからお客さんをお迎えに行ってしまう仕事が多かったのですが、佐久の方を代表しますと新幹線のリズムができて、プールにタクシーを止めて、長野駅前もそうだと思うんですが、一番はアイドリングストップというものの点でということになります。

なかなかこれが順番が来たから1台の車に5人ぐらいずつ乗って、そこで夏はクーラーをかけた、冬は暖房をかけるというような形でやることは非常にいいことなんですが、もうお客さんがどんどん降りてくると、次の車がそういうものを設備していないときに、スッと行ってお客さんを乗せる場合、「何だこの車、暑いじゃないか」とか、「寒いじゃないかとか」、そういう苦情が出てくるようなことがたまたまございます。なかなかちょっと我々としても運転手にああやれ、こうやれというようなことも難しいような現状です。

車庫から出ていく車に関しては、待合室に待っていればエンジンストップということもできるんですが、ジャスコのタクシー乗り場などへ配置させておく車に関しては、なかなか難しいですね。

気候のいい時期においてとか、それは可能だと思いますけど、佐久は冬は冬で、また寒いですから、夏は夏でこの南向きのところが待機場所になっていると、暑くて直射日光ががんがん当たって、なかなか難しいんじゃないかと思えます。

ちょっと消極的な考え方で、申し訳ございません。現状は、そういうことです。

高木委員長

実は私たちがこの中間報告を作るにあたって、お手元でいうと3ページのところに各主体の責務というので書いております。各主体の責務で、県は何やる、県民は何やるともありますが、一番下にわざわざ観光旅行者、その他の滞在者というのを設けて、長野県は温暖化対策について積極的な県なので、例えばアイドリングストップをしていたために、車が多少夏場でいけば暑くても、冬場でいけば寒くても、そういうことなので協力をしてくださいよというのを、条例の中にうたうと。それは不必要なアイドリングはそれで少しでも防げるならばということも、ある程度計算には入っている項目でございます。

これを載せたから観光客が「そうか」と言ってくれるか、「何言ってるんだい」と言うのかは、私どもは何とも言えないところなのですが、こういうような県の条例でアイドリングストップが義務付けられているんだよと。だから最初5分間だけ、ちょっと寒いかもしれないけどとか、暑いかもしれないけど、こういうことなのでご理解をいただきたいという、皆さんにとっての言い訳がしやすく、少しはならないかなという項目も一応は考えたことは考えました。こんなことでは、ダメでしょうかね。

- タクシー協会      やはりやるとすれば、先頭車両あるいは2番目の車両ぐらいのところ  
に、4、5人載せて、ほかの待期者の車はエンジンを止めておくという、  
そういうことのような指導をしていくようでない。燃料も上がってき  
ていますし、そうかと言って運賃が上がるわけじゃないし。
- 高木委員長      運転手さんが寒いことに対しては、ぜひそういった対策とか、ウォー  
ムビズを考えているようなことが、何かぜひそういうふうに積極的に、  
とにかく長野の場合いかにして動いている車の、動いている車からのC  
O<sub>2</sub>の排出量を減らそうかという話をしている最中に、止まっている車の  
ために、ガソリンを使うというのは、やはりばかっていますので、もち  
ろん営業的にもそうでしょうから、そのへんについてご理解をいただい  
て、ご協力というか一方的に協力を求めるというよりは、どうやったら  
できるのかということについての協議ができればと。  
    こういうようなシールを県が作って、すべてのタクシーに張ってほし  
いとかいうような要望があれば、それを言っていただければ、それなり  
の対応をするということになっていますので。
- タクシー協会      そういうものがあれば、我々も運転手に対しての指導もね。問題は会  
社の経営上の問題だから、6台待機していれば2台目まではエンジンを  
かけていても、3台目以降はエンジンをストップして暑ければ2台目の  
方に乗っていると。そういう指導をしていくべきだろうと思いますけど  
ね。  
    なかなか、またそういうものがあれば、それに対して県の指導がこう  
いうことであるからというような強い意思表示を持って、また指導がで  
けるとは思いますけれども。
- 高木委員長      ぜひそれは一緒になってやっていただければと思いますので、よろし  
くお願いします。  
    それ以外の項目に関して、アイドリングストップ以外の項目に関して  
いかがでしょうか。
- タクシー協会      あとはスピードの出し過ぎとか、そういうことは当然のことであらう  
と思います。高速道路も80キロぐらいで走ると、100キロで走ると  
か、行程燃費によるの排出量も違ってきますから。  
    聞こえませんか。
- 高木委員長      記録の関係があるんです。
- タクシー協会      そうですか。
- 高木委員長      記録の関係があるので、もちろんこんなマイク無しでもお話しはできる  
のですが。
- タクシー協会      あとはスピードの抑制ということですね。

高木委員長	はい。委員の皆さんは、ほかにいかがですか。はい、どうぞ。
諏訪委員	まず、基本的なことをちょっと伺ってみたいのですが、長野県におけるタクシーに乗せていらっしゃる燃料はガソリンなのか、例えばL P ガスなのか。
タクシー協会	ガススタンドない山間地の場合は、ディーゼルなんですよね。いわゆる軽油。都市的なところへ来ると、ガススタンドがありますからプロパンバスあるいはL P ガス、液化天然ガスの形です。
川妻委員	ガソリンは使って。
タクシー協会	いません。ガソリンを使っているところは、ほとんどありません。
川妻委員	ありません。
タクシー協会	ええ。ただ最近東京あたりで、ディーゼルの使用が規制されてきていますので、今のジャンボタクシー、ハイエース、それはディーゼルだったんですが、今はディーゼル生産しないということで、ガソリンに変わってきています。ジャンボタクシーに限っても。  私のところは、北信で一番北になってしまうのですが、飯山のところなんですが、ガスのスタンドがないということで、あとタクシーのメーカーさんがもうディーゼルの規制ということで、タクシー仕様のディーゼル車がなくなるということで、この先タクシーをやっていく上で、どうしてもガソリン車を使わざるを得なくなってくると思います。
高木委員長	はい、どうぞ。
諏訪委員	ありがとうございます。一般的にはL P G が主ということで、そうするとやっぱりタクシーも公共交通機関の一環として、環境に比較的メリットになる燃料を使ってらっしゃるということで、1人1台乗用車を乗るよりは、皆さんで思案してタクシーに乗ったほうが望ましいという方向性だと思うんですが、この場合にやはりこういった条例もビジネスチャンスととらえて、今までの一般的なサービスに加えて、例えばオンデマンドタクシーですとか、コミュニティタクシーの形でビジネスを展開されるような、ご予定とか構想とかはおありでしょうか。
タクシー協会	ビジネスチャンスと言っても、今、福祉タクシーね、介護タクシー、それに老人の介護されている方々の輸送を相当取られていますので、それがまた我々二種免許を持って自賠責も8万なにがしら払って、車検も1年、1年受けて。ところが介護タクシーということになると、一種免許で白ナンバーで堂々と同じような料金を取って、お客さんから1割負担でもらっているんだと思うけど、あと残りは国に全額請求して、我々のタクシーで運ぶより高いような料金を取っているような状況ですから、なかなかちょっと我々タクシー事業者が、そういう介護的なほうへとい

うのが、ほんとのビジネスチャンスで向こうへほんとは持っていかねければならないんだけど、なかなか輸送と介護の立ち行きが難しく、そちらへ進めないというのが現状なんですよ。

それでやっぱりお客さんを、相当そちらへ取られているということで、なかなかちょっとクリーンなエネルギーを使っているから、ぜひマイカーをやめてタクシーに乗ってくださいということも、これは難しいことだね。ちょっと、お答えに余りあるものが。

高木委員長

諏訪委員さんがおっしゃったのは、介護のことだけでおっしゃったのではなくて、今、日本ではそんなには多くはないですが、外国の例なんかだと、1台の車を何人もの人で使うシステムに移行しているところがいっぱいあって、その中核を担うとして、例えば自動車店協会かもしれないけど、そちらのタクシー協会かもしれない、そういう意味で、ひょっとしたらその流れというのはビジネスチャンスにもなるかもしれないですよというようなことだろうと思います。

だからぜひ今現状として、すぐどうこうということではないのですが、そういった事例がすでに出始めているので、積極的にとらえて、ひとつのビジネスチャンスとしてとらえていくという方向もあり得るかなというのは、我々は感じていたものですから。

タクシー協会

デマンド交通というのも、私はすごく興味があっている勉強しているのですが、やっぱりどうしてもタクシー業者だけで企画しているやっても限界があるので、どうしても市町村に相談を持ちかけたりという形になりますので、結局主体が市町村になって依頼を受ければやれる態勢ができるけれどもという形に、どうしても受け身になってしまうと思うんですけど。

高木委員長

だから要するに地域の中の交通をどうするんだという視点を、ぜひ持っていただくと、県ももちろんそうですし、市もそうですけど、今、公共交通をどういうふうに再構築するのかということで随分いろんな議論が行われていて、何千、何百人も移動しているようなところはバスなり電車なり考えればいいと。

だけど絶対その網目から漏れてくるところがあって、そこに関しては今のタクシー業界が多分期待している部分が多いだろうと思うので、住民を巻き込んで、行政を巻き込んで、そういうような検討会をせっかく勉強されたのならば、それをうまく展開していくことはあり得るのかなというか、我々もこの条例の中でもそういうものも視野に入れながら、ぜひそういうのをバックアップしたいという気持ちもあってやってきたつもりなんです。

だからあまり1社でもだえていると、なかなかうまくいかなかったりすることもあると思いますので、協会としてどういうふうな取り組みをすればいいのかということをお考えいただき、県や市をどうやって巻き込んでいくのか、それと住民をどうやって巻き込むのかということの視点をもっていただくと、また違った展開が出るかもしれないという気はいたします。



タクシー協会 その件につきまして、また協会の方へ話を持ちかけまして、どういうふうに関係の方が動いてくれるのか、我々がどういう協力ができるのかを検討したいと思います。

高木委員長 はい、ほかには何かございますか。よろしいですか、よろしいですか。はい。それではちょっと早いですけれども、どうもありがとうございます。

タクシー協会 では、失礼します。

(関係団体：日本チェーンストア協会)

司 会 それでは、まだ定刻には時間がございますので、皆さんお集まりですので、これから日本チェーンストア協会さんとの意見交換会を開催させていただきます。耳たこだと思いますが、一応30分という時間なものですから、10分ほどで協会さんのご意見をいただきまして、残り意見交換ということで進めさせていただきたいと思います。残り5分くらいになったところで、まとめということで合図をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また本日ここで話をしたことで、何か決定というようなことではございませんで、いただいた意見を生かすように、今後の検討会の中で、また細部について詰めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは委員長さん、お願いします。

高木委員長 どうもお忙しいところに来ていただきましてありがとうございます。それでは意見交換を始めたいと思います。今、我々の手元にもチェーンストア業における地球温暖化対策の取り組みという資料をいただきましたので、これをもとにお話をされると考えてよろしいのでしょうか。

チェーンストア協会 いや、一環ということで。

高木委員長 そうですか。

はい。では今説明があったように、大体10分程度、時間が短くて申し訳ないんですが、それでお話をいただいて、そのあと意見交換という形にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではどうぞ。

チェーンストア協会 今日は貴重なお時間をいただきまして、どうもありがとうございます。日本チェーンストア協会と申します。どうかよろしくお願いいたします。

私どもチェーンストア協会の概要につきまして簡単にご説明をさせていただきたいと思います。チェーンストア協会は、主にスーパーマーケット、それからGMSと呼ばれるような、大型小売店を中心に組織している業界団体でございます。直近の数字で、私どもにご加盟いただいて

おります企業さまは現在 94 社、店舗数でいいますと全国で 8,576 店舗ございます。従業員数でいいますと、8 時間換算で約 44 万人の方が、この加盟企業で事業をされているという状況でございます。長野県下につきましてご説明をさせていただきますと、先ほど 8,500 店の中で加盟企業は現在で 234 店舗です。

それからいただいている中間報告を拝見させていただきまして、この中間報告に基づきまして、幾つかご意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

私ども、小売業という部分でいいますと、大きく分けましてこの中では 3 つ取り組む観点があるかと思っております。

まず一つ目は中間報告(案)の中の 5 ページからになると思っておりますが、分野別の温暖化対策ということで、一定規模以上の事業者は定期的に温室効果ガスの排出量等削減計画、実績報告書を作成し、県に提出し、自らも公表するというところがございます。

それから 2 つ目ということで、6 ページ、次のページで地域の特性を生かした協定を締結する部分、これは 24 時間営業短縮、自動販売機の削減などということで、私どもの業界にも 24 時間営業をしている店もございますので、こちらも関係してくるところです。

それからもうひとつは 8 ページになりますが、アイドリングストップの関係で、一定要件以上の駐車場の設置者、管理者については駐車場の利用者にアイドリングストップの実施を周知するというあたりが、私どもとしては関係していくところかなと思っております。

まず一つ目の計画報告の作成、提出につきましてですが、これは手元にお配りしている資料にもございますけれども、ソフトの生産協会といたしまして、会員各社にご協力をいただきながら、長野県はもとより、全国的にでございますけれども、温暖化についてどのような取り組みをしているかということ、経済産業省のほうに毎年定期的にフォローアップということで報告をさせていただいております。

この中で、私どもといたしましては 1996 年の水準をベースにいたしまして、2008 年から 2010 年までの間でエネルギー消費原単位、これを維持するという目標を掲げております。これにおきまして会員各社の方で、今ご努力をいただいて目標達成に向けて努力をしているところでございます。

具体的な対策等につきましては、1 ページの中ごろから具体的にいろいろ設けさせていただいております。お時間があるときにお読みいただければと思っております。各社、すでに自主的に非常にさまざまな取り組みをさせていただいております。店舗では、なるべく効率的な店舗づくり、それから省エネ機器の導入ですとか、あとそれ以外にも省資源という意味では、ご存じかと思っておりますがレジ袋の削減に取り組んだり、廃棄物の削減、それから店頭ではお客さまにお持ちいただいたトレイとか紙パックですとか、そういうものの回収等々に努めさせていただいているところですので。

温暖化というところかなり幅広いですが、いろいろな取り組みで温暖化対策というものを進めさせていただいているところでございます。

私どものチェーンストアという業界について、少しここでご説明をさせていただきたいのですが、チェーンストアというのは簡単に申し上げ

ますと、本部が1カ所ございます。その本部が各営業のお店を統括しております。そういう意味でいうと、チェーンストアという業界が、よりメリットを発揮するためには、全国で画一的になるべく1つのオペレーションで店舗を運営していくということが考えられます。

そういう意味で、今、我々の会員各社、それから協会もいろいろ取り組みをしておりますが、各社でもご存じのように環境報告書などというものは、すでに作成をさせていただいているところでございます。

そういった中で、今回長野県さんのほうでは、一定規模以上という具体的な一定規模のレベルは、まだ、ご提示いただけていないんですけれども、その中で経過報告提出ということになりますと、長野県独自でこのマットに基づいて作成等々ということになるかと思えます。

そういう意味でいうと、我々の業界からすると、全国で統一的なオペレーションをしている中では、なかなか対応が厳しいのかなという状況がございます。統一的に取り組んでいる状況等については環境報告などで終始ご報告をさせていただいているところでございますので、できればそちらのほうからご対応いただければというのが率直なところでございます。

それから2つ目、24時間営業等につきましては、24時間営業は割と目につきやすい部分ですのでご意見もあろうかと思うんですが、例えば長野県全体の中で見たときに、この24時間営業によって消費されるCO<sub>2</sub>というのが、県全体でどれくらい占められているのかというのが、我々のほうも当然把握をしておりません。

夜間の営業につきましては私どもも一部の店舗に縮小させていただいているところですが、これにつきましては我々のお店というのは例えば冷蔵機器、冷凍機器というのはそもそも24時間稼働しているものでございます。冷凍機を夜中になったら止めるかということ、当然そんなことはないわけで、それ以外の例えば空調機器、照明機器、これらについては営業に伴いましてつけているという状況でございます。

そんな中でも先ほどの私どもの資料の中にもありますように、すでに積極的に前向きに機器の入れ替え、それからなるべく省エネ率の高い機器の導入、店舗づくりの面からもうすでにかなり前向きな取り組みをしているという事実もございます。

そういう点でいいますと、24時間営業を削減するという取り組みで、どの程度の削減効果が得られるかというのは、ぜひ事前に精査をしていただきたい。それが削減効果に対してどれくらいあるのか、全体に対してどれくらいあるのかというのを、ぜひ事前に調べていただきたいというのがございます。

この24時間営業につきましては、案の中にはエネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者という表記がございます。これにつきましても、例えば24時間営業をしている事業者、これは私ども以外にも恐らく随分あるのだらうと思えます。考えるだけでも、例えば飲食業者さんであったり、カラオケのお店だったり、小売業も当然そうでしょう。

そういう意味でいうと、もし仮にこの深夜営業ということが、このCO<sub>2</sub>排出、温暖化というものに何かしら大きな影響があるのだとすれば、もしこれが導入されるということになるのであれば、一定規模以上という線引きをするということなく、すべての事業者がこれは取り組むべき

問題であろうというふうに、我々は考えております。

それから最後に、アイドリング・ストップの問題でございますが、これはすでに我々も自主的に取り組みを進めているところでございまして、長野県内のお店でもすでに自主的にアイドリング・ストップを呼びかける掲示等を、駐車場エリアで掲示させていただいております。これはさらに今後も進めていく予定でございまして、なるべく全店舗でこれは展開ができるように、今、実施に努力を進めているところでございます。

それではざっとではございますが、私どもからの意見としては以上でございます。ありがとうございます。

高木委員長

はい、どうもありがとうございます。

今のご意見に対してご質問、ご意見等ございますか。

では、エネルギー消費原単位を1996年を基準にしてというお話をされましたが、96年を基準にしてある理由というのは何かあるんですか。

チェーンストア協会

すみません。これは(3)の印参照ということで、後ろのほうに記載させていただいておりますけれども、この経済産業省のワーキンググループの中で、基本的には90年度を目標にするというのが、この温暖化対策は基本になっているのですが、これ、当時我々は90年度の数字は把握をしておりませんでした。

そういった関係もございまして、座長と相談の上、直近のデータでいつがあるのかということで、さかのぼった結果、最も古い数字が96年度であったということもありまして、しながら大変恐縮ですが、私のほうは96年度を目標値というか基準値に設定をさせていただいております。

高木委員長

はい、分かりました。

では、どうぞ。

川妻委員

川妻です。質問させていただきます。

24時間営業というのが出たのは、何年前かちょっと年数は分かりませんが、私ももっと若いころには全然なくて、これを維持していくのが誠に大変だと私も関係者にそれを聞いたことがあるんですが、それでもこういうものがずっと続いているのは何でかなという気持ちもなくはないですが、実際にこの場所場所、お店によって、会社によって違うのでしょうか、この夜間、深夜に利用するお客さまの数といいますか、それも含めた費用対効果というのは、そちらのほうではどのような把握されて、やはりこれは維持しないとイケないと。

もちろんこういうものがあって助かったとか、よかったという声があるから続けているということもあるでしょうけど、そのあたりの認識、状況というのはどんなものでしょう。

チェーンストア協会

西友の組織でいいますと、中部という長野県の組織がありまして、そこの業務と管理担当をしておりますでございます。よろしくお願いたします。

今のご質問のお答えでございますけれども、私ども 24 時間を始めたのは昨年の 4 月からでございます。今、長野県内だけの話をさせていただきますと、私どもの S・S・V は実は 61 店舗でございます。そのうち現在 48 店舗が、24 時間営業をさせていただいております。

状況でございますけれども、一部新聞にも出ましたので数字からご説明させていただきますと、1 日の売上を 100 とした場合、私どもは深夜というか夜間営業というところは夜の 10 時から朝の 10 時までというところ方でございますけれども、この間の売上の功績が約 14 パーセントと平均ではございます。

これが昼間からずれ込んだのかということではなくて、ほぼこのくらいが純増になっているという形になります。

お客さんのご意見としては、非常に便利になったと。コンビニエンスと違いまして生鮮食品から、衣料、生活必需品までそろえてございますので、いつ行ってもそれが買えるということで大変喜ばれているのが実情でございます。

川妻委員 14%で、費用対効果は。

チェーンストア協会 費用対効果ですね。単純に私ども深夜だけの損益を計算してみますと、今 48 店舗中 1 店舗だけ少し合わないのかなというところはございますが、そのほかの店舗は基本的にはそこだけで計算しますということです。

高木委員長 いいですか。

諏訪委員 はい。

高木委員長 はい、どうぞ。

諏訪委員 深夜営業が夜の 10 時から朝の 10 時ということですが、この間の時間別の集客数というのはデータはお持ちでしょうか。

チェーンストア協会 すみません、本日はお持ちしておりませんが、基本的にはやはり夜の 10 時から 12 時の間というのが、やはりウエイトは高いというふうに考えています。それからもうひとつ多いのは、7時から10時の早朝です。この時間帯が、ほとんどです。

諏訪委員 そうしますと、確認としましては午前 1 時から 6 時、この間は比較的集客数がほかの時間よりは少なくなるということですか。

チェーンストア協会 そのとおりなんです。

高木委員長 先ほど、お話しいただいたので、国に対して報告書を出しているから、長野県で仮に条例の中でエネルギーに関する報告書を出すことに関しても、ちょっとそこがよく理解できなかったのですが、全国の報告書そのまま長野に出すことで勘弁してくれというか、それで認めてほしいと

いうことをおっしゃったのでしょうか。

チェーンストア協会

すみません。そこまで乱暴なご意見を申し上げるつもりはなかったのですが、今のところ、先ほどのチェーンストアという業界の特徴をご説明させていただきまして、各エリアごとにそこまで細かくというよりは、全体的にデータを把握しているということが多いものですから、できればそこはそういった形で常にあるものでご対応いただければ非常にありがたいということを申し上げたわけで、必ずしもその県に出すのがよろしくないというお話ではないのですが、こういった形は長野県さん以外でも多くいただくことがあります。

そう考えると事務的な、労力がかかりかかるということもありまして、長野県さんだけではございませんので、そう考えるとやはり何かこういう線がフォーマットなり、基づく何か基準みたいなものがあるというのがあります。

そういう意味でいうと、我々の業界としてはすでに自主的にそういう環境報告書であったり、環境データなどを取りまとめているという部分もあって、もしかかなうならばそこでご対応をいただければありがたいということです。

高木委員長

書類の提出のフォーマットを、全国で出している物と同じ形にしてもらえばという意味でよろしいのですか。そこは僕はいまだに。

チェーンストア協会

そうですね。

私は東京から来たのですが、西友グループの社会環境部門の実施推進者のと申しますけれども、私なんかデータを取りまとめる立場の人間から申し上げたいんですけど、チェーンストアの業界にとってというのは高木さんがおっしゃったとおりなんですけども、非常に小さなもので店舗を回そうとしているわけですね。

環境経営とか、ああいうISO14001とか我々も持っているんですけど、いかにその経営の中で環境マネジメントを回すかという考えたときに、非常に数値的なトリガーが、全社的なそういうものを使って活動を起こす。例えばCO<sub>2</sub>のように何トン出るだとか。

非常に個別個別のマネジメントで動く業態じゃないわけですね。やっぱりひとつのを水平に向かって400店舗ということだと、非常に個別対応に対する組織の体制が、正直言って弱いといえば、そういう組織体をつくるじゃないですか、そういう組織のを、本質的に持っていないんですね。

いろいろな自治体とか、いろいろNGOとか、個別の対応はできるだけこなしていこうというのが我々のスタンスではあるんですけど、我々の経営のマネジメントをいかにパフォーマンスを上げるかという視点でいうと、非常にそこは大きな労力がかかってしまうと。私も含めれば、環境部門は私を含めて3人だけで400店舗のCO<sub>2</sub>の削減計画を作っていくわけで、報告書だけにてんてこ舞いになっているのが現状なんです。各個別で。

残念ながら環境の組織ということに関していうと、売上の個数データ

だけ取られるようなシステムみたいに、まだまだリアルタイムや制度性というのはまだまだ問題があって、いろいろな内容のところからつかんでいくというのが勉強だし、それを鍛えながら我々はマネジメントを起こすわけなんですけど、その現状のことを考えると、我々、我々がさせないという。会社によって環境保護規則なり、CSRレコードだったり、こういうところで説明責任を負わすと。

個別のところに関しては、非常に現時点では労力がかかるから、こういうものを持って、もしくは我々が考えているその政策なり、そのマネジメントの政策トリガーを持って、もし報告書ということを経済義務付けることが全体の話なのであれば、そういう配慮をぜひいただきたいと、我々の説明責任というのを、まず尊重していただく形で、提出させていただけないかと、そういうご提案でございます。

高木委員長

分かりました。私が聞きたいのは、長野県の中で条例をつくって、長野県の一定以上の規模、例えば西友の一店舗がそれに相当するのか、あるいは西友の長野県の中、全体がそれに相当するのか、ちょっと私にはよく把握できませんが、当然全国で西友が何店舗あるか知りませんが、例えば300店舗あって「全国でこうですよ」というのを出していただくということは、我々は全然想定していないんですね。

やっぱり長野県の中で、どうなんですかということをお聞きしたいので、そのデータを出せるのですかということをお聞きしたいのですが、割と私はさっきからしつこく聞いていますが、最初の方はそんな乱暴なことは言っていないとおっしゃって、今の話は国に対して出しているそれがあるので、それで説明責任を果たしたいというふうにおっしゃっているような気がして、お二人のおっしゃっていることが、どうも違うような気がしてしょうがないのですか。

チェーンストア協会

すみません。そんな違うことを言っているつもりはないので。

高木委員長

多分、そうだと思うんで。

チェーンストア協会

出せるか出せないかということ、それはエネルギーをかければ出ていく数字ではあるかもしれませんが、我々はその数字を。数字というものは、あくまで実施する立場からするとマネジメントのための指標なわけじゃないですか。それをどう高めるか、下げるか、どう考えるか、どうPDCAを回すか、どう目標化を考えていくかということで、初めてそういう推進になるわけですね、考え方としてね。

そこにエネルギーをかける意味合いもあると。例えば長野県だけの数字を集計して、それは集計すると出ますと。提出することもできますと。だからそれは我々もマネジメントとしての指標としては、あまり有効的なものではないんですね。チェーンストアということからすると。

そうするとその数字を組織としてエネルギーをかけるのは、やっぱり社会的コストという形になってきてしまうので、それはお客さまに知られていくみたいな話になっちゃうので、やはりそういうのはお互い最少化する形で、ビジネスも進めていきたいというのが趣旨で、具体

的にここにこういう報告書だというツールがないままに、今こういう話をしているからあれなんですけど、今後こういうことを進めていく中で、我々も であり、できるものできないも、むしろこの数字を有効にしたいためには、もうちょっとこういうのでできないかというのは、当然入ってくるだろうと思う。

そういうふうに想定しての発言です。

高木委員長

はい。

諏訪委員

恐らく本社機能で、いろいろと少ないスタッフでデータを取られて回しておられるので、非常にその点ではマネジメントコストパフォーマンスをと考えなければならないというのは非常によく分かるのですが、ただ私どもの問題の意識としては、例えば経産省へ 出していっちゃる、 出していっちゃるデータ、データ対維持のような形がはたして適切なのかという、そもそも論のところから問題意識が出ておまして、もう少し、例えばどこも一緒ですけれども県のレベルだったら、踏み込んだ形での目標設定なども、こういうところもいろいろお願いをしていかなければならないじゃない、ということになっているというふうにして、その意味で長野県、例えば西友、長野県にある店舗に限ってとにかく見ても、目標値というものをもうちょっと検討するために、何とかデータを洗い出して、データを出していただくということが目的ではなくて、データを出す段階で、 出して目標を立てる、そのプロセスの中から新しい発想をしていただけないかなという、そういう趣旨で物事を考えておまして、それが難しいというのであれば、どういうふうに難しいか、もう少し簡単にするにはどうしたらいいかというのも立てて、お知恵を拝借して、また考えるんです。

チェーンストア協会

ご意見は分かりました。多分、そういうことは非常によく分かりますね。多分、議論の落としどころとか、議論していて考えなければいけないのは、我々会社としては長野県全体での数値目標というのは恐らくつくっていかないし、つくることに対するマネジメントというのは、なかなか議論しないんで、長野県の枠というのは数字としてとらえて、仮に行きましょうと。

ただそれをどういうふうに推進するというのは、全社の 方では400店舗で1%下げるという目標をつくったら、そこも総体して2%としてみて、ウォッチしていきましょうと。そういう説明責任の取り方はできるかもしれないし、それもちょっと進める中で考えていきたいなと思います。

高木委員長

実際問題として、そのマネジメントの展開を見たら、東京都だと非常に大変でしょうけど、長野県はそんなに多くないでしょうから、そこでそんなことを言われても困るというのはよく分かるんですが、ある意味ではそのデータは全部ボトムアップされてきたものを総括してまとめられているデータなわけですから、そのボトムがない状態のものを、長野県は何なのと、全部精査していけというんだったら大変なのは分かりますが、多分今は長野県が言っているだけかもしれないんですけど、多分今後



は各県が同じようなことを当然言ってくる時代だろうと思いますので、今のところは3人でやっていけば大変厳しいと、それはそうだろうと思います。

だけど将来的には西友としては、やっぱり3人ではとても対応できるチームワークではなくて、例えばそれが10人規模になっていって、環境問題に対してもっと地域差まで考慮に入れた環境計画を立てていくという時代に、私が補足してもしようがないのですが、多分なるんだろうなと。たまたま長野がその第一歩を行っているだけようすぎないだろうなという気はいたします。

多分大変だと、特に担当の方にとっては大変だというのがよく分かりますが、不可能な数字ではないはずなので、まったくないものを出せと言っているのではないので、そこはぜひ前向きに考えていただけたらというふうに思います。

もうひとつ、最初の方のご発言の中で、24時間営業の深夜営業について、それをストップしたときに、それについての削減効果がどれくらいあるのかについては、事前にそれを調べてほしいというようなことを発言されたのですが、調べてほしいというのは私たちが調べるという意味でおっしゃっているんですね。

諏訪委員

そりゃそうですよ。

チェーンストア協会

申し訳なかったのは、長野県全体のCO<sub>2</sub>排出量というのは当然あるだろうと思います。その中で小売業が占める割合という割合もあるでしょう。その中でさらに24時間というのが今回話題に上っていますので、小売業全体の中で深夜に占めるものがあるんでしょうということがあるんだと思います。

それが県内全体の、例えば24時間、やっているものの深夜の営業をストップしますと、自主締結を結んだとします。そうなったときに県全体でCO<sub>2</sub>に対してどれくらい削減できる、効果がある得るのかということが、もう少し検証いただいてもいいんじゃないかな。

というのは逆を返せば、CO<sub>2</sub>の排出の元というのは、恐らく小売業界でもかなりたくさんあるだろうというのが我々の考えなんです。ですから、24時間営業というのはお客さま、消費者の皆さまが目につきやすい部分ですので、「夜中に電気をこうこうとつけて」というご意見があるのは分かります。

例えば、その深夜営業によって発生するCO<sub>2</sub>というのは県内全体に対していかほどなのかというのは、正直言って我々も分かりません。ですので例えば、それをやめることによって、ものすごい効果があるんだ、ということなのか、やめたけどあまり効果がないということなのか、そこらへんの検証というのが必要なんじゃないかなというのが、先ほどの発言の趣旨でございます。

高木委員長

それはおっしゃることは、まったくそのとおりだと私も思います。それで私たちとしても、できるだけそのデータを把握したいわけですが。当然今、そうおっしゃっているんだから我々がこういうデータを出してくださいということに対しては、ご協力をいただけるものと思っていっぱ

けですよ。

チェーンストア協会

ということは、逆を返せばこの県全体のCO<sub>2</sub>排出量というのはくまなく皆さまから聴取をされるという理解でよろしいですか。

高木委員長

例えば24時間の項目がどうだろうかということを検証するためには、もちろん我々自身が、県自身がどのような項目を調べなければいけないのかということを考えて、その中で例えばチェーンストア協会さんで24時間やっている48店舗の、じゃあそれがどれぐらいのCO<sub>2</sub>を出しているのかということについて、こういうデータがぜひともほしいのという話になったら、それはご協力はいただけるのか。

チェーンストア協会

それはどこが対応可能かというのは細かいところであろうかと思えますけれども、そのへんのデータということなら。

高木委員長

ないものだったら無理だね。はい、分かりました。

チェーンストア協会

それはご協力させていただきます。

高木委員長

はい。ほかにいかがでしょうか。  
はい、どうぞ。

黒沼委員

先ほど一店舗で全部の環境対策をマネジメントしているという、それで今後可能だということでありましたので、ちょっと安心したのですが、ただ一店舗、一店舗、非常に特色のあるお客さんのニーズに合わせた、そういうスタイルを考えていけば、当然数値は出てくるだろうと、私は思っていたのですが、やはりどこのチェーンストアも同じ顔をしているなど、それをお聞きして「なるほどな」と思いました。  
それをちょっと、感想として持たせていただきました。

高木委員長

はい、どうぞ。

諏訪委員

きょうおいでいただいているのは、西友の関係の皆さんということでしょうか。それともそれ以外の・・・。

チェーンストア協会

私は、チェーンストア協会の事務局の担当でございます。こちらは西友のご担当の皆さまということで、私も地元にいるとなかなか分からない部分もありますので、今回は地元の皆さま、それから本部を統括されている方にご参加をいただいて、なるべく地元の状況報告ということで。

諏訪委員

ただ申し上げたいのですが、西友以外のマネジメントスタイルについては、例えば今日は西友さんがトップダウンでいろいろなデータを集めていらっしゃるということだったのですが、ほかのチェーンストアさんがどういうふうに、例えばフランチャイズの　　は、今日のお話の中だけでは、ちょっと　　でしょうか。

チェーンストア協会 各社さんで、細かな違いはあろうかと思えますけれども、我々のチェーンストアという状態の運営という意味でいうと、大きな違いはないという理解でよろしいですか。

はい、今ちょっとフランチャイズのお話が出ましたけれども、フランチャイズ、代表的な例でいえばコンビニエンスさんなんかとは、我々は運営の仕方がちょっと異なりますので、直営で本部が統括をしてお店を回していくという考えは、我々のご加盟いただいているチェーンストアは基本的にすべて同じでございます。

諏訪委員 商品陳列などを拝見すると、地産地消のものを多く入れていらっしゃるスーパーさんであれば、ちょっと の形でなさっているところもありますし、そういう形でちょっとマネジメントスタイルが違うということですか。

チェーンストア協会 そうですね。それは各社さんの特色というか、個性の出し方だと思います。完璧に統一化して、それでお安く商品を提供するというプランの企業さんであれば、地域に応じた品揃えをもっと積極的に展開して、より地域密着型のお店を展開しようという企業さんもあるかと思うんです。それは若干各社によって、差はあろうかと思えます。

その辺もし、除いたら、大差はないというご理解でよろしいかと思えます。

高木委員長 もうひとつ、チェーンストア協会というのは、日本チェーンストア協会というのがあって、その下に例えば長野県の中とか、そういう組織はないんですね。

チェーンストア協会 申し訳ございません。県単位は設けておりません。長野県という意味でいいますと、私どもは関東支部という支部がございまして、そこが細かな地域の問題に対しては、対応させていただいています。

高木委員長 それからホームセンターのようなところは入っていらっしゃるんですか。

チェーンストア協会 一部ございますけれども、私ども以外にも、D・I・Y協会さんというところがございまして、今お話があったようなホームセンターであったりとか、日曜大工用品などを扱っているところがご参加をされている団体さんもございます。

高木委員長 ああ、ほんとに。

じゃあ、例えば長野県内でかなりシェアを持っているようなスーパーマーケットのようなところは、どこに入るんですか。多分長野県の中だけを主にやっているところというの、ないわけではないですね。

チェーンストア協会 業界団体ということですか。

高木委員長 いや、例えばスーパーだったら。

チェーンストア協会 長野県スーパーマーケット協会。

チェーンストア協会 そういふのがあるの。  
失礼しました。長野県スーパーマーケット協会というの、今のその。

高木委員長 そういふところがあるんですね。はい。

チェーンストア協会 はい。

高木委員長 分かりました、すみません。  
ほかにはよろしいですか。

川妻委員 今日お話を伺って、そちらの日本チェーンストア協会のような業態と  
いいですか、営業の仕方を取っているところにとっては、都道府県単位  
で、いろいろなことを独自にいろいろやって、それに対応しろというの  
が非常に何というか全国一律ではないので、いろいろご負担があり大変  
だというお話は、そういう点ではよく分かるんです。  
しかし今、全体としてみると、国の仕事を地方に移すというふうにな  
っているんですよ。地方分権の時代になっている。その受け皿が都道府  
県だったり、市町村だったりするんですが、それで地域の特色を生かし  
たやり方で内政といいですか、国の政治をやりなさいと。国は外交防衛  
とか、全国一律のやつを、どうしてもやらなければいけないものはやる。  
そうでないと、全国一律というのは、いいように見えるけれども地域  
の実情の合わなくて非常に問題を生じるというのが今までの結果なん  
ですよ。それを直していこうということなので、全国一律のほうが効  
率的にいい状態で今まであったし、今でもあるというのがよく分かる  
んですが、やり方がそれぞれ地域の実情に応じて、大阪は大阪府のやり  
方、沖縄は沖縄のやり方、長野は長野のやり方でやらないと、やっぱり  
地域の住民の参加もニーズもいろいろ合わないとなっています。  
ですからぜひ、それはそのような進み方になって、なるべくそれで無  
駄を省いて効率的に地域の実情にあったやり方でいろいろ運営してい  
こうということですので、そういうことを理解して長野県で営業する  
場合には、長野県の特徴に合わせて、沖縄でやる場合には沖縄に合  
わせてというふうにはせざるを得ない時代だと思ふんです。  
そこが非常に効率が悪いと言われるかもしれませんが、やむを得ない  
ひとつの分権化の時代だというふうに思って、それに合わせた形で  
より県民の支持を得て、すでに一番よくおっしゃられて、やられて  
いるような環境対策なりの効果を県民、住民、国民に示して支持を得  
るところが、残っていくというか、拡大していくということだと思ふ  
んですよ。  
その点を理解していただいて、私たちもとにかくこの地球規模の大  
きな規模の問題を長野県ということでもやらなければいけない難しさ

ありまして、そういう点では非常に苦労しているところがあるんですが、国はやはり大きな枠組みとしてはいろいろな対策を取っているのですが、細かなところは地域に課しているところがあるんです。

ですからこういうふうにはやらざるを得ないところがあるんで、そういうことをよくご配慮いただいて、大変でしょうけれども、それに応じた、そういう特色がある長野県なら長野県、沖縄なら沖縄、北海道なら北海道をつくるのが、日本の国民の生活なり、文化を表象したり、よくしたりするにはプラスになるんだという、その点をご理解いただければ。

これは経済効率とは、ちょっと一面反するようですが、長い目で見ると日本はそういうことで豊かになるということをご理解いただきたいと思いますので、このやり方についてはいろいろ集めなければいけないところもありますけれども、我々のやろうとしていることの趣旨を、ぜひご理解いただきたいと思います。

チェーンストア協会

すみません。先ほどもちょっと内輪で話をさせていただいていたときに、ちょうど地方分権、今のそのお話が出てまいりまして、仕組みとしては重々理解しているつもりです。

ただ我々の業界では、恥ずかしながらまだその体制に整え切れてないというのも、また実情でございます。当然、協力をしないとかいう話ではございませんので、そこはご理解をいただければということでございます。

高木委員長

はい。今のお言葉を聞いて、非常に心強く感じました。

これで何か決めるというのではなくて、これから意見をまたいただきながら、どうやってやろうかということ相談していく段階でありますので、最終的に温暖化の対策をしなければならないという共通認識は持っていただけるとお思いますので、それを具体的にどういうふうにしていけばいいのかということについて、またこれからご相談に乗っていただきながら、進めていきたいとお思いますので、よろしくお願ひいたします。

何かほかにもございますか。よろしいですか。

はい、じゃあどうもありがとうございます。

( 議事録中の                      の部分は確認できなかった部分です。 )